

第5回 総務文教委員会記録

1 日 時 令和2年9月17日(木) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長 八 木 清 美

副 委 員 長 霜 鳥 榮 之

委 員 佐 藤 栄 一

委 員 天 野 京 子

” 高 田 保 則

” 岩 崎 芳 昭

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 1名

議 長 関 根 正 明

7 説明員 11名

副 市 長 西 澤 澄 男

総 務 課 長 平 出 武

企 画 政 策 課 長 葭 原 利 昌

財 務 課 長 平 井 智 子

地 域 共 生 課 長 高 橋 正 一

市 民 税 務 課 長 大 野 敏 宏

教 育 長 川 上 晃

こども教育課長 松 橋 守

生涯学習課長 鴨 井 敏 英

妙高高原支所長 松 岡 孝 一

妙高市所長 後 藤 芳 春

8 事務局員 2名

局 長 築 田 和 志

主 査 道 下 啓 子

9 件 名

議案第 51 号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定について

議案第 52 号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定
について

議案第 53 号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例議定について

議案第 54 号 損害賠償の額を定め和解することについて

議案第 57 号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第7号)のうち当委員会所管事項

議案第 59 号 令和元年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてうち当委員会所管事項

議案第 64 号 令和元年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

陳情第 7 号 「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情

○委員長(八木清美) ただいまから総務文教委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました議案は、議案第54号の事件議決1件、議案第51号から議案第53号の条例改正3件、議案第57号の所管事項の補正予算1件、議案第59号の所管事項及び議案第64号の決算認定2件の合計7件であります。

議案第54号 損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（八木清美） 最初に、議案第54号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） ただいま議題となりました議案第54号 損害賠償の額を定め和解することについて御説明申し上げます。

本案は、令和2年4月23日に上越市中郷区松崎地内の国道18号中郷インターチェンジ入り口交差点で発生した職員の脇見運転による交通事故に対して、損害賠償額を定め和解することについて、議会の議決を求めるものであります。

今回の損害賠償額については、赤信号で停止中の普通乗用車に後ろから追突したことにより、相手方の車両のリアバンパー、バックドアなどを破損させたことによる修理費及びその代車費用並びに助手席に同乗されていた方へのけがを負わせたことによる治療費などの費用であります。このたび相手方との示談協議が調ったことから、損害賠償額91万9981円を賠償し、和解したいものであります。

以上、議案第54号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第54号に対する質疑を行います。

霜島委員。

○霜島委員（霜島榮之） 1点だけ確認させてください。

市の職員のほうは、1人で乗っていたのか2人だったのか、この辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 職員のほうは1人で運転しておりました。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 賠償内容ですけども、これを見ますと、同乗した女性の右肩打撲、頸椎捻挫ということになっておりますけども、打撲はそう大したことないと思うんですが、頸椎捻挫の場合は完治といいますか、それまでには相当時間がかかるわけです。後遺症が残る場合もあるということですが、この賠償額の中にはその後遺症だとか、治療期間だとか、そういうものがどこまで盛り込んであるか、お伺いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 治療費のほうですけども、通院日数が2日間ということですが、それで、後遺症にかかる経費については、見込んでございません。ある程度全て完治したということで、示談のほうを結ばれたというものでございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私も現役時代担当したことがあるんですが、その後遺症というのが非常にはっきりと文書化していないと、後々問題になるということです。今回はその文書の中には、後遺症というものについては、明記されていないということによろしいですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 全て治癒したというような形で、今後の損害賠償額もないということで示談を結ぶ予定

でございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 脇見運転ということなんですけども、ドライバーの方が例えば連日連夜、時間外勤務等で遅くまで仕事をするという、そういう過労という状態にあったということも、私としては考えられるんですが、そういうような状況にあったのかどうか、そこら辺お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 本人のほうに聞き取りいたしましたけども、ちょっとした気の緩みだというような形で、私のほうは承知しております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 相手方の運転手のことがちょっと記載されていないんですが、特に記載をするようなけがとか、症状がなかったということでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 運転手のほうはけが等はなかったということで、運転手所有の車の損害賠償額だけという形になります。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第54号 損害賠償の額を定め和解することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第51号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第51号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） ただいま議題となりました議案第51号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、市民の皆さんにマイナンバーをお知らせしている通知カードが廃止され、通知カードの新規発行や再交付、住所変更などの記載変更の手続を行わなくなったことから、通知カードに関して手数料条例で定めた再交付手数料の規定を削るため条例を改正するものであります。

以上、議案第51号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第51号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 1点ですが、この附則にはこの条例は公布の日から施行するとなっておりますが、公布の日は

いつを予定しているのでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 議決をいただいた後、議会のほうから通知いただいたときに交付させていただく形になります。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ということは、最終日の議決なんで、25日過ぎということですね。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 公布のほうにつきましては、通知いただいてから3日以内という形になるかと思います。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 通知カードは、多分紙の通知カードのことだと思うんですが、その再交付がなくなるということで、今度個人番号カードと私たちが言っているマイナンバーカードのことだと思うんですが、今マイナンバーカードが全員交付されているわけではない中で、紙媒体の通知カードが本当に再交付してほしいともし申出があったときは、その時点で個人番号カード、要するにマイナンバーカードに切り替えてもらうということでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 可能であればマイナンバーカードに切り替えていただくように私ども勧奨しておりますが、現在のものも氏名ですとか、住所等が変更がなければそのまま通知カードとして、身分証明するものとして使えるという経過措置はあります。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） すみません、質疑が悪かったみたいで。再交付をするということは、例えば紛失とかで再交付ということかなと思ったんですけど、紛失していれば使えないわけだから、もし再交付してほしいといった場合は、自動的にもう紙はなく、マイナンバーカードに移行するというのでしょうかということなんです。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 通知カード自体が廃止されますので、再交付という形はなくなるということでございます。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第51号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第52号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ただいま議題となりました議案第52号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、国で定めた基準である法令の条項が一部改正されたことに伴い、当市の条例中に引用している条項を同様に一部改正するものです。具体的には、次ページの新旧対照表を御覧ください。

まず1点目につきましては、保育所等との連携について、それぞれの事業の認可要件の一つとして規定されているゼロから2歳までの保育提供の終了後の3歳児の受皿等を担う連携施設の確保について、連携施設でなくても、卒園後の受皿が提供されるようになっていけば、連携施設の確保は不要とする連携施設の確保の要件を緩和する条件を新たに1つ追加するものです。その追加によりまして、現行の規定は2号となります。

もう一つ2点目ですけれども、居宅訪問型保育事業につきまして、母子家庭等に対するサービスの提供の条件に、従来の保護者の就労に加えまして、保護者の疾病など、身体上、精神上、環境上の理由で、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合という条件を新たに追加するものです。なお、この条例で規定されている事業につきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4事業となりますが、当市におきましては、現時点でそれらの事業を行っている事業者はございません。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第52号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第52号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第53号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ただいま議題となりました議案第53号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案につきましても、先ほどの議案第52号の一部改正と同様、国で定めた基準である法令の条項が一部改正されたことに伴い、条例で引用している条項を同様に一部改正するものです。具体的には、次ページの新旧対照表を御覧ください。

改正の内容は、先ほどの52号の改正の1点目と同様の内容となりますが、それぞれの事業の認可要件の一つとして規定されておりますゼロから2歳までの保育提供終了後の3歳児の受皿を担う連携施設の確保につきまして、先ほどと同様、連携施設でなくても卒園後の受皿が提供されるようになっていけば確保しなくてもいいという緩和条件を追加するものです。また、これらの改正に関わる地域型保育事業者につきましては、先ほども申し上げましたとおり、市内で現在該当する事業者はございませんので、この改正に伴う影響等はございません。

以上、議案第53号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第53号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第53号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会所管事項

○委員長（八木清美） 次に、議案第57号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ただいま議題となりました議案第57号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第7号）のうち、こども教育課所管分について御説明を申し上げます。

予算書の13ページをお開きください。上段の2款1項19目22節償還金利子及び割引料のうち、精算返納金のこども教育課分1590万7000円につきましては、令和元年度に実施した各事業について、事業費の確定に伴い、国・県の負担金等が確定したことによるものです。その内容としましては、子どものための教育・保育給付交付金事業、児童扶養手当支給事業、子育てのための施設等利用給付交付金事業、母子家庭等対策総合支援事業、児童虐待防止対策等支援事業、子ども・子育て支援交付金事業、子ども・子育て支援事業の各事業費の確定によるものです。

以上でこども教育課所管分の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 続きまして、財務課所管事項について御説明いたします。

まず、歳出について、10、11ページを御覧ください。2款1項1目一般管理事業（財務課）につきましては、新型コロナウイルス感染症などの影響による入札、契約の執行に当たって、3つの密を徹底的に避ける観点から、オンライン化の促進や業者の負担軽減について留意するようにと、総務省からの通知を踏まえ、これまで建設工事などの入札に参加する市内業者を対象に実施してきた電子入札を物品購入や一般業務委託などに拡大納入するため、

現行のシステム改修にかかる費用を補正するものであります。

続きまして、歳入ですが、8、9ページを御覧ください。まず、16款2項1目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、先ほど説明した一般管理事業の簡易電子入札のシステム改修に充当するものです。

次に、21款1項1目繰越金につきましては、令和元年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものであります。

以上、財務課所管の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第57号のうち当委員会所管事項に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 電子入札に関する関係なんですけども、業者への負担軽減という説明ございました。とはいながら、業者への導入によるシステム改正の負担というのは何か関わってくるものがあるんでしょうか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 電子入札を利用される事業所の皆さんには、市から電子入札専用のメールソフトと専用アドレスを無償配布し、鍵つきメールの送受信によりまして応札していただきますので、パソコンとインターネット接続環境が整っていれば、本市の電子入札システム導入や利用に係る費用の負担はありません。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あわせて業者はもうみんなパソコン慣れていると思うんですけど、これに対する周知期間、どのぐらい考えているか、いつから始められる予定か、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 本議会で補正予算を認めていただきました後、10月にシステム改修の委託契約を締結します。その後業者への説明、入札参加申請等の手続を行ってまいりたいと思っております。12月には模擬入札の実施、1月からは試行運行をし、4月から本格運用を開始したいという計画でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） この確認なんですけども、今後全てこういう形になるのか、あるいは個人経営でやっているところの対応等については、どのようになるのか、併せてお聞きをします。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 今回の電子入札導入につきましては、市内業者を対象にしております、市外の業者につきましては、今までどおりの対応ということになります。また、電子入札につきましては、パソコン等が必要になりますが、パソコン等を使わない業者さんにつきましては、紙での応札ということを考えております。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第57号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号のうち当委員会所管事項は、原案のとおり可決されました。

議事整理のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時26分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

議案第59号 令和元年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち当委員会所管事項

○委員長（八木清美） 議案第59号 令和元年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち当委員会所管事項についてを議題とします。

審査の進め方についてですが、各所管課から歳出、関連歳入等の説明を受けた後、歳出、歳入の順で審査を進めたいと思います。

それでは、総務課、企画政策課、財務課、地域共生課、市民税務課、妙高高原支所、妙高支所に関わる審査を行います。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） ただいま議題となりました議案第59号 令和元年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定のうち、総務課所管の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。決算書18ページをお開きください。中段の10款1項1目1節国有提供施設等所在市町村助成交付金は、関山演習場用地及び当該区域内にある工作物等の固定資産の価格や市の財政状況などを勘案して交付されたものでございます。

少し飛びまして、38ページを御覧ください。上段の17款1項5目1節台風災害救助費負担金は、台風第19号災害に係る避難所開設などに要した費用に対する国及び県からの負担金でございます。

続きまして、42ページを御覧ください。上段の17款2項6目2節電源立地地域対策交付金は、市内の水力発電施設に対する交付金で、消火栓整備や消防車両の整備などに充当したものでございます。

その下段の17款3項1目3節参議院議員選挙費委託金は、昨年7月21日に執行された参議院議員通常選挙、また県議会議員選挙委託金は、無投票となりました新潟県議会議員一般選挙における、いずれも県からの委託金でございます。

続きまして、48ページを御覧ください。上段の19款1項2目2節災害救助費寄附金は、台風19号災害に対する他の自治体や議会などからの寄附金でございます。

続きまして、54ページを御覧ください。54ページ下段から56ページにかけての22款5項3目1節雑入の総務課分は、退職職員の企業会計所属機関分の退職手当の負担金や東日本高速道路株式会社から措置されます高速自動車道救急業務支弁金、さらに市報みょうこうやホームページへの広告掲載料などが主なものでございます。

続きまして、66ページを御覧ください。下段の23款1項5目1節消防本部・上越北消防署整備事業分担金は、上越地域消防事務組合の消防本部移転に伴う新庁舎建設にかかる経費の構成市としての分担金を支出するに当たり、その財源として市債を活用したものでございます。

また、23款1項5目3節無線デジタル化事業及び無線デジタル化事業（継続費逐次繰越）につきましても、防災行政無線のデジタル化事業を進めるに当たり、その財源として市債を活用したものでございます。

次に、歳出について申し上げます。決算書72ページをお開きください。下段の2款1項1目職員能力開発事業は、多様化する課題に対し、前向きに対応できる職員、政策を立案実行する力を持つ職員の育成を目指し、各種研修事

業を実施したほか、職員の意識改革運動はねうま運動を通じて、より一層の市民サービスの向上に取り組んだものでございます。

続きまして、74ページを御覧ください。上段からの職員管理事業は、行政課題と業務量に応じた職員の適正な配置、人事評価制度の有効活用による人事管理、健康診断、ストレスチェックによる健康管理などを実施し、市職員の働く環境づくりに努めたものでございます。また、令和2年度から施行されました会計年度任用職員制度の運用方法の検討を行ったものでございます。

次に、82ページを御覧ください。下段の2款1項2目広報・広聴活動推進事業は、様々な媒体を活用し、市民生活に必要な情報の効果的な発信提供に取り組んだものでございます。また、ホームページにつきましては、スマートフォンに対応した見やすいデザインへのリニューアルを行ったところでございます。

少し飛びまして、120ページを御覧ください。120ページから124ページにかけての2款4項2目参議院議員選挙、3目県議会議員選挙、4目市議会議員選挙は、それぞれの選挙に係ります人件費、ポスター掲示板設置撤去など、選挙に係る経費でございます。

少し飛びまして、162ページをお開きください。中段の3款4項1目台風災害救助費は、令和元年10月12日から13日にかけて当市に接近した台風19号に対し、避難所開設など災害対応を実施した経費でございます。

次に、大きく飛びまして、258ページを御覧ください。中段の9款1項2目コミュニティ防災施設育成推進事業は、地域の防災力、減災力の向上を図るため、自主防災組織のリーダーや防災士を対象に、避難所運営等に必要な技術や知識を取得する研修会を行うとともに、自主防災組織が整備する防災機材や防災士の資格取得に対し支援を行ったものでございます。

次に、262ページを御覧ください。中段の9款1項4目無線デジタル化事業では、防災行政無線のデジタル化に向けて、屋外拡声子局の整備や戸別受信機の設置をはじめ、システムの構築など平成30年度と令和元年度の2か年継続事業で実施し、整備が完了したものでございます。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 続きまして、企画政策課所管事項について御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。決算書64ページを御覧ください。下段の23款1項1目1節企画債のえちごトキめき鉄道安定経営支援補助金は、県と沿線3市で締結いたしました並行在来線への投資支援スキームに基づき、平成30年度にえちごトキめき鉄道が負担した固定資産税及び都市計画税に相当する金額等を同社へ補助金支出するに当たり、その財源として市債を活用したものでございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。74ページを御覧ください。下段の2款1項1目の情報化推進事業は、住民記録システムをはじめとする各種電算システムや庁舎内ネットワークの安定稼働を図るとともに、セキュリティ対策を強化し、情報資産の保護、管理を徹底したものでございます。

続きまして、88ページを御覧ください。中段から90ページにかかまして、2款1項6目の企画費の中の一番下、補助金、えちごトキめき鉄道安定経営支援は、歳入で御説明申し上げましたとおり、えちごトキめき鉄道の鉄道施設の維持修繕に要する経費に対する補助でございます。

90ページ、その下の総合計画等評価・策定事業は、行政経営の指針となる第3次総合計画につきまして、総合計画審議会による審議のほか、議員の皆様との意見交換会や市民説明会などを経て策定したものでございます。その下の地方創生推進事業は、地域力創造アドバイザーの提言等を踏まえながら、先駆的、先導的な事業の創出に向けた調査研究を進めたほか、妙高わかもの会議を開催し、委員自ら提言したプロジェクトを具体化し、実践したもので

でございます。

以上で、企画政策課所管事項の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 続きまして、財務課の所管事項のうち、主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。決算書13、14ページをお開きください。中段の2款地方譲与税は、国税である地方揮発油税、自動車重量税を原資とした各譲与税に加え、令和元年度からは新たに交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資とした森林環境譲与税が創設されました。

同じく13ページ下段の3款利子割交付金から18ページ上段の9款環境性能割交付金までの各交付金は、それぞれ県税の一部が市町村の人口などに応じて交付されたものです。なお、消費税率の引上げに合わせて、8款自動車取得税交付金が廃止され、10月1日から9款環境性能割交付金が新たに創設されております。

次に、18ページ中段の11款1項地方特例交付金は、住宅借上金等特別税額控除の実施に伴う税の減収補填のほか、消費税率引上げによる消費の反動減対策として行う自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収分の補填であります。

2項子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担の財源として交付されたもので、令和元年度のみ交付金であります。

その下の12款地方交付税は、総額71億4080万6000円で、前年度比4613万円、0.6%の減となりました。このうち普通交付税は合併算定替えによる縮減があったものの、算定に用いる単価の上昇や交付税に算入される市債残高が増加したことなどから、前年度比7186万6000円、1.2%の増となりました。また、特別交付税は台風第19号災害対応に係る措置額が増えましたが、少雪などの影響で、前年度比で1億1799万6000円、8.6%の減となりました。

少し飛びまして、47、48ページをお開きください。中段の19款1項3目妙高山麓ゆめ基金寄附金の寄附額は5131万8000円で、前年度比で574万5000円、12.6%の増となりました。

その下の4目地方創生応援税制寄附金は、企業版ふるさと納税であります。令和元年度は信越五岳トレイルランニングコースで使用されるコースを通年利用するため、その整備に充てるものとして70万円の寄附をいただきました。

その2つ下の6目災害復旧費寄附金は、台風第19号被害からの復旧に充てるものとして、ふるさと納税制度を活用して616万6100円の寄附をいただきました。

続いて、下段の20款1項2目市債管理基金繰入金は、繰上償還の財源として5438万6000円を繰り入れたものです。市債管理基金の令和元年度末現在高は2億9332万3000円となりました。

次に、49、50ページをお開きください。上段の20款1項5目妙高山麓ゆめ基金繰入金は、都市と農村交流推進事業など4つのツーリズム事業に充当するため、6575万1000円を繰り入れたものです。ゆめ基金の令和元年度末現在高は約1億2681万4000円でございます。

少し飛びまして、63ページ下段から68ページまでの23款市債は、備考欄に記載されている事業の財源として繰り入れたものであります。

次に、歳出について申し上げます。78ページをお開きください。中段の入札制度検討事業は、市民委員による入札制度検討委員会の開催に係る経費です。

続いて少し飛びまして、104ページをお開きください。下段から106ページ上段までの2款1項1目妙高山麓ゆめ基金事業は、寄附金の募集、返礼品送付などの事務経費と同基金への積立金であります。

次に、112ページをお開きください。中段の2款1項20目公共施設等適正管理基金は、令和元年度に公共施設の長

寿命化や計画的な維持管理、財政負担の軽減などを目的に新設した基金に5億円を積み立てたものであります。

次に、大きく飛びますが、322ページをお開きください。上段の12款公債費は、市債の元利償還金などです。令和元年度末の市債現在高は、前年度末に比べて6億8366万5000円増加し、約191億4150万2000円となりました。

その下の13款予備費は、妙高高原支所所管で妙高高原メッセ及び妙高高原保健センターの修繕と総務課所管で台風第19号災害で使用した毛布のクリーニングに係る経費について、緊急に対応する必要があったため予備費を充てたものであります。

以上で財務課所管の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 続きまして、地域共生課所管の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。決算書40ページをお開きください。下段の17款2項5目1節住宅費補助金は、県外から転入したUIターン者への家賃補助及び空き家登録制度で家を購入した方への家財の処分に係る補助に対しての県補助金でございます。

少し飛びまして、56から60ページを御覧ください。22款5項3目1節雑入の地域共生課分についてですが、総務課と建設課から引き継がれたものがありまして、主なものとしたしましては、宝くじの社会貢献事業として、地域備品整備に充てる一般コミュニティ事業助成金や各種集会施設の火災保険料等負担金でございます。

次に、支出について主なものを申し上げます。80ページをお開きください。上段の2款1項1目一般管理費の空き家等適正管理事業では、空き家等の対策を総合的かつ計画的に推進するため、第2期妙高市空き家等対策計画を策定するとともに、空き家の所在調査を行い、特定空き家については、適正な管理を行うよう指導を行いました。

少し飛びまして、100ページを御覧ください。下段の2款1項13目市民総合相談費の妙高出会いサポート事業は、婚活イベントの開催などを通じて出会いの機会を提供するとともに、結婚支援の縁結びボランティアにより、身近な地域や職場での結婚支援を行いました。

その下の2款1項14目地域づくり推進費の地域のこし協力隊活動推進事業は、人口減少や高齢化の著しい中山間地であっても、地域力強化の意欲がある地域に対し、地域のこし協力隊を配置し、地域の活性化のための活動を行いました。また、任期後も市内に定着できるよう、起業、就職などへの支援を行いました。

次に、102ページを御覧ください。中段の地域づくり応援事業は、新たに地域づくり協働センターを設置し、これまでのNPOや市民活動団体の支援を継続するとともに、自治会等への関わりを強化し、地域での話合いのコーディネートや共助活動への支援などを行い、住民主体の地域づくり活動の促進を図りました。また、地域づくり活動総合交付金の上乗せ交付金の支援項目を拡充いたしました。

次に、104ページを御覧ください。上段の地域コミュニティ施設管理事業は、市が管理する地域のコミュニティー施設の修繕工事を行ったほか、地域が管理する集会施設の修繕などに対し補助を行うとともに、地域づくり団体の活動に必要な備品の整備を行いました。

大きく飛んで、250ページをお開きください。下段の8款4項3目持家住宅費の住宅取得等支援事業は、人口減少対策として、移住定住促進を図るため、住宅の取得、増改築などに係る費用の一部を補助したものでございます。

次に、252ページをお開きください。上段の妙高ふるさと暮らし応援事業では、移住支援員を配置し、空き家登録物件の情報提供をはじめ、首都圏でのイベントへの参加や移住希望者に合わせたオーダーメイドの空き家見学ツアーを開催するなど、移住定住の促進に取り組みました。

その下続きまして、UIターン促進事業支援事業では、定住人口の増加を図るため、UIターンにより転入し、市内の事業所で就労され、民間賃貸住宅に入居する方に対し、家賃を補助したものでございます。

以上で地域共生課所管分の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 続きまして、市民税務課所管の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。決算書12ページをお開きください。1款の市税については、収入済額が45億9534万円で、当初予算額を8139万円上回りましたが、対前年度比では2%の減となりました。主な税目では、市民税のうち、個人市民税では個人所得の増を背景として、均等割、所得割ともに増加し、対前年度比0.2%の増となりました。法人市民税では、製造業などを中心とした企業収益の落ち込みにより法人税割額が減収となり、対前年度比18.6%の減となりました。固定資産税では、地価の下落や新増築家屋の減少などのほか、企業振興奨励条例による課税免除件数の増加などにより、対前年度比1.3%の減となりました。

次に、収納状況ですが、徴収率は前年度より0.8ポイント上昇し91.9%となりました。また、破綻法人などの執行停止等に伴う不納欠損処理を進めたことにより、滞納繰越額は3億3573万円となり、5年連続して削減することができました。

次に、30ページを御覧ください。下段の16款2項1目4節の戸籍住民基本台帳費補助金は、個人番号カードの作成等に係る事業費や個人番号カードの交付等に係る事務費に対する国からの補助金です。

次に、歳出について申し上げます。100ページを御覧ください。中段の行政窓口サービス向上事業では、市民の皆さんがより利用しやすい窓口を目指して、職員の接客能力の向上と親切丁寧な窓口対応に努めるとともに、年間を通して、木曜延長窓口、土曜開庁窓口を開設しました。また、様々な市民相談に対応するため、市民総合相談室の開設や弁護士等の専門家による無料相談を行うなど、市民生活の不安の解消に努めました。その下の人権啓発活動では、人権が尊重され差別のない明るい社会を実現するため、第3次妙高市人権教育・啓発推進基本計画を作成したほか、各分野の人権課題の解決に向け、人権擁護委員などと連携した啓発活動や人権講演会の開催など、市民の人権意識の向上に努めました。

次に、116ページを御覧ください。中段の市税徴収確保対策事業では、初期滞納案件の早期催告をはじめ、新潟県地方税徴収機構と連携した納税折衝や差押え、抵当権者である金融機関の不動産売却、破綻処理などに合わせた滞納整理を進めたことにより、滞納件数、滞納繰越額の削減につなげました。

次に、118ページ上段を御覧ください。戸籍住民基本台帳整備事業では、マイナンバーカードの普及促進に向け、申請交付体制を強化するとともに、窓口での申請補助や各種イベントでの出張申請受付に取り組みました。

最後に、下段の住民票等コンビニ交付サービス事業では、平成31年2月から開始したコンビニ等での戸籍住民票などの交付サービスについて、マイナンバーカードの普及促進と併せ周知を行い、利用拡大に努めました。

以上で市民税務課所管事項の説明を終わります。

○委員長（八木清美） これより議案第59号のうち当委員会所管事項に対する質疑を行います。

まず、2款1項総務管理費、職員能力管理事業に対する質疑を行います。

天野委員。

○天野委員（天野京子） よろしくお願いたします。3点についてお伺いをいたします。

まず、職員の皆様の知識習得や資格取得ということですが、どんな資格が主なものでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 令和元年度ですね、取得した資格につきましては、防災スペシャリストの養成講座を受講しまして得た資格、あと法制執務研修、危険物取扱資格、福祉住居環境コーディネーターなどというふうなことでございます。

○委員長（八木清美） 天野委員

○天野委員（天野京子） 私もこの報告書を見たらですね、全員足したら85人ほど研修とか、セミナーとかに参加しているようなんですが、このうち女性がどのぐらい参加しているかというのを教えてくださいませんか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 85名のうち女性につきましては42名です。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） それらの資格、また研修を行うために、予算としては600万円を超える予算を使っているということなので、ぜひとも先ほど説明があったような市民サービスの向上に努めていただきたいと思いつつ、これらの資格が見える化されているのかなというのがちょっと分からないんですが、私はこういう資格を持っていますとか、この人はこういう特化された能力がありますよというのを市民に見えるような形にどこかでなっているでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 現段階ではそのような形にはなっておりません。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） ぜひとも市民サービス向上のために、その方がこんな資格を持っているとなると、また話の内容も変わってくるかと思しますので、名札につけるとか、どこかに表示するとか、何かしらのせっかくですのでモチベーションアップにつなげていただきたい。

以上です。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 今の職員能力開発に関連した中でちょっと質疑させていただきますが、今役所の中で、2課がグループ制を採用しているんですけども、そのグループ制、これはですね、事務量に即応した弾力的な職員配置という中で取り組んでいると思うんですが、このグループ制採用のですね、評価と課題というものはどのような、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） グループ制につきましては、平成22年度から企画、そのたしか翌年度について観光商工課で導入をしております。それぞれ企画政策課につきましては、より柔軟な政策集団としての機能を強化するために導入したというふうなこと、観光商工課につきましては、グループ間での業務の繁忙を調整しまして、少人数で機能的な事業を行うために導入をしております。導入から10年が経過して、これ両課ともグループ、チームとしてですね、力を発揮して、それぞれの業務ですとか、イベントなど、内容に応じてそのグループ制の機能を発揮しているというふうに評価しています。

課題としましては、やはりグループ制においては、課の中における課長といいますか、管理職のですね、リーダーシップというか、マネジメント能力が非常に重要だというふうに考えております。そのマネジメント能力といいますか、機能が発揮されないと、職員間の仕事の質、量のバランスが崩れてしまいますんで、そうしますと職員間に不平等感が生まれるなど、グループ制が機能してこないということが課題であるというふうに考え、職員におけるそういう適材適所の配置を行うとともに、そういった部署の課長さんには、その辺のことを配慮するようお願い申し上げているところであります。

以上です。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

- 岩崎委員（岩崎芳昭） メリットもあれば、ちょっとデメリット、マイナス部分もあるような感じがするんですが、今職員だんだん、だんだんと人員削減の中で、ただ仕事はあんまり減っていないというのが実態かなと思っていますが、その中でこれから今プロジェクトチームというものもあるんですが、さらにいわゆるグループ制というのを拡大していくのか、それとももうちょっと見直しして縮小していくのか、そこら辺はどんな状況でしょうか。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） プロジェクト制というか、いろいろプロジェクトチームというのを研修等を含めた一環として今後は推進していきたいというのが一つあるのと。ただ、グループ制をいろんな課に拡大して入れるのかということにつきましては、それ以上に課の中のグループ制というよりも、課と課を超えた人のやり取りをした中で、より効率的な事務執行みたいところをそういうシステムといいますか、今現在検討しているところであります。
- 委員長（八木清美） 岩崎委員。
- 岩崎委員（岩崎芳昭） もう一点ちょっと確認したんですが、職員がいわゆるいろんな地域活動の、例えば町内会の役員とか、また地域のコミュニティーとか、また消防団活動とか、いろんな形の地域の活動あるんですが、いわゆる自分の職務で培ったスキル、そういうものをですね、地域の皆さんに還元できるシステム、それからもう一つは逆に、その地域活動に参加することによって、いろんな情報がまた手に入り、それが自分の職務に生かせる、そういう双方のいい部分もあると思います。ただ、いろんな面で仕事の関係で制約もあろうかと思えますけれども、市民と交流しながらですね、市民の声を聞いて、地域活動に役所と市民の協働推進のために役立てるためにですね、できれば地域活動にできるだけ積極的に参加するように促すというような取組がこれから必要と思うんですが、そこら辺の対応についてお願いしたいと思います。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） 職員の地域活動への積極的な参加というものにつきましては、非常に重要なことだと思っています。その効果等も委員おっしゃるとおりのところございます。そういった中でですね、今現在はねうま運動を通じましてですね、市のイベントや地域活動、ボランティアに積極的に参加しますということをテーマに掲げて、いろいろ職員の意識改革に取り組んでいるところでございますが、年間を通したアンケート調査を行って、自己診断ですね、職員の自己診断ですけれども、令和元年度については3.34という点数で、20項目はねうま運動の自己チェックあるんですが、その平均点が3.61で、点数がちょっと低い項目になっています。そういった意味ではですね、それぞれの中で、職員の意識改革、呼びかけだけでなくですね、積極的な参加を促すような形をいろいろ探していきたいというふうに考えております。
- 委員長（八木清美） 続きまして、情報化推進事業について。
高田委員。
- 高田委員（高田保則） この中で特定個人情報の提供の求めの事務委託ということで530万ほど、この委託事業の内容というのはそういうふうな内容なんでしょうか。
- 委員長（八木清美） 企画政策課長。
- 企画政策課長（葭原利昌） こちらにつきましては、社会保障・税番号制度、マイナンバーの関係でございますね。これにですね、この必要な情報を管理する自治体中間サーバープラットフォームというものがございます。この運営のために私どもは地方公共団体情報システム機構という機構に事務の委任をして、そのための費用として531万3000円を支出しているという内容でございます。
- 委員長（八木清美） 高田委員。
- 高田委員（高田保則） じゃ、委託先の内容は大体、マイナンバーということですけども、そういう個人情報保護法

という関係というのは、どんなふうな取扱いでしょうか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 個人情報保護法との関連かと思いますが、このマイナンバー法が公布されましたので、私どもこの妙高市でもですね、いわゆるその個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定してございます。この条例の中ではですね、法で定められた事務の効率的な処理に必要な範囲で、特定個人情報ができるといふふうに定めておりますし、あわせてこの個人情報保護法の改正もございました。それに伴って、当市にございました妙高市個人情報保護条例の一部改正も行いまして、適切な取扱いをしていくといふふうに決めております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そうしますと、今マイナンバーの問題ね、いろいろありますけども、本人の承諾というのは、その条例で全部網羅されるということでしょうかね。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） こちらの関係ではですね、まずその法律ですとか、あるいはこの市の条例で定められた範囲で、特定個人情報の利用が認められているということになっております。ということですね、いわゆる番号法ですとか、あるいは条例で定められた場合以外の利用は、これはできないよといふふうになっております。必要以上に入手したり、利用したり、提供することはできないといふふうになっておりまして、本人の承諾そのもの云々というのは、これは特別取らないシステムになっております。

○委員長（八木清美） 続きまして、入札制度検討事業について。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 若干概要を附属書類に沿って少し説明願いたいんですが、入札制度検討委員会の開催といふふう書いてあります。開催時期、それから検討内容についてお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 開催の時期でございますが、第1回目は10月9日、第2回目は2月20日の2回開催いたしました。検討の内容でございますが、平成30年度と令和元年度上半期、令和2年1月末までの建設工事、業務委託、物品などの入札、契約料金や入札制度の見直し変更点、それから県内で発生した官製談合事件を受けての不正防止の取組などについて説明し、意見を伺いました。委員からは、平成30年度の制限付一般競争入札で、応札者は1社のみの案件がありました。それについて1社でも入札は成立するが、競争性の点で好ましくないという御意見を賜りました。また、緊急時の発注に当たり、事前に業者と災害協定を締結しているのか、不正防止の徹底や談合情報があった場合の対応などについて意見や質疑がありました。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 結構質疑があったということで、大事なことだと思うんですけど、基本的に10月9日、要するに、上半期終わってからの開催となっているんですけど、もう少し早くやるという、毎年多分この時期にやっているといるんですけど、繰り上げてやるという考えはなかったんでしょうか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 第1回の開催につきましては、前年度の総括と、それと当該年度の上半期までの入札状況について御意見を伺うと。また、次年度に向けて何か御提案等あれば参考にしていこうという点で、毎年この10月、11月頃に開催しております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 続いて、共同企業体運用基準の見直しといふふう書いてあるんですけど、その内容とこの

運用状況をお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 共同企業体運用基準の第4条におきまして、共同企業体の発注すべき工事につきましては、全体工事費がおおむね5億円以上の工事と規定されておりますが、現在は市内企業の活性化、受注機会の確保のため、附則において平成22年度から当面の間全体工事費がおおむね1億円以上の土木工事、建築工事、それから全体工事費がおおむね5000万円以上の設備工事を対象としております。その後約10年がたとうとしている中で、昨年の10月消費税増税を機に、工事費を検証したところ、労務単価や資材単価などの上昇、消費税の税率の改正などによりまして、工事費が約1.4倍に上昇しておりましたので、土木建築工事については、以前から業界団体から発注基準額の引上げ要望もありましたので、1億円から1億5000万円に改正したものであります。

運用状況につきましては、令和2年度におきまして、今現在特定共同企業体への発注工事は、第三、斐太南、矢代保育園統合園の建築、電気設備、機械設備工事の3件と上中地区新井用水頭首工災害復旧工事の4件でございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 業者から要望があったということなんで、まず1億5000万という形になっているということでした。

続いて、先ほど説明にもちょっとあったんですが、緊急を要する発注に係る事務マニュアルの作成となっております。この辺の内容と運用状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 内容でございますが、災害時など直ちに対応しなければ、市民の生命や財産に危険が生じる場合の緊急工事、業務委託の契約につきましては、財務規則によりまして、1社随意契約ができることから、これまで口頭で指示をして、後日契約手続を行っておりました。今後は、口頭ではなく指示書を業者と交わして、受注者に発注内容を指示するという事務手続をこのマニュアルで示したものでございます。

運用状況につきましては、令和2年度におきまして運用実績は今のところございません。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 運用実績ないところなんですけど、口頭から指示書に変わったということになってはいますが、これの最終決裁は市長が行うんですか、それとも課長の段階でできるんでしょうか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 指示書におきます決裁区分につきましては、今までの工事の発注、委託業務の発注の決裁区分に応じて決裁をいただいた後、指示書を発行するというようにしております。ですんで、金額が大きければ市長まで了解を得た上で行うということです。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 災害時でもあるので、スムーズな運用になるよう努力をお願いしたいと思います。

次に、建設コンサルタント等業務委託の入札に係る低入札価格調査制度実施基準の作成というふうに書いてあります。これの内容と運用方法についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） こちらにつきましては、これまでも測量調査、設計などの建設コンサルタント業務委託の入札において、予定価格の50%未満の応札があったような場合は、低入札価格調査を実施してまいりましたが、令和元年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法と申しますが、その改正が行われ、建設コン

サルタント等業務委託についても、品確法の対象と位置づけられ、最低制限価格を設定するか、低入札価格調査制度を実施しなければならないことになったので、当市におきましては、低入札価格調査実施基準を定め、制度化して運用していくということにしたものであります。

運用方法でございますが、調査対象は予定価格が50万円以上の建設コンサルタント業務委託、それから低入札価格調査基準額は、業種ごとに計算式を定めて算出し、決裁権者があらかじめ予定価格書に記載いたします。当市の場合は、計算式や基準額の設定範囲は、国の低価格調査基準を参考にして独自に定めたもので、予定価格の60%から85%の範囲で設定をしております。開札時には、低価格調査基準額未満の応札があった場合は、落札者を直ちに決定せず、調査を実施した上で決定をいたします。不適当であると認められた場合は、最低価格の者を落札者とせず、次に低い価格で入札したものが落札候補者となるというものでございます。

運用の状況でございますが、今年度に入りまして、低入札価格調査を実施した入札案件は、2件ございました。調査の結果、いずれも最低価格入札者を落札者として決定いたしました。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） そういった2件あったということなんですけど、これに対する業者への指導というか、周知の仕方はどのようにやってこられたのか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 低入札価格調査制度の実施につきましては、入札公告を行うときに実施いたしますということで記載いたしますし、市のホームページにおきまして、当市においては、このように実施しているということを知っております。

○委員長（八木清美） 続きまして、行財政改革推進事業に。ちょっとお待ちください。

〔「7番」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 7番の個人番号カード利用環境整備事業について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） すみません、追加項目でありましたので、ずれてしまいましたけども、個人ナンバーの関係なんですけど、今ほども条例で出されました。結局カードを一生懸命普及しようという、そういうのが見えるんですけども、実態ですね、実際の交付状況をまずお聞きをしたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） マイナンバーカードの交付状況ということで、最新のものを報告させていただきますが、9月1日時点で5984枚、交付率につきましては18.7%になっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） こんな状況で来ている、まだ18%、20%未満だという形なんですけど、市民はやっぱりね、必要性の問題と不信感と両方持っているんじゃないかなというふうに思うんですね。その辺のところは、当局としてはどんな印象を持っていますか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 私どももですね、窓口のほうでマイナンバーカードの勧奨のほうをさせていただきますが、そのときに市民の声としても、やっぱりマイナンバーカードを作らない理由という部分の中では、ちょっとまだメリットを感じないねとか、ちょっと個人情報について不安があるというようなことも話していただいております。そんな中で、今後につきましては、やっぱりメリットを感じるような、実感できるようなものを整備していくということ、あとその情報保護について安心できるという部分のものも周知していく必要があるかなと思っている

とここでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） カードの使用範囲の関係もあると思うんですね。いろんなところでもって、いろんなカードが出ていてという問題と、それから身分証明書というのはかなりアピールしている部分でもあったり、それからコンビニ等でも、いろんな資料が取れるよと、こうあるんですけども、いわゆるこのカードに入れる中身の問題もあるんですが、まず使用するとき、1つには私も分からないんですけども、当然のことながらカードですから、それぞれに暗証番号というのがつくんだろうというふうに思うんですけども、その辺の実態はどうなっていますか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） カードを作成いただいた場合ではですね、2種類の暗証番号を入れることもできるような形になっております。利用するとき使う部分の暗証番号と、署名するという代わりになる暗証番号の2種類が登録できるような形になっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私自身もね、非常に迷うんですけどもね、暗証番号なかなか覚えていられない、いろんなカードがあって、それぞれにみんな暗証番号がある。そうすると、結局はどっかにメモしておかなきゃいけない。そういつたときに、一番分かりやすいというのはカードに番号を書いておけば一番間違いないんですけども、これじゃ何の価値もないという、こういうのがあったりしていてね、その辺のところの関係がね、やっぱり高齢者になってくると、あるいはそのカードを使うということに慣れていないと、なかなか面倒だということだと思うんですけども、この辺の話というのは、窓口等ではないですか、市民の意見として。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 窓口の関係でございますが、私どもといたしましては、マイナンバーカード交付時にですね、暗証番号を記入された記載表のほうを本人から書いてもらうんですけども、それを本人のほうにお戻して、このカードを保管してくださいというような形で窓口で伝えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 一応記録取っているけども、恐らく皆さんいろんなカードを持ってくると、例えば今免許証だって交付を受けると暗証番号2つつけてくれるんですよ。何かあれもこれもあっちゃって、これがどれだというこの辺もあると思うんです。

それからもう一つは、カードに記録される中身の問題、私もカードの関係でもっていろいろ議論はしてきていますけども、災害時対応等でもって非常に便利だよという、こういう形も言われてきていました、本人確認するのにね。だけど、そんな問題じゃなくなってくるなというふうになるので、今カードに記憶されている中身の問題とこれからどうなっていくかというこの動きと、この辺が納得できないと、なかなかカードに踏み込みできないんじゃないかと思うんですけど、その辺いかがですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） お答えいたします。

今マイナンバーカードにつきましては、券面のほうには基本4情報ということで、住所、氏名、性別、生年月日、それから顔写真と個人番号が記載されています。また、そこに入っているICチップの中にも、この情報のみが収まっておりまして、ほかの情報は入っていないような状況です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 現在そうなんだけども、今また法律の絡みがあったり、報道があったりという形の中で、あ

れもこれもという形も出ているわけですよ、具体的には言いませんけども。そういったのは、やっぱりカードと
いったときには、市民の皆さんもそこに関心を示すんですけども、その辺のところの法律そのものはこれからの話で
すけどもね、そういったところの不安感、この辺もあると思うんですよ。例えば出ているという形の中で、一番あ
れなのは、保険証も云々という形もあるし、口座番号を1つ入れてというのもあったりするし、そうするとこの個
人ナンバーカードというのは、身分証明書どころじゃなくて、それそのものが本人そのものに成り代わっていつ
てしまうと。ましてやこういうのが出たときにね、今ちまたでもっていろんな形でもって高齢者対応、高齢者でなく
てもあるんですけども、いわゆる詐欺問題も絡んできたりしている。そういうのに発展する可能性もないことはな
い、これは身分証明とか、保険証とかといったときにはね。そういうのが出てくるという形があるんで、その辺の
不信感はやっぱり払拭する、どこまでどうなんだという、そんなんだったら何もこんなカードにしなくて身分
証明書だけ作っておけばというパターンになるんじゃないかと思うんです。その辺の感覚いかがですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） マイナンバーカードの利便性等につきましては、今後国においていろいろ改善がされて
いくのかなと思っております。その中で、私どももいたしましても、今言われたようなマイナンバー制度へのマイ
ナスイメージ等を解消してですね、安全性などを理解してもらう取組がちょっと必要なかなと思っております
でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 国のね、ことでありますから、ここでどこまで踏み込んで議論するかとあるんですけども、
一番心配されるのは、高齢者に対しての詐欺問題とかね、紛失とかね、こういう絡みがありますので、このとこ
ろについては、十分な配慮、説明をしていただきたいと。間違いのない形でいっていただきたいなというふう
に思っております。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、行財政改革推進事業について。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 行財政推進事業において、令和元年度非常に大きな変化と言われると、地域づくり協働セン
ターの新設ということが挙げられると思うんですが、当初この新設に当たっては、非常に大きな期待もありまして、
高齢者の日常生活や買物、また地域と行政との協働による持続可能な自治体運営ということで、非常に基本理念が
高かったこともあり、非常に期待も大きな部門であります。まずお聞きしたいのは、新設したことでどのように変
わったかという取組について教えてください。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 行革の観点から申し上げさせていただきたいと思います。

地域づくり協働センターにつきましては、市民活動センターで行っていた主に市民団体ですとか、NPO法人へ
の支援を継続しながら、町内会、大字地域づくり協議会等に対する支援の必要性の高まりを受けて、地域づくり協
働センターというものを勤労者研修センター内に設置したという経緯でございます。市役所の庁外にですね、市直
営の地域づくり協働センターができたということで、地域からは相談しやすい、雰囲気がいいなど好評をいただ
いているところでありますし、新たな取組としまして、職員と地域支援員が地域に出向きまして、地域づくり団体と
懇談会等を実施し、それぞれの困り事ですとか、課題、取組などの相談を受けながら、支援や助言を行うことで、
地域と近い関係で信頼関係が今築けているというところが大きな成果ではないかなというふうに考えています。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 協働センターが比較的市役所に近い文化ホールの近くということで、遠い地域ですよ、杉野沢とか、赤倉とか、そういう遠い地域の方々が来られる機会がなかなかないんじゃないかなと思うんですが、実際地域格差みたいなのが距離的にあるといけないなと思うんですが、実際のところ遠い方面の方の御相談はお受けしていますでしょうか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） お答えいたします。

今所管が当課になっておりますので、こちらのほうでお答えさせていただきますが、例えば先ほど総務課長が申上げました地域との懇談会なんですけど、元年度は54地域づくり団体に声をかけをしまして、15団体で実施しております。これは、昨年の6月から10月までの間に行われたもので、職員と地域支援員が地域に出向いております。その中で例えば杉野沢区ですとか、懇談会を実施しておりますので、ちょっと距離的な関係はありますが、基本的には同じものと考えております。

○委員長（八木清美） 続きまして、非核平和都市事業について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 参考資料の中にあります非核平和都市事業なんですけど、これ総務課でやっております、学校のほうも聞きたかったんですけども、これはそっちはそっちでもっていきます。特にはここでもってDVDを作っている問題とパネル展の関係になるんですけども、DVDというのは、図書館にあるということになっていきますけども、市民向けにアピールすると、その辺のところはどういう状況でしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 市民向けのアピールといいますか、DVDができたということで、まず市関係者による試写会を開催しました。その際マスコミ等に取り上げていただきまして、市民をはじめ、市外からもですね、いろんな問い合わせが来ているところであります。そのほかにも市報等にもそのときの試写会も含めてですね、掲載してPRしている、そういったところであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 販売等の関係はどうなっていますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） このDVDにつきましては、販売等はしてございません。貸出しの要望があったときにですね、ダビングをしていただくというふうな形で貸出しをしておるところであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） なかなか穏やかだなというふうに思っています。著作権の関係等もありますんでね、安易にただコピーするという、そういう話じゃなくて、やっぱりきちんとした形でもって普及すると。それと同時に、パネル展こうやったりしてしましてね、ここコラボホールでもやったりもしているんですけども、でき得ればそんなときにでも大いにセットでもってね、販売してもいいんじゃないかなという、これは直接市としてやるという意味ではないんですけどね、制作者のほうの関係なんですけども。

それから、パネル展とセットというのも非常にいいんじゃないかというふうに思うんですけども、パネル展でそこに来た人たちがDVDの関係とかという、これはこの関連性というのはどのような位置づけをしていますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 関連施設。

〔「販売とPR」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（平出 武） DVDについてはですね、著作権とか、そういうのもあるというか、そういうふうなことではないんですけども、販売については今のところ考えていません。貸出しですとか、そういう中で、図書館でも当然貸出しできるわけなんですけども、現に借りていただいている方もいらっしゃるんですけども、そういう形での普及にしたいなというふうに考えております。

今ほどお話ありました、なるほどそうだなというのは、ちょっと私らも今年パネル展をやった後に、ちょっと気づいたんですけども、DVDをあそこのところで流して見ていただくということも、対応は必要だったんだなというのはちょっと考えておりますので、次年度以降いろいろまた配慮というか、考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それとそれぞれ中学校でパネル展をやって、講演会もやっている。この辺の中身は、教育委員会の関係で聞いたほうがいいのかなと思ったんですけども、ただ実施部隊が総務課という形になりますんでね、実際にこのパネル展やった、講演会やった、この生徒の反応というのはどのようか、分かる範囲で聞かせていただけますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 平和講演会を行った後にですね、それぞれ生徒の皆さんにアンケートを取っています。そういった中では、最初にですね、ふだんですけれども、戦争や平和について考えたことありますかということで、考えたことあるという人は38.8%だったんですけども、その後パネル展を見たり、講演を聞いて、平和に対してどのように思いましたかということで、平和に興味を持つようになりましてという人が68%まで上がっております。そのほかにですね、パネル展については印象ですけども、とてもよかった、よかったといいますか、肯定的な考えを持っていらっしゃる方が84%、講演会についての肯定的な考えを持っておられる方が80%というふうな形になっているところであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 平和問題というのはね、子供の段階からというか、一般も含めてなんですけど、子供の段階からきちんとした中身を知ることの大切さ、残念ながら今年は平和大会行けなかったというのがあるんですけども、そういうのが大いに必要なことだなと。あらゆる機会でもってやっぱり、あらゆる機会というかね、そういう機会にこそやっぱりきちんと見て、聞いてという、この辺のところの必要性があるんだなということで、今後も積極的な対応を進めてくださいです。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、空き家等適正管理事業について。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 空き家等の適正管理事業ということで、今回特定空き家の戸数が61棟ということで、この中で全員ではないと思うんですが、特定空き家の所有者に対する措置ということで、指導件数も61件ということで、たまたま61が重なるので、全てに指導ができたという意味なのか、61件について細々と指導されたのかといういろいろあるかと思うんですが、どのような内容の指導であったかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 指導の方法につきましては、特定空き家の所有者に対して、指導書というものを郵送しております。指導書の内容といたしまして、必要な措置を講ずるように指導するものでして、実態調査の結果ですとか、必要な措置の内容について記載させていただきまして、例えば必要な措置の内容をそのまま放置するような

状態ですと、倒壊など著しく保安上の危険がある。そのために取壊しや適正な管理を促すようにということで指導させていただいております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 私それでも電話でお話したという意味の指導かなとちらっと思ったんですが、書面で指導するというので、この効果について、送った後どのような行動を取られたかという例があれば教えていただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 指導書の中に必要な措置というふうに記載をさせていただきますが、それについて、一定の時期までに処分を取らなかった場合は、法に基づいて勧告をするという処分があります。ですが、なかなかそこまではいきませんので、指導書のほかに電話で連絡を取らせていただくとか、そういったことをさせていただいたケースがございます。後で出てくるかもしれませんが、2件除却を行われておりますが、そのうちの1件は、そういうこちらからの指導が実を結んで、1件は除却に至っております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 実際ですね、地元の御近所さん、また町内会、特定空き家があると非常に悩んでいるケースがあるかと思います。今後特定空き家になる前の、空き家になる前のというか、本当に前の前のこれ冊子が行政の皆さんの窓口にあったので私ももらってきたんですが、空き家に関しては、私たちが今進んでいる間に活用するならどうしたらいいのか、最終的に処分するならどうしたらいいのかというのは、ある程度町内会の皆さん、トップの方はつかんでおいたほうがいいと思っております。非常にそういう悩み事が町内のほうから聞こえてくることが多いと思うんですが、このような事前の指導というのは、実際町内会にされているんでしょうか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 町内会、区などの方々からは、空き家の実態調査ということで毎年回っていただきまして、こういった物件が新たに空き家になりましたよと、こういうのも引き続きありますよという調査報告をいただいております。その際に、今のところですと特段の県のパンフレット等の配布は行っておりませんので、そういった機会があれば、ちょっと配布部数、新潟県のどのぐらいあるか分かりませんが、そういったことを検討してまいりたいと思います。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ちょっとお聞かせいただきたいんですけど、この中に書いてある妙高市特定空き家等認定調査会が12月13日、妙高市空き家等対策協議会が2月12日と、どっちかといえば年度末に近い時期の開催となっております。こうなった理由と、それからまたどのような協議をなされたのか、中身をお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） まず、特定空き家認定調査会のほうですが、これは業務といたしましては、特定空き家に該当する空き家を写真で確認し、部分的には現地で確認して、特定空き家に認定することが妥当かどうかを審議するものでございます。これまでですと、9月とか11月に実施をされておりました。今回は、冬期間の様子を見たいという委員さんからの御意見があったそうでございます。そのために12月に実施しておりますが、実際に長沢のほうの物件だったんですが、降雪がありました。

それから、空き家等対策協議会についてですが、こちらのほうは、空き家対策計画の進捗情報と今後の取組などを報告し、課題について協議やアドバイスをいただくような会議になっておりますが、これにつきましては、今回

元年度につきましては、第2期の計画策定がございまして、年度の状況などを加味したいということから、2月に開催したものでございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） じゃ、今後今年度からまた続けていくわけですけど、今回のこの冬期間の様子を見たいということは、確かに雪によって道路に雪がはみ出そうとか、いろいろあったと思うんですけど、ちょっと時期としては中途半端じゃないかなと。本当に雪の様子を見るんなら、もっと遅い1月、2月に見ていただいたほうが確かではないかと思うんですけど、その辺の考えはどうだったんでしょう。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 12月の開催については、委員さんからの御意見ということでありますが、私どもの考えであればやはり冬前のほうがいいのかと思っておりまして、秋頃11月とか、10月ぐらいにやっていくのがいいんではないかなというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それでは、また調査会の皆さんと相談しながら検討していただきたいと思います。

もう一点は、予算では除去工事費として54万円を計上されておりました。今回はこれが使われていないように思いますが、その辺はどうだったんでしょう。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 除去工事費用につきましては、54万円を予算化しておりましたが、元年度では該当する案件がなかったことから執行しておりません。なお、この54万円という金額につきましては、過去平成28年度におきまして、実際にその除却の工事が行われております。そのときの実績をベースにして予算措置したものでございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ということは、強制代執行にかからない軽微なものという考えでよろしいんでしょうか、使う場合ですが。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 以前のケースですと、緊急安全措置ということで、隣の住宅に被害が及ぶということで、代執行の扱いはしておりません。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） もう一点ですが、共同作業支援補助金18万円、これも使用されていないというふうに思うんですが、この辺はどうでしょうか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 共同作業支援補助金につきましては、地域の方がですね、自治組織の方々が行う作業への補助になっておりまして、空き家の雪庇の処理ですとか、敷地内の草木の除去、それからその建物の部材の飛散防止、そういったものに係る資機材の購入費ですとか、労務に対する補助金を出しております。令和元年度については、そういった要望がなかったということで、執行しておりません。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 雪も少なかったんで、除雪等もなかったせいもあるのかなというふうに感じておりますが、それと今後非常に戸数もあるんですが、早急に対応が必要な空き家等というのは今あるのか、そしてどの程度その状況があるのか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 早急に対応が必要ということで、把握しておりますのは、いわゆる特定空き家です。この特定空き家につきましては、そのまま放置しておく、倒壊など保安上の危険があるですとか、衛生上の問題、さらには景観の問題等、そのまま放置しておく周辺の生活環境に悪影響を及ぼすというものを特定空き家に定義しております、今現在ですと61件がその対象になっております。

○委員長（八木清美） 続きまして、広報・広聴活動推進事業について。

高田委員。

○高田委員（高田保則） これ妙高チャンネル関係でちょっとお伺いしたいと思います。

この妙高チャンネルは、J C Vの元年度で終わった事業だと思うんですが、この中でコンテンツ管理委託料ということで、管理システム保守委託料250万ほど載っていますけども、これはそのコンテンツ管理という内容ですけども、コンテンツというのは非常に使いやすい言葉で、いろいろのケースで使うような言葉ですが、それはどんな内容の管理を委託しているのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） ざっくり言うと、妙高チャンネルを放送するに当たってのいろんな装置、J C Vの上越ケーブルビジョン本社のデータセンターに設置してある機械の保守をしていただくというふうなものです。具体的にはですね、カメラのネットワーク機器、ルーターというのがあるんですけども、そのルーター、あとサーバー、映像等を保存しておくサーバーですね、それと映像再生出力機、送り出す装置ですね、画像として送り出す、それとあと不正アクセスを防止するためのファイアウォール、それと映像の切替え装置、そういったものをですね、維持管理することを目的にしまして、対象機器の定期点検、障害時の対応と復旧を行っていただくというふうなことで、委託料を持ってございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 分からない、難しい内容ですけども、ここにある妙高市のコンテンツ管理ということでね、コンテンツということは、多分市の意向も入ってもいいような気もしないでもないんですが、これは後の番組制作だとか、いろいろの中に関係していくと思うんですが、その関与度といいますか、どのぐらいあったものでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） コンテンツの管理そのものについては、市が主催者といいますか、持っているものでございますんで、市がJ C Vに対して、市が100%といいますか、責任があるというところ、主導権を持っているというふうな御理解で結構かと思います。ここにあるのは、コンテンツ管理システム、コンテンツを管理する、映像とかですね、そういうコンテンツを保管しておくシステム、それをまた送り出すシステムについてをJ C Vに委託しておりますので、コンテンツの管理そのものをJ C Vに委ねていると、任せていると、そういうことではございません。

○委員長（八木清美） 続きまして、地方創生推進事業について。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 人口減少の関係で、若者の世帯をですね、いわゆる増やす市の取組という形の中で、ちょっと質疑させていただきます。

まず1点目なんですけども、人口ビジョン策定した後ですね、合計特殊出生率がどのように推移してきたのかということなんですけど、目標のこれ見ますと、2025年で1.76、それから2030年、国の予測値もあれなんですけど、1.80という形の見込み数値が入っているんですけど、その達成の見通し、現状でどのような感じなのか、状況になっている

のか、そこら辺についてお尋ねいたします。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） まず、出生率の推移でございますけれども、人口ビジョン策定した当時の平成27年から29年の3年間につきましては、1.57から1.63の間で推移しておりますけれども、平成30年ですか、これには1.22と落ち込んでいるという状況でございます。

それから目標のですね、達成の見通しの状況でございますけれども、今委員おっしゃるとおりですね、非常に厳しい状況にあるというふうに思っておりますが、この目標に向かって努力していくしかないというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いわゆる非常にですね、今人口自然動態と、それからの社会動態を見ますと、毎年約500人くらいの人口が減っている。そんな状況の中であるんですが、その中でいわゆる私が一番心配するのは少子高齢化、これはもう妙高市だけじゃなくて、ほかの自治体もみんな同じ状況なんですけれども、特に妙高市の場合、生産年齢人口の段階が減ってきているのかな、そこら辺のところをですね、どのような課題として受け止めているか、またそれをカバーするためにですね、どのような取組をしてきたか、そこら辺についてお伺いします。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 委員おっしゃるとおりでございます、この生産年齢人口が減少しているといったやっぱりその大きな課題に対して、じゃどのような対応をしてきているかというようなところだと思います。まず、これ社会減というのは大きいものですから、やはり就職ガイダンスの実施ですとか、あるいは若者の地元就職率の向上ですとか、若者が安心して働ける就労環境の充実に向けたやっぱり施策に取り組んでまいりましたし、それから新しいところでは、昨年度からその関係人口の創出というのを切り口にして、新たな人の流れの創出等を図る意味で、ワーケーション、テレワーク等に取り組みながらですね、このリモートワークによって仕事ができる移住者の獲得なども視野に入れて対応を図っております。さらには、移住定住の促進にも力を入れているという状況でございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 非常にですね、今なかなか一応ほかの自治体もいろんな施策を見直すと、言葉は悪いんですけども、ドングリの背比べみたいな形の状況なんかなという中でですね、移住定住の促進にですね、非常に妙高市も取り組んでいるんですが、妙高市の子育て支援制度のいわゆる内容、効果、そこら辺をどのように評価しているか。例えばキャッチフレーズじゃないですけど、子育てするなら妙高市というキャッチフレーズの中で、本当にそれが魅力あるものなのかどうか、そこら辺の評価はどのように認識しているか、お伺いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 子育て支援の関係ではですね、先般行われました総合計画の審議会開いております。その中でもですね、非常に妙高市における子育て支援は、それはいいですよと、高いですよというお言葉も頂戴しているところでございます。具体的には子ども医療費の助成につきましても、県内でも最高水準ですとか、ファミリーサポートセンターもですね、非常にきめ細かくしていただいております、あるいは保育園、こども園に対するですね、保護者のアンケート、これはいつも取っているんですけど、96%以上の満足度が継続して得られているというところなどは、委員の皆様方からもですね、非常に評価が高いです。

それから、今年度から新たに施策として取り入れております出産サポートタクシーにつきましても、30件の登録ですとか、あるいは第3子以降の出産費用の助成につきましても、直近で12件の申請等々ございますので、そ

った意味ではですね、非常にそういう高い評価を得られているんですけども、私どもが外に発信する、その情報発信の部分はちょっと弱いのではないのかと、そこが課題であり、反省点かなというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いろんな取組、私もあれなんですけど、その中で妙高市のいわゆる町なかへの居住という形のものを誘導していかないと、まちの中そのものがですね、やっぱり活気がないのかなと、そんなふうを感じる中で、いわゆる田舎暮らしする人も、移住促進ももちろんなんですけども、いわゆる妙高市で育った人が地元で就労する、地元へ残る、それからさらにはですね、都会の学校を卒業したらまた地元へ戻ってくる、そういうような形の中で、いわゆるその2世代同居、また3世代同居、そういう形ですね、住宅支援を拡充していくというのもですね、これ人口減少対策には寄与するのかなというふうに私は思っているんですけど、その辺についていかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 町なかへの居住でございますけども、まさにですね、おっしゃるとおりだと思います。そこで今年度からですね、この住宅等取得支援制度も見直しまして、居住誘導区域というのを新たに設けました。その区域内におけるですね、新築ですとか、建て売り住宅等の購入に20万円を加算するなどの助成ですとかしております。

それから2世代、3世代の関係でございますけども、今当市ではですね、この3世代同居を対象にいたしまして、助成制度を行っております。そういった支援の拡充等につきましては、今のこの現行制度のやはり検証をしっかりと、次にまたつなげていきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 先ほど課長が言うように、どれだけ上手にアピールするかというのがやっぱりこれからの中では、また大事な部分かなというふうに思っていますし、ぜひともですね、やっぱり町なか、中心市街地の中でのですね、いわゆる町なか居住というのものも、非常にこれからは進めていかないと、まちの印象そのものがやっぱり活気があるかないかというふうな、いわゆる第一印象にもつながってきますので、ぜひともそういう部分も力を入れていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私のほうからは、わかもの会議の関係についてお伺いをいたします。

若者委員の皆さんがそれぞれに対応して、いろいろと検討しながらやってくれているというふうに思うんですけど、なかなか表に見えてきていないという部分でね、若者だったらもっと活気のある形をやっていただきたいなというふうに思っているんですけども、実際に人数とか、会議の回数とかというのはここにありますので、それはさておきまして、実際にわかもの会議のメンバーが実施した事業といますかね、その辺のところをお聞かせいただけますか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） わかもの会議の中ではですね、6つのプロジェクトを昨年度実施いたしました。

まず、1つ目でございますが、施策の立案におけるわかもの会議委員の提言ですとか、事後評価に対するわかもの会議委員の参画といたしまして、具体的にはですね、市のホームページのリニューアルに際しまして、いろいろな御提言をいただいたというのがまず1つございます。それからKAMAKURA in 妙高は、これは載っておりますので、割愛をさせていただきます。それから、女性を呼び込む美のツアー、これは旅行商品の造成プロジェクトでございました。これは、昨年11月9日から10日にかけてですね、市内のリゾートホテルに泊まりながら、ヨガ体験ですとか、アクティビティーの体験等をしてですね、東京在住の20代の女性4名がお越しいただいたとい

うような妙高女子旅の開催でございました。それから、女性の移住を促進する女性移住者のライフスタイルのPRプロジェクトでございます。こちらにつきましては、市のホームページのリニューアルに合わせまして、いわゆるその8名の移住者について掲載をしてございます。それから、最後は移住者向けの場所づくり、リアカブミーティングといったところは、成果説明書に載っているとおりでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それぞれに市報に載っていたりとかね、そういう点でのアピールはあるだろうと思います。今ほど岩崎委員からもありましたように、いわゆる人口問題を踏まえて、あるいは生活環境を踏まえてといったときに、町なかのにぎわいをどうつくるか、あるいは今居住区域エリアという形ではあるんですが、いわゆる市街というのは、市の外じゃなくて中心市街、いわゆる新井の周辺ということなんですが、その辺との兼ね合いの中で、若者がもっと奇抜な発想とか、イベントとか、そういうことに取り組みめないのかな、元気づくりというような形でもって取り組みめないのかなというふうに思ったりもしているんですよ。その辺の発想も今後ぜひやっていただきたいなというふうに思うんですけども、今市の外、いわゆる周辺の地域は、今元気あるのは矢代かなと思ったりしているんですけども、そのほかはだんだん、だんだん高齢化の関係の中でもってちんやりムードになってきてると。そういうところも含めて、もっと元気をというような形の発想でもって取り組みしていけないのかなというふうに思ったりしているんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○委員長（八木清美） 我々も同様のことをですね、思っている次第でございまして、これまでやってきたわかもの会議のやっぱりその課題としては、どうしてもその委員の皆様が同じ地域に住む住民、市民でありまして、考え方ですとか、価値感も似ているといった中では、なかなかその施策の検討の幅についてもですね、いわゆる思い切ったといったところでは、若干ちょっとという部分があったように思っております。そういった意味でですね、今年度名前も変えた組織、器も変えてみようこうミライ会議といったところで、首都圏企業等の皆様からも来ていただいた中で、またさらにですね、やはりその斬新なアイデア、やっぱり違った角度からですね、そういうその施策づくりができないかというようなところを今やっておりますので、今委員がおっしゃられたそういう趣旨を酌んでですね、いろんな協議、検討をしまいたいと思っております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 会議をやって企画だけ組んでね、なかなかという形ではあるんですけども、私たち視察したところでは、名称は違うけども、それなりきの予算を与えて、いわゆる企画から実行までという形の取組をやっているところもあったりしているんですね。思い切ってそのくらいのものも必要じゃないのかなというふうに思うんですけども、そんな考え方はいかがですか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 今まさにですね、ミライ会議の中では、オンライン等で協議、打合わせをしております。来月10月の下旬にはですね、これは市長へのプレゼンをすることになっております。そういう中で、いわゆる短期的、中期的、長期的な視点での提言がなされると思っております。その中身につきましては、具体的にR3年度の予算に反映できるものについては、予算化、具現化をしまいたいというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 議事整理のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

行政窓口サービス向上事業について。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 概要書の10ページになりますが、いわゆる時間外交付サービスの受付件数について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

いわゆる平日に来庁できない人の証明書等の発行なんですけど、この表を見ますと、毎週の木曜日並びに土曜開庁ですかね、ここでは結構な利用者数があると思います。その中で種別、いわゆる印鑑証明とか、住民票とか、そういう種別の交付件数というのは、どんな状況になっているか、伺いたいです。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 延長窓口の関係でございますが、まず木曜延長でございます。住民票、それから戸籍関係、印鑑証明の交付件数につきましては409件、それから税関係の交付件数については74件で、木曜延長の合計では483件になっております。

それから土曜開庁ですけども、住民票、戸籍、印鑑証明の交付件数につきましては918件、それから税証明関係の交付件数については167件で、合計1085件ということです。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 相当な件数あるなというふうには感じております。民間企業ですと、お客さんへのサービスの拡充とかいろんな面ですと、そういう時間的な対応、私たち市民それぞれの生活スタイルというんですかね、時間帯がかなり変わってきている中で市民生活が動いている中で、この木曜の延長窓口とか、また土曜開庁、拡充するというような考えはあるのかどうか、そこら辺ちょっとお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 木曜延長、土曜開庁のですね、窓口利用者のうち今交付件数のほう申しましたが、約7割の方が各種証明書の発行申請のために来庁しているというような形になっております。そして、各証明書については、こちらマイナンバーカードによるコンビニでの交付が可能となっている部分もありますので、マイナンバーカードの普及状況等をですね、今後見極めた中で、ちょっと延長窓口の在り方も見直しが必要じゃないかと考えているところです。

○委員長（八木清美） 続きまして、人権啓発活動事業について。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 私昨年11月5日の講演会も出ささせていただきました、市の取組、一生懸命やっているなというふうに認識しております。この3点目の一番下に書いておりますネット上での人権パトロールについて、昨今コロナだけではなく、芸能人や有名人、ちょっとツイッターとかで発信したものが非常に波紋を呼んで、中には非常に悩まれている方もいると思います。これからは避けられないこととして、ネット上でのいろんな発言に対してチェックをされているんだと思うので、この点についてお聞かせください。

まずモニタリング、費用がかかっていない、全く費用が発生していないということで、これどなたがやっているのかなというのと、どのような内容でしょうか、お願いいたします。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 人権パトロールのですね、目的でございますが、インターネット掲示板などに書き込まれている書き込みに対しまして、モニタリングのほうを行って、悪質な差別書き込みの早期発見に努めるということと、重大な人権侵害に当たる書き込みについては、関係機関と連携してプロバイダー等に対して削除要請をするものでございます。こちらにつきましては、昨年の8月から月2回ペースで、職員のほうそれぞれインターネッ

トの掲示板のほうを確認しているところでございます。ですので、費用のほうはかかっていない状況です。

それから、昨年8月から実施しておりますが、これまで削除要請したものはない状況でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私のほうはその上ですね、住民票の写しの関係なんですけど、これちょっと内容分らないんで教えていただきたい。第三者交付に係る本人通知制度、どういう形でもって、具体的にはどのようなことなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 本人通知制度の関係でございますが、こちらにつきましては、本人以外の方が御自身の住民票を請求された場合に、こちらのほうに本人通知制度ということで登録されておりますと、いついつ第三者が住民票の取得をされましたよというような形で登録していただくと、本人に通知が行くという制度でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ちょっと分かったような分らない、いわゆる本人が要請しておいて、ほかの人が取りに行ったらそれを本人に通知するという、そういう形なんですか。本人の請求というのはちゃんとこちらに連絡してという、連絡あるのかどうなのか、その辺の流れをちょっと聞かせてください。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 本人から通知制度のほうの申請をしていただいて、それでこちらのほうで登録されておりますので、その場合ほかの方が住民票等の請求がその方の部分を取られましたら、発行しましたよということで本人に通知すると、こちらのほうから通知するというものでございます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） そもそも第三者が入手しようとするところでストップかけないと、発行しましたよと連絡来たときには遅いのかなと思うんですけど、これ第三者が写しを取りに来たときに、なぜというフィルターをかけないんでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 第三者という部分の中では、司法書士とかの部分もあるかと思っておりますので、そういう部分の中では、うちのほうで発行しているという形になります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 何かね、課長分かったような分らないような形なんですよ、今の説明だと。本人の依頼でもって、要するに委任状登録みたいな形の中でもって第三者が来るということなのか、ただここで第三者とっているのはね、例えばの話なんですけども、福祉のほうへ行くとね、成年後見の関係もあったりするんですよ。そんな絡みの中で、中身がきちんと明確に分かるようにならないと、この文章の中でいうと、本人の意思に基づいてなのか、第三者が勝手に住民票の写しを取ったから本人に通知しますということなのか、本人がちゃんと了解して要請して第三者が取りに来ていったよという通知なのか、その辺のところはどういう位置づけになるのか、ちょっと分かりやすく話、説明してもらえますか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） この制度につきましては、本人が知らない間に住民票等が発行された場合に、こちらのほうから通知がいくというような制度でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、本人の意思じゃなくて第三者が必要でもってそれを交付を受けた場合に、こう

いう人が交付申請で来ましたよということを本人に知らせるといことなんですね。本来そういうのはどうなのかなというふうに思うんだけど、登録者数が436人という位置づけになっているけど、この今登録というのは、いわゆる本人がそういうのあったときには連絡くださいという、こういう位置づけなんですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 説明が悪くて申し訳ございませんが、そういう位置づけでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これは、そういうことになると、登録していなかったら連絡は行かないということなんですね。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 登録していないと連絡のほうは行きません。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういうことになるとね、これね、課長あれですよ。単純にはい、そうですかというわけにいかないと思う。確かに必要なのは、いわゆる今説明あった司法書士とか、行政書士とか、弁護士とかと、もろもろあったりするけども、けども、何もないところでもってね、そうやって持っていくんだからといたって、本人が全然知らんでいるところでもってそういうのを持っていかれるというのは、果たしてどうなんだろうなという気がするんだけどね、どういう形で使われてどうのこうのというのは、それはそれなりきの人が出していくんだらうと、取っていくんだらうというふうに思うけども、本人が全然知らないところで、おかしな関係で動いているという形になるのは、果たしてどうなんだろうという、こういう気持ちになるんだけど、その辺は当局としては果たしてどんなものでしょうかね。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） その部分につきましては、住民基本台帳法等に基づいて手続をしておるところでございます。

○委員長（八木清美） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時12分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 住民基本台帳法ですとか、戸籍法において、正当な理由があれば第三者にも交付ができるというふうになっておりますので、債権確保のために取りに来られる方もおるといこと、そういう部分で発行しているということでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それをやっばり本人に通知するというのがこの制度ということなんですね。それを登録しておけばそれは本人ちゃんと連絡が行くよということなんですね。分かっている人がどんだけいるかという形もありますけども、今までもいろんな正当な理由でもって、戸籍とか、住民票とか取っている、出しているというこれはこれでありますからね、ただ最近の世相の中では、いろんなところでいろんなものがあったりしてということでもって、不信感を持っているという形があったりするから、市民に対して不信感を与えるようなことのないような形で、質問があったときには懇切丁寧な対応をしていただきたい。間違いのないようにというのは、これは当局の職務としてやっていただきたいと、このように思います。終わります。

○委員長（八木清美） 続きまして、地域のこし協力隊活動推進事業について。

委員長交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（霜鳥榮之） 委員長交代します。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 地域のこし協力隊ということで、12ページになりますが、地域のこし協力隊の配置ということで、瑞穂地区にお一人住まわれ、活動が終了したと聞いております。今までの実績と評価についてお尋ねしたいと思います。

○副委員長（霜鳥榮之） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 瑞穂の諸岡隊員の関係ですが、実績につきましては、主な活動といたしまして、みずほ市の運営支援ですとか、特産品の開発支援、しめ縄づくり等NPO法人みずほっとが取り組む事業についての御協力、それから酒米づくり、イベントの関係では、中山間地を走りますトレイルマラソンでMURA18というのを実施していましたが、その実施支援、それから平丸の自然体験ツアーなどの支援を行っております。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 地域としましては、非常に評価が高く評判もよかったですと聞いております。この地域に残ってですね、活動されるということでお聞きしていますが、今後の活動についてお聞きしたいと思います。

○副委員長（霜鳥榮之） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 退任後はですね、今新規の就労に向けて、市内の農業生産法人に就職をしております。地域の貢献に関しましては、今後民宿の開業を予定しております、その準備を進めております。

○副委員長（霜鳥榮之） 委員長交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） あまりにも長い間この協力隊の議論をやってきましたですね、募集要項そのものも、以前とはかなり変わって発展というのかな、してきているのかなというふうに思います。当初は、全般にわたってということだったんだけど、今は地域が求めるそういう要求に基づいた人材といいますかね、そのような形で変わってきているんですけども、今回は今の話でもって1人辞めて、新たに1人入ってという形になっているんですけども、その募集要項の内容と活動内容との一体化といいますか、一致といいますか、その辺の位置づけはどのようになっていますか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 制度が妙高市の場合は、平成25年度から実施しておりますが、その時点では、地域の中に入って、地域のお手伝いをするということで、具体的な支援内容というのがそれほど明確でなかったというのが実態だと思います。その後全国の協力隊自体が一気に通年で5000人規模まで膨れたんですが、その後どんどん減りまして、まだいまだに5000台で推移しているような状況です。そういった中で、やはり協力隊員が地域に行ったときに、どういった業務で求められているのか、反対に協力隊としてはどういったことを実施したいのか、そういったマッチングの必要性が出てきておまして、そういったことで当市のほうでも、地域で具体的な取組内容、そういったものを前面に出しながら応募をしているところでございます。

そして、令和元年度で募集をしました長沢につきましては、これもミッション型といいますか、具体的に長沢茶屋でそばを作るという目的に特化しております、そういった状況のほうは協力隊を募集する上では有利だという

ことになっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 見た目でもってよく分かります。今日のマスコミ報道でも11月ですか、矢代も入りますと話もありましたけども、地域で望むことはどんなことかといったときに、1つにはね、商売的なこと、営業的なことという形が前面に出てきているのかな、それが地域の活性化といいますかね、地域のこしというかね、そういうことであればということなんだろうけども、NPOの中にあって直接的にそこにだけ関わってというのは、そこへ関わる部分はいいけども、勤務時間とかいう形の中で、どこで管理してどうなるのかというあたりのね、住居の問題についても、当初はその地域の中、地域の住民としてということだったんだけど、これも今どうも不利になっているみたいだという形なんで、その辺のところはどこまで緩和されているのかな、例えばの話、南部だったら南部地域でということになるのか、市内全域でもってどこに住居を持ってでも、ただ勤務員みたいな形でもってそこへ通うというのが果たしてその地域の協力隊という位置づけでもってあるのかなと、その勤務時間外との絡みとかという、この辺の位置づけはどうなっているかと、最近地元の皆さんも不明瞭で、不信感とは言わないけども、だけでも、そういう状況が出ている中では、やっぱりきちんとした行政指導、対応が必要じゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 協力隊の募集に関しましてですが、地域で求める要件、そのほかに先ほどマッチングの話しましたが、協力隊がやりたいことということがございます。それを地域で例えば長沢茶屋の運営、そば職人が欲しいといった場合に、それを応募して、そこに自分で実施してみたいという方がお見えになるわけなんですけども、それが商売につながる、コミュニティービジネスにつながる、そういったこともございますが、要はマックスで3年間こちらのほうで御活躍いただくんですが、その後残っていただくためには、何らかの職に就いていただかなければいけないということもございますので、そういった部分で、商売につながるケースというのは、多くなってくる可能性があると思います。

それから、勤務時間につきましては、基本的に私どものほうで管理しておりまして、時間外といいますかね、通常時間外に出た場合については振替をして対応していただくようなことで考えております。

それから、住居に関しましては、以前の協力隊はその地域に住んでいるというケースがほとんどでございました。最近のケースですと、違うところから通うということになっておりますが、それは地域との話合いの中で、どうしても地域ということだけでなくもいいという話になりましたので、そういうふうにしておりますが、協力隊の立場で言わせていただきますと、自分の業務が全て地域で24時間がんじがらめだというのものなかなかせつないというのが実態の声でございますので、その辺は住居に関しては市内であればいいんじゃないかということで対応しております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 本人の要するに協力隊のね、その人のやりたいことというか、その辺は当然ありますし、地域に協力してというのがありますし、ただそういう形の中で、住居は地域外でといったときには、そこに勤務としてそこに通うということになってくると、そういったときに、地域とのコミュニケーションの絡みの中で、果たしてどうなのか、ここが抜けていったら、ほんの商売だけにそこに通っているというようなパターンであったんでは、これは果たして協力隊としての位置づけはどうなんだということが出てくると思いますのでね、これからまた矢代も入ってくる、ほかにも水原も要望は出しているけど、まだ入っていないけどね、だからそういうところに流れていくときに、やっぱり常に現状をきちんと見る中で、あまりおかしな流れへ行ってしまうと、後でもって収拾つかない

くなるという部分もあるんで、その都度検証していくことは必要だろうというふうに思いますんでね、協力隊の本来の職務といったときには、流れは変わったにしたって基本的な部分については変わっていないと思う、何やっても。したがって、そこの地域とのコミュニケーションをやっぴりきちんと取っていける、そういうのは必要だろうと。したがって、勤務時間外の絡みの中で、そういうことも含めた活動、行動の必要性をどう見ているかということになりますんでね、その辺はきちんと検証していく必要があると思いますよ。これから取り組む矢代についてだって、やっぱり当然そういう絡んできますんでね、今この時点でもってやっぱり検証して、指導できるのはやっぱりね、今所管課なんです。地元の人にはね、そうやって頼んだ関係でね、なかなかその指導もできないという逆の形がありますんでね、そこんところはきちんとした対応をしていっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 協力隊に関しましては、地域に関わる地域型、フリー型という言い方もしますが、その分類とは別に、その業務に特化したミッション型という2種類がございます。今回の長沢の場合は、一応ミッション型という形になっております。ただ、その派遣元が地域ということになっているので、少しくハイブリッド型といいますか、複合しているような依頼の仕方になっているので、どこに住居を置くかというのは難しくなってくると思いますが、例えば市が関与する団体への勤務ということで、ミッション型という場合に、その方がどこに住むかというのは、特定の地域がありませんので、それが市内であればフリーになってきます。そういったことで考えると、長沢の案件についても、市内であればいいかなと。ただ、募集の要項の中で、地域の活動について参加協力いただきたいという内容もございますので、今はまず長沢茶屋の安定した運営、そちらのほうに注力しておりますが、今後地域の活動が展開していけるように、私どもも支援してまいりたいと思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 何か最後のほうがね、ちょっと不明瞭です、はっきり。何型、何型と、その辺は私に言わせればどうでもいい。地域のこし協力隊として入って、地域の人たちがこういうことをやってほしいんだと、じゃそれそのままお任せなのかと、地域の皆さんとのコミュニケーションの状況はじゃどうでもいいのかと、例えば地域のイベントに協力しなくてもいいのか、参加しなくてもいいのか、この辺のところはどこに住んでいようとそれはそれでいいです。けどもね、そういうことは本人と今度はね、地元とやっていったらね、そのギャップが出てきちゃうと、後々ずっと人間関係おかしくなるんですよ。そこにはやっぱり行政が一枚絡まなかったら、きちんとした対応できない。一つそこでもってねじれてしまったら、これは解消できなくなりますよ。そういう実態を、だから今のその何型、何型といったときに、果たして当局は地元でそれだけの説明して、そういうやりくりをしているのかというこれは私分かりませんがね、けどもその辺どうなのかということなんで、後に問題を引かずらないような対応をぜひしてほしいということを言っているわけなんだよね。だから、今のうちでないとというふうに私は感じます。だから、地元の関係については、そこに踏み込みしていただきたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 長沢地区からいただいております募集の要項によりますと、特産品であるそばを使用した地域活性化施設長沢茶屋の経営支援というのが1点です。もう一点、特産品であるそばづくりを通じた地域内外の交流事業の企画実施、この2点を募集の要項の活動内容として挙げておられます。ただそれだからといって地域の活動に参加しないでもいいのかといったら、そうではないと思いますし、以前の協力隊の設置、募集の内容と今回の募集の内容は違っておりますので、また地域の方々の中でそういった認識が少し薄いかなということも感じてお

りますので、その辺りしっかり説明をしまいたいと思っております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 課長ね、その募集要項がこうだとあります。やってほしいのはこれだ、その地域とのね、コミュニケーションを取って、その中でもって人間関係もね、きちんとやっていこうというのは、こんなのはそこへ書かんだって当然の話じゃないんですか、地域のこし協力隊として入ってきたときに。そこまで書かなきゃいけないのかという、商売だけやっていりゃ、そこだけうまくいってりゃそれでいいのかという話なんですよ。商売だけうまくいってという、うまくやるのであれば別に協力隊でなくて専門家呼んで来てやっていたっていいわけだから、そこんところはね、やっぱりその募集要項がこうだからと、そこにこだわるのか、地域の中の一つとして対応していくのか、そこはきちっと検証してください。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、地域づくり応援事業。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） それでは、地域づくり応援事業につきまして、その中の活動総合交付金の基礎交付金についてちょっとお尋ねしたいと思います。

いわゆる世帯数に応じた額は、基礎交付金の中に含まれるんですけども、近年中山間地域はじめ、活動団体の世帯数が年々減少している傾向があります。そんな中で活動財源を確保するのは、やはり課題かなというふうに考えております。その中で、いわゆる今のこの交付金のランクなんですけども、5万円から20万円という4つのランクがあるんですが、いわゆるランク別の団体数の分類というのは、どのような形になりますか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 世帯規模加算というのがございます。その区分ですが、1世帯から250世帯までが5万円です。それから、251世帯から500世帯、これが10万円、それから501から750までが15万円、それから751世帯以上が20万円となっております。交付団体の内訳で申し上げますと、全部で54団体ありますが、5万円が39、10万円が10団体、15万円が3団体、20万円が2団体となっております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いわゆる基礎交付金の中の世帯規模別に応じた額のこれが始まったときから比べたら、もう相当年数経過しているんですけども、いわゆる250世帯未満というところが私にすれば増えているような気がするんですが、その辺の状況というのは、傾向はどんなものですか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 54団体のうち250世帯以下の団体が39ということで、先ほど申し上げておりますが、全体の7割を占めているということでございます。大半が250世帯ということで、それをもっと細かく言いますと、100以下のところが18団体ですかね、かなり多く割合占めております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 世帯数のいわゆる数が少なくなればですね、やっぱり活動していくときの貴重な財源がなかなか調達するのが難しい、そういう面では、いわゆる5万円から20万円のランクがあるんですけども、その傾斜配分をですね、やっぱり私は見直すべきではないかな、そういうことによって、その自主活動財源の少ないところにもうちょっと活動のいろんな取組を誘導するような形の見直しというのは、私は図るべきではないかなと思うんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 規模加算の関係でございますが、小規模加算といいますか、小規模なところに加配するとか、大規模に加配するということは書いておりませんが、個々にですね、地区ごとの実績で計算してみますと、例えば50世帯以下の団体で、平均で言うと1415円になります。逆に、500世帯以上の団体の平均ですと203円ということで、実績上では規模が小さいほうが多いというような形になっております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いわゆる1戸で割った場合はそうなるかもしれませんが、当然地域づくりを活動している団体は、この市からの交付金のほかにもですね、自主財源、いわゆる会費という形でもらっているわけですよね。それを足しての中で活動しているんで、やっぱりこのランクというのは、現状に合わせるべきだなというふうに私は考えておりますが、ぜひそこら辺また地域の活動がですね、十分できるような形の取組、上乘せ交付金というものもありますけども、それはそれで別としてやっぱり見直しを検討していただければと思っています。

それともう一点なんですけれども、いわゆる非常に少子高齢化の中で、集落単位のところの世帯数が非常に減ってきている集落が見受けられます。中にはやっぱり10世帯未満という中で、これからの中で今後さらに少子高齢化が進んだ場合に、小規模集落の存続というか、集落のこしとか、そこら辺の対応については的確な対応をしていかないといけないんじゃないかと思っていますが、そこら辺いわゆる地域共生課として、これからどのような対応をしていくのか、そこら辺のお考えをお聞かせください。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 委員さんおっしゃるとおり、10世帯未満の小規模集落になりますと、コミュニティ機能の維持というのが大変難しくなってくると思います。さらには、支え合いとかですね、自助、共助みたいな部分ですね、そういったものも難しくなるということで、過去におきましては、隣接する自治体の統合を促したようなケースもございます。それですとか、例えば長沢さんですと、小宇さんがあったんですが、それを1つにしたというケースもございますので、そういった隣接との統合みたいなものを考えていかなければならない地域もあるんじゃないかと思っています。ただ、実態としてはたとえ1世帯、1人になったとしても、私はここにいたいんだという方もおいでになりますので、そういった部分で考えますと、安心して住み続けられるという部分について、私どもは支援してまいりたいと考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 5世帯未満になると、限界集落という言葉がその上に超がついて、超限界集落ということになるんだそうです。そんなふうにならないように今の現状をね、維持する、またさらには移住定住で入ってくる、そういういろんな仕掛けもあろうかと思っておりますので、ぜひともですね、少なくともならないような取組をお願いしたいと思っています。

以上です。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私は、地域の元気づくり活動助成金のことで若干質疑します。

ここに6項目ほど載っているんですが、それぞれ内容といいますか、これ単年度分と、それから3年という長期間にわたるんですか、どんな内容でしょうか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） まず、制度としては、3つの分野に分かれております。1件だけ3年継続の事業で、あと2件は、単年度での取組となります。一番上に書いてございます小さな成功体験事業、これは単年度での取組になります。内容といたしましては、NPO法人ですとか、市民活動団体の試行的な短期間に取り組める、そういった

事業に対しての支援制度でございます。

2行目の地域のやる気事業につきましては、3年以上継続する予定の取組に対する補助でございまして、補助としては3年間になります。これにつきましても、NPO法人ですとか、市民活動団体が地域の活性化、地域課題の解決のために自ら創意工夫により取り組む自主的かつ自発的なまちづくり活動を支援する制度でございます。

その下ですが、Myokoo夢チャレンジ事業というものがございます。これにつきましては、単年度補助でございまして、高校生以上の学生が主体となって、若者ならではの自由な発想や創造力で夢を形にしていくなちづくり活動への支援でございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） これそれぞれ事業によって内容審査、どういう組織だかということが多分検討されると思うんですが、それはどこでやられるんですか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 審査の方法につきましては、市民活動の有識者3名と行政職員1名、合計4名で審査会を実施しております。審査員の所属等につきましては、大学の准教授、それからNPO法人の理事長、それからろうきん福祉財団さんの室長さん、それと私ども、うちの課の課長か補佐、この4名が審査委員会となっております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 多分単年度事業についてはね、これはそんなに審査方法としては難しくはないと思うんですが、複数年、3年の補助を考えますと、それぞれ財務計画だとか、組織だとか、活動計画だとかと、非常に細かいものが必要になってくるような気がしますけども、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 審査会の内容でございますが、直接審査員の前でプレゼンを実施します。そこで、審査員からは、公益性、必要性、具体性、継続性、そういった項目についてそれぞれ評価、採点してもらいます。全員の採点の結果が得点率として、60%以上あれば採択となります。60%以上なければ不採択ということで、審査会を実施しております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私もこれ始まった頃、ちょっと内容をお聞きしたところ、非常に厳しい内容審査ということで、取りやめたような経過があるんですけども、非常にいい制度なんですけども、私の聞いた範囲では非常に厳しい審査もあるし、結果も非常に厳しい報告をしなくちゃいけないというようなこともあります。そんなところで、できればですね、確かに今の審査方法は分かるんですけども、もう少し地域の活性化といいますかね、地域の皆さんが取り組む事業ですのでね、その辺はもう少し緩やかということじゃないんですが、条件の緩和等必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） この事業につきまして、今年度につきましても3団体等が対象となっております。件数からすればそれほど落ちておりませんし、29年度に2件だったものが30年度に同じく2件、元年度に5件ということで、増えているような状態です。これにつきましては、以前実施した団体がその事業はやるんですが、さらに新しくこういった課題にチャレンジしますよということで審査会を受ければ、間2年間空けばもう一回チャレンジできるような形にしておりますので、やっぱり持続性と地域のやる気というものを生かしたいということでは、そういう制度の見直しは実施しているつもりでおります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それとこれはちょっと聞いた話ですけども、この助成金を受けるについて、妙高ツーリズムマネジメントの会員でなければいけないというような条件がついているやに聞いておるんですが、その辺の条件は、規則上あるんでしょうか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 助成の対象としましては、構成員が5人以上、市内を活動拠点としている市民活動団体や特定非営利活動法人、または大字や町内会の実施組織ということになっております。ですので、逆に一般社団法人さんですと対象にはならないかと思えます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 一般社団法人さんが補助を受けるということじゃなくて、この地域の元気づくりの活動助成金を受けるについて、条件は一社の会員でなければいけないというようなことも言われたというんですが、その辺はないですか。現実にはそういう方がいて、しょうがないねというようなことで、会員になったという事例がありますのでね、その辺は間違いなく条件にはないですね。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 似ているような名前の事業が観光商工課にもあったかのように思いますが、私どもの元気のやる気事業に関しましては、逆に一般社団法人は対象にならない。対象でなければいけないという制度ではございません。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 分かりました。確認します。

○委員長（八木清美） 続きまして、妙高山麓ゆめ基金事業に入ります。
岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ちょっと件数だけ確認をさせてください。

ふるさと納税の妙高山麓ゆめ基金の寄附者の表が示されているんですけども、県外、それから県内、それから妙高いわゆる市内ですね、この3つに区分した場合の件数、それから金額分かればお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 妙高山麓ゆめ基金のうち、ガバメントクラウドファンディングを除いた寄附状況ですが、件数が2658件、5023万4000円のうち県外が2531件、全体の95.2%でございます。寄附額は4795万4000円です。県内につきましては125件、4.7%で金額は208万円、市内は2件、0.1%で金額は20万円となっております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 市内の方については、件数は少ないんですけども、返礼品なしという中で寄附していただけるということで、ありがたいなと思っておりますが、ここにあります新たな返礼品というのは、どういうものを追加されたのか、お願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 返礼品につきましては、平成30年度末で43品だったんですが、令和元年度末では63品に増えてございます。その中身としましては、トレランの出走権や日本酒など、各種そういったセットなどを増やしました。また、シルバー人材センターさんともお願いして、墓地の清掃サービス券というものを追加いたしました。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 1点だけちょっと確認をお願いします。

このふるさと納税の関係でもって、災害復旧費寄附金というのが507件あるんですけども、これは今ほどもありま

したように、県内、県外、その辺の実態はどのようになっていますか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 508件の内訳ですが、県外が474件、93.3%で寄附額が543万5100円です。県内が32件、6.3%で71万6000円、市内の方からは2件、0.4%で1万5000円を頂戴しております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 恐らくこの災害復旧の絡みだから、妙高市に関連があるというか、つながりがあるというか、そういう人なのかと勝手に判断するんですけども、県外の関係では、主にどのようなところからというのが分かったら、例えば妙高市に関連があるかどうかというのは分からないけども、都会であったら、例えば東京とか、その辺のところ分かる範囲で主立ったのだけ、上のほうの主立ったのだけ、細かくは要らないですけども、ちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 関東圏で申し上げます。242件、51.1%です。中部圏が75件で15.8%、関西圏が98件で20.7%となっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ありがとうございます。妙高市の実態を把握している、知っている人だろうなというふうに思いますけども、大変ありがたいことだというふうに思っております。基金の充当状況は、下のほうでもって分かりますので、これで終わります。

○委員長（八木清美） 総務管理費につきまして、ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、次、徴税費のほうに入ります。

市税徴収確保対策事業について。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 非常に市税の徴収については、市民税務課の皆さんは非常に努力をされているということに對しては、敬意を表したいと思います。

ここで言う徴収嘱託職員ですか、589万ほどの予算がのっていますが、人数は何名ですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 令和元年度は3名でございました。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 徴収職員ならば、なかなか実情は分かっていると思うんですが、嘱託員ですから、どこまで市の状況を把握しているかよく分かりませんが、問題はですね、税に対してどのぐらいの知識をお持ちの方を嘱託員として採用されていますか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 嘱託員の身分のほうは、非常勤特別職でございまして、前職のほうは3名とも会社員でございました。その中で、税務経験や徴収に関する事務にノウハウの方はおりません。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 徴収員ですから、今期は支払いは駄目ですよと、ああ、そうですかと帰ってくるということにはならないと思うんですが、その辺かつて私も何年前にもその質疑したことあるんですが、金融機関の職員だとかという、いわゆるある程度民法だとか、税法の知識がある人を雇うということがよりやっぱり徴収率を上げる

ということになると思うんですが、その辺ですから今全然知らないという回答ですけども、それで徴収員というこ
とで活動されていますか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 徴収嘱託員につきましては、1年任期でございますが、3名の方はこれまでも何年か複
数年経験している方ございまして、やっている中で差押えだとか、部分は関わらないんですけども、ある程度預
金調査の補助事業ですとか、電話催告、それから訪問徴収した中での納付勧奨のほうはさせていただいているところ
でございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 効率的にといいますかね、徴収員ですから、全然何も知らないで徴収するということが非常
に問題があるんじゃないかと思うんですけども、今差押えだとか、競売だとか、それからもう一つは欲言え、業
界といいますかね、業種よっての総合的知識なんかも、やはり徴収については私は必要だと思うんですよね。宿
泊業の実態だとか、小売業の実態だとか、そういうやっぱりものを知らないとか、なかなか徴収という、ただくれな
いということじゃなくて、そういうようなことも、一応話の中で市民に言ったりとか、そういうことはしないと、な
かなか徴収ということは難しいと思うんですね。私も現役時代そういう部署もいましたけども、それはやっぱりそ
の業界といいますか、職種によっていろいろケース・バイ・ケースなんで、その辺の知識はやっぱり必要だと思
うんですが、その辺あれですか、まるっきり知らない人がやるというよりも、そのほうがより効率はいいと思うん
ですが、いかがですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 徴収に関しましては、職員のほうがですね、ある程度税務研修だとか、新潟県地方税徴
収機構と連携した取組の中で、徴収ノウハウのほうは高めてきておりますので、その事務を今補助させていただ
いているというのが徴収嘱託員という形になっております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今後その徴収率を上げる、また有効に嘱託員の活躍をしていただくというような形で、今後
はやっぱりそういう税に対しての考え方というか、取り組み方が必要だというふうに思いますので、一応お聞きし
ました。

以上です。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 1件ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、国保税を除く現年課税分の徴収率が
いわゆる課の職員なり、今の協力員のおかげでですね、現年課税分で98.9%、それから滞繰含めると91.9というよ
うな非常にですね、高い数字になっているんですが、この数字というのは、県下20市あるんですけども、その中
上のほうに位置するのか、それとも下のほうに位置するのか、何位くらいに該当しているんですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 現年課税分の徴収率と滞繰繰越し分も含めました全体の徴収率ですが、どちらも県内20市
の中では16番目になっております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ちなみに、その一番トップというのは、徴収率どのくらいの数字なんですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） トップの市の徴収率につきましては、99.39になっております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 16番目というのは、ちょっと上へ上がれる余地はたくさんあるということですので、ぜひともですね、早期滞納の解消とか、また催告をはじめ、いわゆる税確保に、また徴収率のアップにですね、頑張ってくださいなというふうに思っております。

それから関連して、もう一点お願いしたいんですが、決算に関する参考資料の8ページになりますかね、令和元年度の市税等不納欠損処分調書がありますが、金額的にはですね、全部合わせますと裏の9ページへ行きますが、納税義務者数で102人で、6879万1147円という形ですね、不納欠損処分されているんですが、欠損するための理由としては、時効とかまた会社倒産とか、そういう理由があるんですが、この理由別ではどのような状況になっているか、お願いいたします。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 令和元年度の不納欠損分の理由でございますが、全て地方税法第15条の7第4項及び第5項に該当するものでございます。内訳ですけれども、地方税法第15条の7第4項で、執行停止後3年を経過し、欠損したものが8件で30万8318円、それから地方税法第15条の7第5項で、市税を徴収することができないことが明らかであるとして、即時消滅したものが41件で、6848万2829円ということになります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いわゆるもう会社倒産とか、財産なしという形で、税収を徴収するあれが見込みがないということなんですが、いわゆる今後ですね、この欠損処分というのは、これ民間で言えば債権放棄ということと一緒になんで、そこら辺次年度以降もこの金額的にはですね、こういう5000万とか、6000万というような数字になっていくのかどうか、そこら辺の状況はどのような状況でしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 不納欠損の今後の見込みでございますが、こちらのほうは平成29年度以降に執行停止した分と破綻して実体のない法人に毎年課税される現年課税分の固定資産税の不納欠損額が見込まれるところでございます。欠損額といたしましては、令和2年度につきましては2100万円、令和3年度は2150万円、令和4年度は3100万円の不納欠損額を見込んでいるところでございます。ただ、新たに法人の破綻等が発生した場合には、不納欠損額は増額することもあるということになります。

○委員長（八木清美） 徴税费につきましては、ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようでしたら、次、戸籍住民基本台帳費について、住民票等コンビニ交付サービス事業について。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） この事業は、コンビニ交付という形で、一昨年からですかね、始まった事業だと思うんですが、まず住民票等の市全体の交付件数はどのくらいあるか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 各種窓口での証明書交付件数でございますが、令和元年度の実績で3万8340件でございます。そのうちコンビニ交付可能なものにつきましては、2万8677件でございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ちょっと今最後の数字もう一回、何の数字なのか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） コンビニで交付が可能なものが2万8677件でございまして、委任状を持って窓口に来られる方もおりますので、本人がコンビニに行って住民票等が発行できる件数となると、2万8677件になるところです。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 要するに3万8000のうち2万8800は、コンビニでも取れたものを実質としては429件しかなかったということになると思うんですけど、これはどのように評価されていますか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 今の話になりますけども、コンビニでの交付割合につきましては、1.5%程度になります。それで大半の人が現状では市役所の窓口で交付を受けているという形になります。こちらのコンビニ交付の目的の一つでありますけども、事務効率という面でありますけども、こちらのほうにはまだ結びつく段階ではなくてですね、今後もやはりコンビニ交付を促進していく必要があると思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これ導入したときも、それから50円コンビニのほうがいんだよといってPRしているんですけど、なかなかそっちへ足向いていないと。正直言って、もっとほかの一般の税金の支払いもコンビニでできる形になっているんだから、もっと伸びていいような気もするんですけどよ。前回聞いたときは、たしか市役所開いていない時間外にコンビニが結構あったというふうに私は思っていたんですが、この50円の手数料の効果、今はもう1.5%しかないんだから、あまり効果ないのかなという気もするんですけど、そちらのほうとしてはどういうふうに見ているか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 料金設定につきましては、コンビニ交付への誘導、それからマイナンバーカードの普及を促進するために、安く設定しているところでございます。コンビニ交付への誘導という面でございますが、現在は交付の状況は低い部分ですけども、429件のうち早朝、夜間、土・日での利用が57%ということで、市役所での閉庁時間での取得があって、そういうことが利用できるというコンビニ交付の強みが発揮されているかなと思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 確かに前もそうでしたね、時間外に結構コンビニのほうの方が比率高いなというのがあったんですが、1つはこれマイナンバーカードがなければいけないという、もう一つはマイナンバーカードの普及というものをこれで狙ったのではないかと考えているんですけど、マイナンバーカードの普及に向けた取組を一生懸命やっていると思うんですけど、先ほども霜鳥委員等も質疑があったんですけど、これについては、取組について改めてお聞きしたいと思いますが。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） カード普及に向けた取組でございますが、令和元年度につきましては、広報などでの周知ですとか、窓口での声かけ、それから申請支援イベント等に出向いての申請ブースの設置などに取り組みまして、令和元年度では、交付率は4.8%増加したところです。それで令和2年度になりまして、マイナンバー制度事業などの宣伝効果もありまして、9月1日現在の交付率につきましては18.7%と、先ほど申し上げましたが、こちらは4月から3.7%増加しているところでございます。今後はですね、来年3月以降の健康保険証としての利用開始に合わせた周知を強化していくとともにですね、交付率を上げております先進事例などもの取組もですね、参考にしながら、普及促進を図っていききたいと思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それと大分前に市のほうからおのおのみんな各家庭に案内来たと思うんですけど、マイナポイントを活用されたらどうだという案内が今回も来ていました。非常に今回タイムスだったかな、コラムに出ていたんですけど、自分でやってみようと思ったらできなかつた。コンビニ行ったら5分でできたというような記事が載っておりました。これもマイナンバーカードを持っていなければこの特典取れないわけなんですけど、こういったマイナポイントの申込み状況、その辺はどのように把握されているか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） マイナポイントの申込みでございますが、こちらのほうは原則として本人がスマートフォンですとか、パソコンのほうから申込みしていただくという部分の中で、市のほうでは状況は把握できておりません。ただ、市では今言われましたけど、マイナポイント申込みの前提となりますマイキーIDの設定支援のほうを行っております、希望者に行っているところですけども、こちらにつきましては8月末までに972件の支援をしてきたところでございます。また、マイナポイントの交付を受けるために、必須となるキャッシュレス決済事業者との結びつけというような話もあるんですけども、こちらの作業のほうも支援しているところでございます。それで来庁者の中には、今言われましたように、申込み手续にお困りの方もおりますので、引き続きマイナンバーカードの交付促進とともにですね、マイナポイント事業の申込みの支援を窓口のほうでしてまいりたいと思っております。

○委員長（八木清美） 住民基本台帳について、ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） それでは次、選挙費についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 次、統計調査費についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 次、監査委員費についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、民生費に入ります。

児童福祉費についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 災害救助費はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 保健衛生費についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 労働諸費についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 次、土木費に入ります。

住宅費について、住宅取得等支援事業について。

高田委員。

○高田委員（高田保則） まず、これ端的に聞きたいと思います。

この表を見ますと、住宅取得については、新築、中古、それから増改築、家財処分ということです。これそれぞれ

れ多分上限があると思うんですが、お幾らでしょうか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 区分ごとに申し上げます。

一番上の住宅取得、これ土地を含むものですが、一律に60万円、それから中古住宅の限度額は30万円、それから次の増改築につきましては限度額30万円、家財処分に関しましては20万円となっております。それから、住宅取得、増改築にそれぞれ県外からの転入者加算ということで50万円が加算されます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それから、ここに市内に住む若い世代の住宅取得や増改築ということがあるんですが、住宅取得は分かるんですけども、増改築の場合、これこの前にちょっと担当は違いますけども、リフォーム事業と重複するような気がしないでもないんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 同じ工事内容で、両方を受けることはできませんが、併用して使うことはできます。それが重ならないようにという確認は取らせていただいております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それから、ちょっと後先になりますけども、市民の定義といたしますか、どういう方を市内に在住する若い人ということで定義されるか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） この事業におきましての市民につきましては、市内に住民登録をしている、それから年齢が40歳未満の者、3つ目といたしまして、市県民税を滞納していない方、この全てを満たす方を市民として定義しております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） これは2世代同居とか、3世代同居という場合、例えば住宅の所有権の問題があると思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 増改築の場合のみですが、3世代同居の場合については、増改築の対象になると。また、購入の場合も対象になるということになっております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） もう一度お願いします。ちょっとよく分からない。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 市民の要件につきましては、増改築工事後3世代で同居する場合については、40歳未満でなくてもよいということでございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私のちょっと聞き方が悪かった。3世代、2世代でもいいんですが、問題はね、若い人が増改築する場合に、多分贈与だとか、いろいろな問題が税法上出てくると思うんですよ。そこをちょっと聞いたかったんですが、その所有権の問題はないですかというのはそこなんです。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 所有区分、割合とかそういったものは規定の中ではございません。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 所有権区分はあるということですよ。どうなんですか。私もお客さんの経験あるんですが、一軒家があっけいちゃんの名前になっていた、親の名前。若い人が増改築する場合は、それは贈与になりますよという税務上の問題もあったと聞いていますので、その辺ですね、この改築について。親の物件を増改築するについて、増築の場合は所有権区分とできますけども、改築の場合は所有権区分できないですよ。その辺はどういうふうな形なんですか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 失礼いたしました。所有権の割合ということでございまして、すみません、所有権については、2分の1以上でございます。申請者が3世代同居の場合は、あくまでも40歳未満の方が申請者となりまして、その方の名義で登録を行って、その方の持分案分が2分の1以上の場合対象となるということでございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 2分の1以上というと、ちょっとでも2分の1以上、増改築の場合、いわゆる一戸建てなんかで2分の1以上ないとだめだということになるんですか。そうしますと、上限60万ぐらいでできますかね。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 補助の限度額が30万円ということですので、工事費は工事に必要な費用をかけていただければと思います。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 分かりました。あくまでも補助は、それだけだということですね。分かりました。

もう一つ、非常にいい制度と思うんです。ただ、ここにも書いてあります人口増加のための移住定住の促進に寄与したということがありますけども、この制度によって、いわゆる一般的な社会減をどのぐらい防ぐということに貢献度があるか、試算したことがありますでしょうか。あったら教えてください。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） この住宅取得等支援事業につきましては、平成26年度から実施をしております。これまでの転入者のほうですが、トータルしますと132組、359人が対象になってございます。年齢別にいたしますと、平均年齢は36歳で子供がいらっしゃるおうちにつきましても、かなりの割合でございます。それから、先ほどの359人につきましては、この間の市全体の転入者に占める割合としては、全体の7%ぐらいになってございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私のほうからはですね、ここでもって、この資料に基づいてということでもって、転入者31世帯ということになっているんですけども、転入者どこから入ってきているのかなという問題と、一番関心示すのは、やっぱりその地域とのコミュニケーション、なじみの関係ですよ。その辺のところはうまくいっているのかなという、その辺あるんですが、県内、県外との関係ではどうなのかというのと、今実際に地域とのコミュニケーションはうまくいっているのかというあたり、お聞かせをいただきたいなと思います。

○委員長（八木清美） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時22分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 従前の住所地につきましては、上越市が14件で最も多くございます。そのほか糸魚川、燕、県外ですと、福岡、東京都になっております。

- 委員長（八木清美） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） そんなに細かくなくていいんです。県内と県外、数どれだけかという、そこをお願いします。
- 委員長（八木清美） 地域共生課長。
- 地域共生課長（高橋正一） 県内が16、県外が8件です。
- 委員長（八木清美） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） その人たちが地元でのコミュニケーションですね、コミュニティーの関係、どのような状況かというのを分かりましたらお聞かせいただきたいと思います。
- 委員長（八木清美） 地域共生課長。
- 地域共生課長（高橋正一） 住宅取得支援事業に関しましては、基本的には住宅を建てた方への補助事業ですので、地域との関わりについてのお話を細かくはしてごさいません。制度的に補助を支出しているものになります。
- 委員長（八木清美） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 事業はね、そういうことなんですよ。事業はそういうことだから、それまでということなんですが、地域共生課が関わっていたら、地域共生課としてはそういうのもあるんじゃないですかという意味合いで聞いているところなんですね。だから、あっさりそれは事業違いますからというのは、ちょっと違うんじゃないかという位置づけなんですよ。分からんのは分からんでいいです。けども、せっかく移住してきてくれた人たちがそこまでいったけども、やっぱりその地域の中でもってコミュニケーションをうまくその地域との兼ね合いが取れていって、ちゃんとやっているというのは大事なことだと思うんですよ。それが今後のPR、やっぱり口コミという形の中にも反映してくると思うんでね、大事な点だと思うんで、じゃ今はそういうことだということは分かりました。今後はやっぱりね、そこんところも地域共生課の仕事としてやっぱり地域に絡むわけですから、そこはぜひ入っていただきたいということです。
- それで終わります。
- 委員長（八木清美） 地域共生課長。
- 地域共生課長（高橋正一） 申し訳ございませんでした。アンケート調査というものを実施しております。その中で、地域に関しての困り事はありませんかという項目がございまして、あまり出てきていないようなんですが、もし何かあった場合については、こちらのほうでも相談していきたいと思っております。
- 委員長（八木清美） 続きまして、妙高ふるさと暮らし応援事業について。
- 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） 土木費の関係で、非常に新課長大変だと思いますが、しばらくお付き合いをいただきたいと思います。
- この事業については、当初予算では1179万円という予算でスタートしまして、実際決算では712万1000円ということです。当初計画から見て、私としては若干予算使っていないような気もするんですが、成果をどのように評価されているか、まずお聞きしたいと思います。
- 委員長（八木清美） 地域共生課長。
- 地域共生課長（高橋正一） ふるさと暮らし応援事業につきましては、移住定住に関する総合窓口としての機能充実を図るということとですね、移住希望者のニーズに対して、移住定住の促進を図ってまいりました。具体的にはですね、移住支援員によります総合窓口としての対応、それから市のホームページで、移住・定住サイト「妙高暮らし」というのを開設しました。さらに、首都圏での移住イベントやセミナーでの相談、これは85名ですが、そして御希望、こういうところ見たいよというオーダーメイド型の空き家見学ツアーを7世帯、17名の方に実施しました。

その結果として23組、39人の方が転入してきていただいておりますので、こういったことから一定の効果があるというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今ほど移住支援員の活動、かなり効果があったようなお話をされたんですけど、課としてこの方というか、こういう支援員に対して評価、それから今後やってみて改善点等ありましたらお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 移住支援員につきましては、平成28年の6月から配置をしております、先ほど申し上げたとおり移住定住に関する窓口の一本化ということで、業務に当たっていただいております。業務の内容といたしましては、この空き家情報の登録制度、マッチングの支援ですね、そういったものですか、個別の相談、支援制度の紹介、さらには首都圏での移住イベントへの参加、そうしたものを実施しております。

成果といたしましては、これまでの転入者の割合ですと、平成27年度では7組ぐらいだったものですが、その後この移住支援員を採用いたしまして、元年度では23組ということで、約3倍の成果が上がっております。

今後の改善すべき点ということでございますが、首都圏でのイベントがコロナウイルスによりまして、中止されております。そういったことですね、今といたしましては、オンラインによる空き家の内覧会ですとか、それから移住応援PR動画というのを直営で作りました。これホームページにアップしておりますので、移住イベントをやっていないんですが、そこで話をする内容について動画で紹介しておりますので、そういったものを今後もしっかりPRしていきたいと思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） オンラインもこの前うちの総文と一緒にやらせていただきまして、非常にあれはいいものだなというふうに感じたんですが、非常におのおのピンポイントの人しかそれが対応できていけないというので、大変ではないかなと思うんですけど、これからこういったコロナで東京を脱出する方も増えていくと思うので、そういったものをうまく拾い上げていくよう、いろんな形の媒体を使って広げていっていただきたいというふうに思っています。

その中で補助金の宿泊費助成、予算では110万ほどでしたが、12万という形の決算になっています。この状況をどう捉えていらっしゃるか、少なかった理由も含めてお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 執行残の主な理由といたしましては、ひとり親家庭移住就労支援事業ということで、予定をしてございましたが、この内容につきましては、市外から独り親の方が転入した場合に、移住を検討する場合の旅費の補助、それから支度金として引っ越しの費用、さらにはお越しになられたときの自動車の購入の補助ということで想定をしております。そういったものを用意していたんですが、実際には利用がなかったということで、92万円が未執行となったものでございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） なかなか限定したところに使う金となると、110万だと、それこそ1組分くらいの対応ではなかったかなと思うんですけど、またこういった制度を用意しておいて、今後も新しい人の移住につなげていっていただきたいというふうに思います。

あわせて補助金の移住支援事業、予算では280万、100万という形になっていますが、これも利用少なかったと思うんですけど、この内容と成果についてお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） これもですね、実際の利用が予定していたよりも少なかったということですが、この事業につきましては、東京圏から妙高市へ移住をするために、県の就業マッチングサイト、ホームページがあるんですが、そこを通じて、市内に就労された方、もしくは県の起業支援事業というのがあるんですが、その起業支援金の交付決定を受けた方に対しての移住支援になっています。県の事業に市が乗っているものでございます。

そして、予算的には単身者の場合は、60万円になりますが、これを3人分計上しました。さらに、世帯の場合は100万円になりますが、これも1件計上させていただきました。実績といたしましては、世帯が1世帯ございまして、100万円の支出をしております、180万円が執行残となっております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それでも2世帯、これを活用されたということなんで、実績としては1世帯ですね、すみません。1世帯じゃ丸ごと100万、満額をいったということですね。利用があっただけ一歩前進というふうに評価すべきか、その辺はまたゆっくり検証していただきたいと思います。

それから定住促進通学費貸与基金繰出金ということで、250万ほどの予算で125万というような格好になっていますが、これについて、利用が少なかった理由も含めて、事業の内容と成果をお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） この事業につきましては、若者の定住促進と地域社会を担う人材の確保を図ることを目的といたしまして、元年度から実施している事業であります。元年度の実績といたしましては、市内に在住する4名の大学生がこの制度を実施して、皆さん長野県内でございますが、通学をしていらっしゃいます。予算といたしましては、6人分を盛っていたわけですが、人数が少なかった、それから途中から申請された方もいらっしゃいますので、単価的に低くなったということで、残があります。

以上です。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） こういった事業をこれだけメニューをそろえているわけなんで、これからもまたぜひ活用できるようにPRをしていただきたいと思うんですけど、今まで見るとちょっとやっぱり予算の執行状況、それから利用者が少ないように思うんですけど、今後の課題として挙げられるものがありましたらお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） まずは一生懸命PRをしていきたいと思います。

それから、全体的なお話で申し上げますと、ふるさと回帰支援センターの調べでは、やはり妙高市というブランド、知名度が若干低いということも指摘をされてございますので、全体的にブランディングしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） まず、この移住支援員さんは、この制度を使う空き家物件を買った方に担当がしっかりつくという制度ですか、要するに1組につき1人がちゃんと最初から最後までしっかりつくという、そういう制度ですか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 基本的には、ふるさと暮らしで空き家登録の場合については、メインは移住支援員になっております。職員のほうもついておりますので、この人がこのおうちということで対応しているわけではござい

ませんで、その2人が内容について連携を取って、一件一件のお宅の対応に当たりたいということで対応しております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） もう一つなのですが、当然空き家をお勧めするときには、その地域も勧める、その地域がすばらしいですよ。その地域は、こういうシステムやこんなお祭りやっていますよという情報がないよりはあったほうがいいに決まっています。さっき霜鳥委員も言っておられましたけど、要は地域とのコミュニケーションはどうなんだといっても、制度だけの問題ですから当然分からないんですが、実際に移ってくる人は住んでみたらいいところというのは、人間関係が大きいところはいいんです。人間関係が悪いと、どんなに景色がよくても住みにくかったとなって、自分のPR力もやっぱりそこで低下してしまうので、地域とのコミュニケーション、地域とのつながりというのを今現在どのようにされているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 地域のそれぞれの魅力に関しては、大規模なイベント等で妙高市全体の魅力ということをお話しさせていただいております。それで、利用希望者につきましては、ほとんどの方がこのおうちがいいということで、いろいろ御自身で調べられて、一本釣りといいますか、そこのおうちをターゲットにして来られる方が大半でございます。ですので、そこのお宅に住んでいただくためのお話をしていくというところで、相談している中で、地域の行事ですとか、そのコミュニティーの話が出てくるというような今は実態でございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 空き家の関係なんですけども、ここの表を見ますと、成約件数が35件ということですが、今現在実際問題、空き家というのは、高齢化社会が進む中で、消費者にとっては空き家の管理とか、また活用、非常に困っているのが現実かなという中であると思います。その中でこの35件の成約というのは、地域別に見た場合は、例えば新井地区、妙高地区、高原地区と見た場合、地域別はどのような状況ですか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） すみません、地域別がすぐに出ないんですが、登録の51件であれば手元に資料あるんですけども、それでよろしいでしょうか。

○岩崎委員（岩崎芳昭） はい。

○地域共生課長（高橋正一） 登録51件されておりますが、これは元年度中の新規の登録でございます、地区別では新井が21件、妙高地区が6件、高原地区が24件になっております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 私が思っているよりも、新井地区は意外に少ないな、その前のもう既に登録済み件数があるかどうか分からないんですけども、いわゆる前段の今日午前中の中の地域創生の中でも話したんですが、空き家をですね、やっぱり活用するという中では、町なかのいわゆる人が大勢住んでいるインフラの整備されている、そういう中心のところですね、若い世代なりそういう移住定住者をそちらに誘導する、そういうことも必要かなというふうに思っています。そんな中で、空き家を活用する中では、ある程度行政が主導する中で、例えば空き家の再利用とか、またちょっとリノベーションした中で、シェアハウスみたいな形でですね、貸していく、再利用して、そこに人を誘導する、そういう取組もこれから必要だなというふうに私は考えますが、その辺についてのお考えいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 先ほど新規登録が51件と申し上げましたが、その前の年度の末では49件の登録がござい

ました。それを単純に足したいところなんです、成約して登録抹消するおうちもごさいます。今現在ですと、やはり47件ということで、マッチングをするためには、登録している物件を増やさないといけないという新たな課題もごさいます。これにつきましては、例えば元年度ですと、特定空き家を実態調査しに回ったりしているんですけども、そのときに市街地が中心となりますが、20世帯ぐらになります、登録していただきたいということで、この制度の紹介のお願い文書をポスティングしてまいりました。そういった努力をしておりますが、なかなか一気に増えるような状態にはなってごさいません。いずれにしろ、そういったことで物件を増やししながら、住んでいただける方々が増える、そういった中でいろんな新たな展開が生まれてくるのかなというふうにごさいます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ぜひともですね、空き家というものを活用しながら、活性化のためにそういう移住者の人たちをある程度はですね、やっぱりこれからは行政もちょっと先行投資みたいな形の考え方も必要かなというふうには私に思っていますので、ぜひともですね、そういうにぎわい創出のためにも、頑張ってくださいと思っています。

以上です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私のほうから1点ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

希望者がこんなにいっぱいいるよと、それから前段の転入移住者もこれだけあったよと。ここへ募集する、検索してここへ来る、そういう人たちの何でここを選んでいるかという、その辺の意向については、どのように見えますか。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 県外の方の場合ですと、スキーというお話が多くごさいます。それと自然、あと妙高を知っているというような内容になっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 先ほどね、移住者にはアンケート云々とありましたけども、これ大事な素材だというふうに思うんですね。だから、この妙高市を選んだ理由とか、それからここでもって空き家をどこの地域、さっきありましたけどね、どこの地域にその空き家があって、どこを選択するかという、この辺の意向も今後の材料としてはね、非常に大事なものだというふうに思いますんでね、この辺の分析は、ぜひしっかりやっておいていただきたいなど。これを今後の活動にどのように生かすかということになると思うんですね。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、UIターン促進住宅支援事業について。

委員長交代します。

[委員長、副委員長と交代]

○副委員長（霜鳥榮之） 委員長交代します。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 前段と関連があるかもしれませんが、UIターンということで、入居時の初期費用、そして家賃補助が行われておりますが、この内訳についてお尋ねしたいと思います。

○副委員長（霜鳥榮之） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） この制度につきましては、UIターンによりまして、妙高市に転入して、市内の企業に就労して、民間の賃貸住宅に入居している方が対象になります。その方々の家賃なり、入居の初期費用の一部を補

助するものでございますが、まず家賃につきましては、家賃の補助率としまして3分の1以内、限度額が1万5000円です。そして、初期費用につきましては、補助率といたしまして3分の2以内、限度額として12万円、これを補助の対象としてございます。元年度につきましては、初期費用については5件で25万5000円、それから家賃のほうが新規のほかに、これ元年度から始まった制度で、2年間もらえるようになるんですけども、前の年に登録された方もいらっしゃいますので、全部ですと17件ということになっております。17件で23万7600円という内訳でございます。

〔「237万」と呼ぶ者あり〕

- 地域共生課長（高橋正一） すみません。237万6000円です。
 - 副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。
 - 八木委員（八木清美） 市外からということでしたが、市外、大きくは県内、または県外ということで、大きなくくりでいいですので、どうかお聞きしたいと思います。
 - 副委員長（霜鳥榮之） 地域共生課長。
 - 地域共生課長（高橋正一） 県外が6件です。あとは県内です。
 - 副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。
 - 八木委員（八木清美） この補助によって、企業に就職するという枠がありますけれども、縛りがありますけれども、前にアパート支援補助ということで、そのような補助があった経緯もありましたけれども、この補助が終わり次第、また企業にお勤めになっているので、そのようなことはないかとも思いますが、あるいは転勤とかもございまして、ほかへまた家賃補助が終わってから、またその転勤というか、移住してしまったという懸念もございまして、その辺対策、対応についてはどのようにお尋ねします。
 - 副委員長（霜鳥榮之） 地域共生課長。
 - 地域共生課長（高橋正一） このU I ターン促進住宅支援事業を受けられた方につきましては、転入をしてこられているわけなんですけども、そのまま市内にいらっちゃって、住宅を造る場合、そういった場合は先ほどの住宅取得等支援事業、この対象になるというメリットがございまして、そういったものも紹介しながら、その制度のほうを広げていきたいと考えております。
 - 副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。
 - 八木委員（八木清美） ぜひこのままずっとですね、定住につながるように、せっかくの補助ですので、つなげていただきたいと考えます。
- 以上です。
- 副委員長（霜鳥榮之） 佐藤委員。
 - 佐藤委員（佐藤栄一） 決算書でいくと、当初予算では206万5000円、これ土木費だったんでちょっと私も見過ごしたわけなんですけど、補正で255万円、合計461万5000円の予算があったのに、補正組んだのに決算としては262万8000円、不用額198万7000円という大きな額が出てしまったということがあるんですが、この辺の理由をちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。
 - 副委員長（霜鳥榮之） 委員長交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

- 委員長（八木清美） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分
再開 午後 2時50分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 今ほどの家賃等の関係でございますが、前年度から市にお越しになった方々は別なんです、その後元年度に入りまして、多くの希望者がおられました。そのために補正をしたものでございますが、一番最後令和元年の11月以降申込みがない、これはコロナ禍のためかと思われませんが、それ以来要望が一切なくなったということで、執行残が出たものということでございます。

○委員長（八木清美） 住宅費、ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） それでは、消防費に入ります。

非常備消防費について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 消防の関係なんです、今どこの地域、地域というよりも、消防団そのもののね、団員を集めるのもこずっと大変な状況になっているというこの形の中で、資料に基づいてなんです、消防団の協力事業所、あるいは応援事業所、こういうところがどういう中身の支援をしてくれているのかなというのは先にちょっと確認したいんですが、お願いします。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） まず初めに、消防団協力事業所でございます。消防団力事業所につきましては、現在ですね、登録されているのは41事業所あるわけですけども、まず団員を出していただいているところ、この41事業所に勤めている消防団については、160名が勤めております。そのほかに消防団が相当数入団しているほかに、消防団活動に積極的に配慮してくださっていること、災害時に資機材を消防団に提供するなど、そういった協力していただいている事業所であります。

それと応援事業所につきましては、消防団員がですね、例えば飲食をするときにですね、消防団員ですという証明を出すと安くしていただけるとか、そういう応援をしていただくというふうな形で、便宜供与をしていただけているところがございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今の報告聞いてね、いろんな応援の仕方があるんだというのは改めて確認しました。実際に、今団員集めるといのはなかなか大変で、ただ定数を設けないでという形でもって動いてはいるんですけども、不足の部分は特別消防団員も含めた形の中で活動しているわけなんです、それを含めた総数、総数でもってそのうちに特別消防団員が何人か、ちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 令和元年度ですね、年度末の消防団員948名です。定員1000名に対して948名です。そのうち特別消防団員につきましては54名です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これだけ特別団員がいてなんです、今後の見通しなんですけども、これだけでもって団員が間に合うわけじゃないんですけども、これまでの傾向としてね、なかなかその地域でもって団員が集まれないという形なんです、今後の見通し、どんな見通しているか、また一番心配しているのが今ね、団員がいなくてなんだけど、若者が絶対数がないということよりも、なかなか団員としてね、協力してくれる姿勢が薄れているというこの辺もあるんですけども、その辺の見方はいかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 確かにですね、消防団員の数的な面からいいますと、5年前、平成26年で1006人いらっしゃったのがですね、今948名というふうな形で減っております。ただですね、団員確保についてはいろいろ努力をしております、その年度、年度によりまして、令和元年ははっきり言いまして、前年度よりも5名増えています。その前の年の29年、30年比較では、18名減っているというふうなことで、上がったりがったりしながら全体的にはですね、マイナストレンドで来ていると、それはやっぱり人口減の影響がでかいんだろうなと思います。確かに、いろいろな社会事情変わってきていますけれども、そんな中でも消防団の皆さん、やはり消防団活動を継続するというので、危機感を持って集めていますので、その辺のところ、今後低くなってはいるんですが、その下がる度合いを何とか緩やかなものにしつつ頑張っていきたいというふうなことでやっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろんな地域の形態がありましてね、一律じゃないという状況なんです、そんな中で特別消防団員からも協力してもらっている、そういうことをやっぱり地域の中にアピールしながら、そのつなぎといたらちょっと言い方はおかしいですけどね、その後継いでくれるような内容のところを進めていって、確保していただきたいな、大変な状況だったのはよく分かるんですけども、ぜひここは頑張っていたいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、コミュニティ防災組織育成推進事業についてです。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） コミュニティ防災の中で、まず1点目なんですけども、ここにあります自主防災組織訓練実施数というのが126団体のうちの91団体ということで、約4分の1の団体がいわゆる自主訓練やっていないというふうな状況になっておりますが、せっかく自主防災組織が立ち上がっている中で、いろいろ諸般の事情はあると思うんですが、そこら辺の組織に対するいわゆる実施に向けた取組の誘導とか、そこら辺の勧奨とか、そこら辺はどのような形で対応してきたのか、その辺についてはお聞かせください。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 自主防災組織の訓練の実施率、今回126組織中91組織ということで72.2%、これは前年度に比べましてですね、3.2%減っています。台風19号の関係もあって中止したところは去年多かったというところがあって、そういう数字になってはいますが、私ども100%を目指しまして、防災訓練やっていないところにつきましては、常に連絡を取ってですね、いかがでしょうかといいますが、そういうふうな啓発、呼びかけを継続しております。さらに今年につきましては、市職員がですね、いろいろ今避難所の関係で地域に入ってですね、調整等をしていきます。説明会、ハザードマップの見方とか、マニュアル作成等について入っております。そのときにですね、いろいろ役員の方出てきていますので、そこにおいてもいかがでしょうかという話、それで市の対応として、市職員が最初訓練想定を作成しますので、それに基づいてやってみませんかとか、いきなり全ての訓練実施するんじゃなくて、まず情報伝達訓練からやりませんかとか、いろんなですね、提案を差し上げてですね、引き続き訓練実施に向けて働きかけを行っているところであります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 基本組織によってできるところから取り組んでいくというのが一番ベターかなと思ってはいますが、災害時にですね、やっぱり大きな被害に遭わないためには、まずは自分の身を守る自助ですかね、それとそれから今度あとは、自分の周りの隣近所同士ですね、助け合いという中での共助、これが不可欠であるというふ

うに私は思っています。ただそれもですね、前提としては自治体、いわゆる市町村ですね、市役所、それから消防、警察、いわゆる公助がやっぱりその土台にないと、なかなかうまく機能を発揮しないのかなというふうに考えておりますが、役割分担等どのように考えているか、お聞かせください。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 役割分担ということで、また今委員さんおっしゃったようなことはまた繰り返しになるかとは思いますが、今回新型コロナウイルスの関係もあつたりとか、昨年の台風19号とかありました。日頃からですね、ハザードマップの確認ですとか、災害時にどのような避難をするか、どこへ逃げるのかとか、そういったようなことも含めましてですね、あらかじめ家族等と話し合いをして決めておく、あるいは備蓄品などを準備する、そういう災害に備えることが大事なんじゃないかなと。そういった発災直後に、自分の家族や自分の身を守る、安全を自分たちが守るという自助がこれは各個人に求められてくるものではないかなというふうに考えております。そういった中で、自主防災組織などによる隣近所の助け合い、また地域コミュニティを核とした顔の見える関係の中で、避難所運営などを行っていく、それはまた今度共助というふうに考えております。

先ほどおっしゃってましたそのセーフティーネットということで、市役所、消防、警察、そういったところはですね、本当消防、警察はもうそれぞれの役割に特化したスペシャリストですんで、火を消す、救助する、そういったところに専念していただくということになると思います。市役所につきましては、今回のいろいろ避難所運営訓練等も行っておりますけれども、避難所開設や支援物資の提供など、セーフティーネットの役割を果たすというのがそれは公助であるというふうに認識しております。災害時に自助、共助、公助、互いに機能を発揮することでですね、被害を最小限にできると。また、それが早期の災害復旧につながるのではないかなと思っています。

以上です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私のほうからも1点お願いします。

昨年のね、台風災害以来それぞれの消防団は当然なんですが、自主防の皆さんも、目線が変わったといいますかね、ことだと思えますよ。市のほうもあれ以来訓練を何回も繰り返したり、地域に入ったりということでやりますんでね、そこでもって地域の自主防がそこに関心を示したといいますかね、なったときがやっぱりチャンスだなというふうに思うんですが、役割分担というのがありましてね、危険な状態まで踏み込みして自主防が動けという話でもないし、中心的にはやっぱり地域の安全を守るといふか、いわゆる避難訓練をやったときの高齢者対応、弱者対応といいますか、こういうのがメインになってくるということなんだけども、そういうものも含めた見直し、まずはそこからスタートだと思うんですけども、行政のほうも一生懸命になっていますから、その辺つながっているんだろうと思うんですけども、その辺でもって訓練の状況、訓練というのは行動だけじゃなくて、準備の段階から含めてそう思うんですけど、その辺どうですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 地域によってかなり差があるなというふうなのがあるんだと思います。ただですね、おっしゃるとおり台風19号以来、地域の皆さんに変化はございます。例えばですけども、避難所運営研修会ですけども、令和元年度については全体で118名ほどの参加だったんですけども、今回その2倍ぐらいのですね、250名ほどですね、出てきていただいて、そこで避難所の運営の役割分担ですとか、どこをどうする、新型コロナの関係でどうだというようなことも含めてですね、かなり議論が白熱していました。取材に来た新聞社もね、こんなに真剣にやるんですか、いつもみたいな、そんなようなことも言っていかれたんですけども、そういったことで、関心は高まってきているので、非常に訓練等につなげるチャンスだなと思って、いろいろな働きかけを今全自主防のところ

に回って行っているところですが、ただ、そこで高齢者へというふうなところまでの配慮に至っている町内というのは、大変あれですけども、ごく一部だということでもあります。そんな中で、できる限りまず先ほどの一回もやっていないところをまずゼロにする、要は100%実施率を上げるというところ、さらには、危険度の高いところについては、今年はまだ終わりましたが、必ずアプローチして何らかの情報交換をした中でやっていただくというふうな約束を取り付けていただくとか、そういったことをやっているところでもあります。おっしゃっているその高齢者についてどうかということまでは、まだ全部が至っていないのが実情でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そこはね、結局この間全然別件でもって議論しましたけどね、民生委員がそこに入るとか、あるいはそこへ協力員が入るとか、そういうものも含めた中でね、やっていかなきゃいけないことだと思うんです。どうしてもね、私たちは視野が狭くなるというか、地域でといったときに、そういうのを全部見ていかなきゃいけないんだけど、もう防災絡みという、そっちのほうばかりいっちゃうんでね、そこはちょっと視野を広げた形の中で、それからこれまでも防災リーダーを集めた形の中で、避難所対応のいわゆるその見取図の上にはね、部屋割りであったり、いわゆる高齢者であったり、弱者であったりというような形でもって、グループでもって、それぞれ集会所の平面図を基にして振り分けやって、どういうふうに間仕切りを作ったりしてやっていくかということもやってしているんですよ。今回もそういうのもってきちんと組み立てやっているようでもありますけども、そういうものもベースにしながらということで実は先般一般質問をしたという、こういうことですが、地域共生課長には条例どおりあっさりとストンと言われたけども、そういう活動というのは、共生課長は経験していますか、見えていますか。その辺のところだけちょっと確認させてください。

○委員長（八木清美） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 個人的な時間帯での地域の活動としては、過去において、訓練に参加しておりますし、もちろん地元の避難訓練には参加しております。今回のこちらの9月5日ですか、研修会には参加しておりません。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今ののはついでの話でございますんでね、ただ地域といったときには、いろんな条件がある。その条件をいかに酌みながら、これから組み立てしていくかということの大切さということになると思うんです。

それで、もう一点だけなんですけど、この台風災害を受けた中で、自主防の関係で備品要請、特に何か変わったものがあったかどうか。結局今までは、頭の中で考えてこんなもの、あんなものやっていたけども、実際避難所として開設したときに必要なということで、新たな備品要請みたいなもの何かあるかどうか、いかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 手元にそういう改めて集計したものはございませんけれども、毎年5か年計画でですね、それぞれ避難所ごとの自主防災組織の資機材の整備というのをやっておりますので、それぞれの町内において、5年の中で、当然町内の負担もありますんで、その資金計画を立てながら年度ごとに要求をしてきております。そういった中で、例年より増して要求される組織が増えたかということ、そういうことはない状況です。ただ、そのメニューについて、やはり台風19号災害において、実践的な避難というものが考えられますので、中身は確認してございませんけども、そういうふうな実際欲しい物を買うようになってきているんだというふうに判断しております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ないからいけないという意味じゃなくて、実際に活動してそういう訓練をやると、そういうものが見えてくるという、こういう意味合いのところでございますので、そこはまた当局が出ていって指導すると、そういう形の中できちんと対応をぜひお願いしたいというふうに思います。終わります。

○委員長（八木清美） 続きまして、防災体制整備事業について。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（霜鳥榮之） 委員長交代します。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 決算書ですね、262ページの防災体制整備事業について267万9368円が盛り込んでありました。その中で洪水のハザードマップ作成委託料としまして118万8000円が決算として上がっております。ハザードマップ、私も拝見させていただきましたけれども、この118万8000円を使つてのこのハザードマップですけれども、まだまだ何か課題が残るような気がします。例えば細かい箇所について、細部についての危険箇所等のもう少し落とし込みが必要ではないか、地域に入るなり、もう一度再検討する必要があるのではないかと考えますが、いかがですか。

○副委員長（霜鳥榮之） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 台風19号を踏まえたりする中で、地域に入つてもう一度ちょっとハザードマップを見直したらどうかという御質疑かなというふうに判断するんですけども、対して私どももそういう感じありまして、昨年作成したハザードマップにつきましては、浸水想定区域をこれまでの50年から150年に1回程度の降雨から1000年に1回の降雨に見直しました。そういった新たな基準に基づき作成したものでありますけれども、現在市内を流れる主要な3河川、関川、矢代川、渋江川、この3河川について、河川管理者の県が作成した浸水想定区域のデータを使用してハザードマップを作っております。昨年の台風19号においてですね、その3河川以外に、3つの河川以外に片貝川ですとか、内川などにおいても、越水の危険性が高まったり、あるいは湛水といいますか、水がたまったりとかというような被害もありました。これについて河川管理者の県に対して、中小河川についてもですね、浸水想定区域を広げて作成していただけないかという要望は行っているところであります。県からはですね、台風19号非常に広範囲で被害があったもんですから、県全体のバランスや予算の関係から、速やかな作成は困難ですという回答をちょっといただいているところです。市と県の役割分担から、市が浸水想定区域を市独自に作成することは、その整合性の関係からそれもまた望ましくないんで、独自にやるのもやめてくださいというふうなこともいただいております。

ただですね、今年2年目になったわけですけども、また何年かすると更新といいますか、ための見直しを行おうと思っておりますけれども、これらの中小の河川の浸水区域が示されることが機会の一つになるとは考えていますが、今後ですね、県がこういった浸水区域の見直しがしていないにしても、何年かというか、もうちょっと数年たつてですね、また印刷物を更新する際にはですね、今回浸水された区域をこういった台風19号のときこら辺が水につかりました。こら辺が越水の危険性がありましたみたいなことですね、細かい部分も含めたハザードマップの作成をしていきたいなというふうなことで、総務課内では考えをまとめているところであります。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 先ほど課長の答弁の中にも、被害を最小限にとどめるためにも、ハザードマップの確認等が必要だということもおっしゃってございましたので、ぜひそれをですね、しっかり見ながら確認できるようなハザードマップにさせていただいて、さらにその活用がしっかりとされるようにベストを尽くしていただきたいと思っております。

また、よつばこども園、また和田にじいろこども園、中央小学校、吉木の福祉施設等、河川に近い施設等につきましてはですね、守り切れない洪水が発生する危険性が大きくあります。特に夜間になると、現場の水位が目測では分からないような危険もありますし、早め早めの避難が必要になります。しかし昨年10月の台風ではですね、避難される方がスムーズだったかどうか、非常に疑問が残るところがあります。そういう点での密集している地域も

ございますし、分散どうしていくのか等々ですね、この辺の実態と対策についてお尋ねしたいと思います。

○副委員長（霜鳥榮之） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 昨年の台風19号災害においてですね、そういった混乱があったということで、今まさに126自主防災組織全てにですね、一つ一つ回って再度地域の自主防災の責任者の方等とですね、協議をした中で、改めて避難所の運営あるいはどこへ移動するんだという町内としての統一したマニュアル等をですね、整備して対応するというを進めているところであります。そのほかにですね、今回ハザードマップで見させていただいて、先ほど言われた3つの公共施設等、ハザードマップの色のついているところに何で建っているんだというふうなお話もあるのかなというふうに思いますけれども、その辺につきましても、今現在ハザードマップ見させていただいてお分かりだと思わすけれども、その色のついていないところに人が全くというか、建物が全くないような状況というのを考えると、人が住めるまちでなくなってしまうようなところもあるかと思えます。いかに共存していくかというか、そういう災害とお付き合いしていくかということは大事だと思います。そういった意味で、まずそのハザードマップを見させていただいて、自分の住んでいる家あるいは自分の子供が通っている学校がどういったリスクがあるんだということをまず知っていただいて、そのための対応を事前に学んでいただくというか、身につけていただくと、そういったことで、いざというときに、迅速な避難が行われるということで、命をつないでいただくというのは大事なことだなというふうに考えております。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 私たち住民もしっかりとその点ですね、協力していかなければいけない点多々あると思います。行政と一体になって、これから不安のないような防災体制にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○副委員長（霜鳥榮之） 委員長交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 避難所の関係で、トイレの関係でちょっとお尋ねをします。

災害時におけるトイレの環境改善というのは、非常に重要だというふうに考えております。ただ、避難所に指定されている学校とか、また体育館など、いわゆる地域にある公共施設では、災害時に断水も想定されるわけなんです。断水してしまうと水洗トイレが使えない、そういう事態が考えられます。こういう場合の代替の対応というのはどのように考えているのか、お聞かせください。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） トイレが使用できなくなった場合ということで、簡易トイレというものを用意しております。簡易トイレにつきましては、目隠し用のテントも含めまして、200台を用意して、各避難所に配備しております。トイレ処理剤を3万4100回分、市民の方の約10%の方がですね、避難してきた場合、約10回分の処理が可能な量の処理剤等を用意して配備をしているところであります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） やっぱり衛生的に使用できるトイレというのは私は必要だと思うんですよね。その中で、いわゆるマンホールトイレというんですかね、いわゆる下水管に直結のトイレ、それについて、例えばこれからですね、建設する施設または改修する施設という場合については、やっぱりマンホールトイレを整備しながら、下水管のまだ耐震化という問題もありますけれども、そういう今の課長おっしゃった個別の小さいトイレよりも衛生的に処理できるんじゃないかなというふうに思います。ぜひそこら辺の見解をちょっとお聞かせください。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 確かにマンホールトイレですね、使用ということで整備している市町村もございます。委員さんもおっしゃったとおり、当市の場合マンホールといいますか、下水道管あるいは下水道の最終処理施設についてですね、耐震化というのがまだ済んでいないというところでもあります。そういった状況の中でですね、最終的な処分ができないところにマンホールのところに作って、ぽとっと落としてというのは、非常に逆に衛生的ではないということと、下水道本管に不具合がある状態の中で、不衛生な事案が発生するというところと下水道施設の早期災害復旧に支障があるということで、下水道部局との調整の中では、今は妙高市としてはそのときじゃないなというふうなことで今に至っております。

○委員長（八木清美） 続きまして、無線デジタル化事業について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） デジタル化が進みましてですね、各戸にちゃんとついたんですが、まだ普及率が100%ってないというその問題もあるんですけども、昨年の台風災害から市民の関心はそれなりに変わってきているんじゃないかなと、同時に新たにまたコロナウイルス関連がありまして、情報提供というのがね。いつも言っているんですけども、新井地域の中では有線放送もダブルで放送になっていますけども、妙高、妙高高原あるいは有線放送の入っていないところは、戸別受信機で情報を聞くより仕方ないということなんですよ。あわせて、加入促進のときには、有線放送があるからとか、外の外部スピーカーがちゃんと聞こえるからとかというのは、それぞれの理由としてあったりしていたんですが、夜間の放送というのは、緊急放送以外は屋外放送はないわけですね、やっぱり市民に対してきちんとアピールする、知らせる、この立場に立ったときに、果たして今の状態でいいのかな、中にはね、入っていてもいや、いつも同じことを言っているし、うるさくてという、こういうのもあるけども、そのくらいでないと実際に耳に入ってくれないという、そういう状況もあるんですよ。したがって、この辺のところをどう対応していくのか。本当に私はね、こういう状況になっていて、要するに緊急放送のときしか放送しないという位置づけじゃなくてね、やっぱりそれにはきちんと慣れておくというのも必要だし、実際には今定時放送といいますかね、役所からの放送をやっていますけども、どこかの機会にあのスピーカーで、緊急放送訓練といいますかね、そういうのはやってみる必要があるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、その辺トータルでもっていかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今現在ですね、全体の設置率ですけれども、72.5%です。ちょっといろいろ統計を取るのに時間がかかるのであれなんですけども、6月30日現在で押さえている1万2018世帯に対しての8713台ということで、72.5%となっております。現在設置率向上については、地域と意見交換会の中で出席者に対してですね、役員の方が出てきていますので、設置の状況を確認して、周知を行ったり何かしている中で、数人とかなんかあれています。この春からですね、100台ぐらいもう出ているところです。いろいろあるんですけども、一番あれなのが会っていただけないというのが、これがもうどうしようもないというか、会えないというか、行っても出てきていただけない。多分怪しい人間だと思われているのか分かりませんが、分からないですよ。本当に出てきてもらえないんです。チラシを入れて、もう5回ぐらいもう入れているんですね。訪問3回、チラシも3回入れて、そのほかにチラシだけ入れてというような含めてやって、それでもなかなか連絡取れないという人は、かなりのパーセントいます。そういった中で、いろいろ今のお話で、通常放送はうるさいからというような方、確かにいらっしゃいました。昨年度何件か放送するたびに電話かけてくる方、さらには新井地域でいましたけども、戸別受信機返した方、要らないといって返された方がいらっしゃいました。ですけれども、最近についてはそういったクレー

ム等は一切ございません。やはり慣れてきたのかなというふうなところもあります。

そういった中ですね、今後については、自宅訪問しても面会できない方相当数いらっしゃるんですけども、機会を捉えた訪問ですとか、役員の皆さんとやっぱり一緒に重点地区を定めて、設置拡大に向けて一緒に訪問させていただくとかということで、100%を目指して活動といいますか、取組を進めていきたいなと思っています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 安全のため、安心のためということでもありますんでね、いざといったときに、それが分からないということでは、非常にそれこそ大変なことだということなんです。

最後に言いました、しょっちゅうやっちゃ困るけども、たまには何かのときの緊急放送を訓練としてやってみたらどうかというのはどうですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 設置してほぼ1年がたってきましたので、ある意味器械の点検等ですね、確認等も含めてですね、それはぜひ実施したいなというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 今のデジタル化の事業なんですけど、うち地元の町内会の方と今日たまたま朝挨拶運動してお話をしたら、今回地域別エリア放送ができますよね、これ。それで、今年の防災訓練に代えると。放送内容は、水害になったので、2階に避難してくださいという放送を入れるという訓練を今年はやるという、だからちょうど放送をする訓練にもなるし、実際入っていないと伝わらないから、町内の人たちもそれならうちも入れなきゃというのにもなるし、実際2階に避難するだけなんで、全員が参加できるということもあって、非常にいいアイデアだなと思ったので、もしこのコロナ禍の中でなかなか3密回避しながら防災訓練できない年でもあるので、提案してみたらどうかと思いました。

以上です。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 先ほどの100%の訓練の達成を目指してというところでもお話しさせていただいたんですが、まさにそういったことで、情報伝達訓練ということですね、お勧めしているメニューでもありますので、学校町のなるほど、そういうやり方なんだなというふうなことで、参考にさせていただいて、いろんなところにも、例示といいますか、いい取組例といいますか、として紹介をさせていただければと思います。

〔「末広町です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今の天野さんの発言で思い出しました。地域ブロック放送というのがね、なかなか皆さんに認識されていないというものだと思うんです。昼間だったら外部スピーカーで言うことはあるんですけども、私たちのところは有線でみんなやっているからあれなんだけども、そうでないところについてはね、そういうことも例えば区長さんの関係でとか、町内会の関係でとか、そういう放送がちゃんとできるんだということも、やっぱり認識してもらおうというのが必要じゃないかなというふうに思いました。いろんなパターンがあると思いますので、それぞれのパターンの中での対応も考慮していただきたいなと思いました。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 考慮して対応したいと思います。

○委員長（八木清美） 消防費については、そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 次に、総務課所管の教育費についてはいかがですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） それでは、続いて歳入に対する質疑を行います。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 決算書の48ページ、財政調整基金の関係でちょっとお尋ねをしたいと思います。

この決算書見ますと、元年度当初予算では、財政調整基金からの繰入額ということで6億4000万円という形でですね、当初予算になっていますが、最終的に決算では、繰入額ゼロということで、基金残高についても約50億9600万円ということで、前年度よりも増えています。それで、財政調整基金の目的というのは、年度間の財政調整、またその他財政の健全運営ということでの目的なんですけども、この財政調整基金の毎年予算編成するときの取崩額ということで、例えば一定の限度額みたいな考え方あるのかどうか、そこら辺についてお尋ねいたします。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 財政調整基金の取崩し限度額ということにつきまして、明文化したものは特にないんですけども、中長期的な財政運営を安定的に行うため、第3次総合計画中の財政計画を策定した際、繰入金の額を計算するときに、財政調整基金からの繰入額というのをちょっと出しましたので、一つそれを目安として運用しております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 今の残高見ますとですね、財政調整基金、これは市民に照らし合わせれば、将来の支出とか、不時の出費に充てるためのいわゆる貯金ですよね。これは少ないよりも多いほうがこしたことはないんですけども、これからの少子高齢化、またいわゆる人口減少を迎える中ではですね、非常に心強い数字なんですけども、この財政運営上どの程度までの財調基金を持っていけば、健全財政運営ができるというような形の目安の数字はどのような金額でしょうか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 財政計画におきまして、令和6年度末残高を標準財政規模の20%程度、20億円以上として設定しております。これは、今後予定している施設の整備等で多額の財政出動を行ったとしても、令和7年度以降の財政運営を考慮した場合、標準財政規模の10から20%程度基金残高を確保したいという考えからでございます。現在新型コロナウイルス感染症の関係で、基金の取崩し予算等を計上させていただいておりますが、中・長期的に安定した財政運営を行うためにも、この令和6年度末で20億円以上という目標を変えずにしていきたいと思っております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） これ一般家庭に例えれば、非常に裕福な貯金があるなというふうに理解できるんですが、ある地区の区長さんから市役所に、地区の改修要望に行ったら予算がないと断られたとかという話は聞きます。そんな中ですね、予算が足りないとか、ないとかでなくて、やっぱりこれからの中での各種のインフラ、みんな老朽化していきます。そういう中ですね、多様な行政課題に対応すべくですね、ぜひとも有効な活用をお願いしたいと思っております。

以上です。終わります。

○委員長（八木清美） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 議事整理のため、3時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時50分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

令和元年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定のうち当委員会所管事項について、こども教育課、生涯学習課に関わる審査を行います。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 議案第59号 令和元年度一般会計歳入歳出決算について、こども教育課所管事項の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。決算書の20ページを御覧ください。中段の14款2項1目2節児童福祉負担金のうち園運営費保護者負担金は、認定こども園、保育園の保育料です。

少し飛びまして、30ページを御覧ください。最上段の16款1項1目2節児童福祉費負担金のうち、子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、主にときわ保育園の運営費に係る交付金です。また、子育てのための施設等利用給付交付金は、幼児教育無償化に伴い、市で保育の必要性の認定を受けた方で、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用していない方が子育てのための施設やサービスを利用した費用の一定の金額に対する国の負担分です。

次に、32ページを御覧ください。最上段の16款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、保育対策総合支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として行った認定こども園、保育園の環境改善や安全対策に係る補助金です。

少し飛びまして、38ページを御覧ください。中段の17款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金は、子ども・子育て支援新制度に基づき実施した放課後児童クラブや子育て広場など、各種子育て支援事業に対する交付金です。また、子ども・子育て支援事業費補助金は、幼児教育無償化に対応するための事務やシステム改修に係る補助金です。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。まず、3款児童福祉費ですが、144ページを御覧ください。上段の3款2項1目早期療育施設「ひばり園」運営事業では、言葉の発達や成長などに不安のある就学前の子供の発達を支援するため、各種教室の開催や臨床心理士による判定結果に基づき、保護者に対する療育方法の指導や助言を行うとともに、認定こども園、保育園への巡回相談など、療育支援の向上に努めました。

次に、146ページを御覧ください。146ページ下段から148ページ上段の家庭児童相談・子どもの虐待防止事業では、子育てに不安や問題を抱える保護者に対し、乳幼児健診や家庭訪問などを通じた相談支援を行うとともに、虐待の早期発見や予防に向け、チラシの配布や市報で意識啓発を進めたほか、深刻な虐待案件につきましては、要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携して、早期に適切な対応を図りました。

次に、その下のみんなで子育て応援事業では、保護者が安心して楽しく子育てと就労を両立できるよう、ファミリー・サポート・センター事業、子育て広場運営事業、1歳児家庭訪問など、子育て世帯の多様な子育てニーズと家庭状況に対応した情報やサービスの提供、子育て相談における助言など、きめ細やかな支援を行いました。

1つ飛ばして、子ども・若者育成支援事業では、不登校やひきこもり状態にある子供や若者本人及びその家族に対して、訪問相談などを通して適切な支援を行いました。また、まず一歩家から外に出るためのきっかけづくりとして、わくわくホームを開設しました。

次に、150ページから154ページ上段になりますけれども、認定こども園・保育園運営事業では、安全、安心な保育環境を整え、質の高い幼児教育・保育サービスの提供に努めるとともに、令和元年10月からは国と連動した保育料無償化を実施しました。また、保育人材の育成と確保のため、保育士資格取得に係る受講料、受験料の一部を補

助しました。

154ページ下段の統合応援園舎新設事業では、第三保育園、斐太南保育園、矢代保育園の統合園の令和4年4月の開園に向けて、実施設計を行ったほか、設計内容やスケジュールについて、保護者並びに関係地域に説明を行いました。

次に、156ページ下段を御覧ください。病児保育室運営事業では、従来の病後児保育室の機能を拡充し、令和元年12月に新たに病気の児童を預かる病児保育室を開設しました。

続きまして、10款教育費について御説明いたします。大きく飛びまして、268ページを御覧ください。268ページ下段から270ページ上段のいじめ・不登校対策推進事業では、児童・生徒、保護者、こども園職員向けのいじめ防止講演会を開催し、いじめ予防に向けた周知徹底を図るとともに、インターネット利用に関するこども宣言の策定という子供や保護者が主体的に考え、話し合っって自発的に決まりをつくる機会を設定しました。また、学校、行政、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、子ども・若者支援専門員などが連携し、不登校児童・生徒への支援を行いました。

次に、少し飛んで、276ページを御覧ください。下段の小学校普通教室等冷房設備設置事業（繰越明許費）及び中学校費でも同様に284ページになりますけれども、中学校普通教室等冷房設備設置事業では、平成30年度から進めてきました全小・中学校の普通教室への冷房設備の設置が完了し、令和元年6月から供用を開始しました。

次に、基礎学力向上支援事業ですが、小学校費では278ページ下段、中学校費では286ページ下段になりますが、全国学力・学習状況調査やNRT検査により、児童・生徒の学力、学習状況の実態把握と分析を行い、適切な学習指導につなぎました。また、教育補助員を配置し、基礎学力の定着や分かる授業の実現に向けた支援、家庭学習ノートの活用による家庭学習の定着の促進、放課後等学習支援による基礎学力の向上などを図りました。

次に、特色ある教育活動支援事業ですが、小学校費では280ページ中段、中学校費では288ページ中段、特別支援学校費では292ページになりますが、子供たちの確かな学力、豊かな心、たくましい体、いわゆる知、徳、体の習得やふるさと妙高に対する郷土愛の醸成に向けて、各学校での特色や地域の実情を生かした子供たちの発達段階にふさわしい教育の実施を支援しました。

次に、コミュニティ・スクール推進事業ですが、こちらも小学校費と中学校費がありますが、286ページ中段の中学校費を御覧ください。学校、地域、保護者の連携による質の高い学校教育の実現を目指し、平成27年4月に初めて新井中央小学校にコミュニティ・スクールを指定し、導入しました。5年目の平成31年4月に、新井中学校が指定されたことにより、市内全小・中学校への導入が完了しました。その下のキャリア教育推進事業では、キャリア教育フォーラムや職場体験を実施し、社会の中での自身の役割や社会人として必要な能力、職業上の適性など、生徒がそれぞれの進路を考える上で必要なことを学ぶとともに、その実現に向けて取り組む意識の醸成を図りました。

最後に、288ページ中段のこども国際交流事業では、スイス連邦の国際姉妹都市ツェルマット村や観光友好都市グリデルワルト村に市内の中学生を派遣しました。外国の空気にじかに触れ、現地の生徒や住民たちとの交流や異文化体験などを通して、参加した生徒たちは外国文化に対する理解やコミュニケーション能力の向上が図られました。

以上でこども教育課所管分の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 続きまして、生涯学習課所管の主なものについて御説明申し上げます。

戻っていただいて、最初の歳入のほうから申し上げます。34ページをお開きください。34ページ中段の16款2項8目3節社会教育費補助金の遺跡発掘調査等補助金は、旧関山宝蔵院庭園の修復整備事業に対する国からの補助金

です。その下の民生安定施設助成事業補助金は、新井総合公園野球場の改修工事に対する国からの補助金です。

次に、42ページをお開きください。中段の17款2項7目3節の保健体育費補助金の地域プロジェクトモデル事業費補助金は、妙高高原スポーツ公園のトイレ新築工事に対する県からの補助金です。その下の4節電源立地地域対策交付金は、芸術文化の振興を目的としたアートステージ妙高推進事業に充当している交付金であります。

次に、歳出について申し上げます。大きく飛びまして、294ページをお開きください。中段の「妙高市民の心」推進事業では、ALL妙高あいさつ運動やALL妙高クリーンアップ運動のほか、作文や取組事例の表彰などにより、活動の推進と定着を図るとともに、講演や中高生を交えた市民参加型の集いを開催し、家族や地域の絆について考える意識啓発に取り組みました。その下の生涯学習推進事業では、市民の主体的な学びを支え、多様な学習機会を提供するため、妙高はねうまカレッジ「まなびの杜」を開講したほか、様々な講座や教室等の学びの情報を発信し、市民の学習意欲の喚起に努めるとともに、学校や地域活動等への地域人材の紹介や派遣を通じ、市民の多様な学びを支援いたしました。

次に、298ページをお開きください。中段のアートステージ妙高推進事業では、東京藝術大学と連携した吹奏楽クリニックや妙高夏の芸術学校など、妙高の特色ある質の高い芸術事業に取り組んだほか、新潟県で初開催の国民文化祭では、オペラ白狐をはじめ、6つの芸術文化事業を開催し、市民の芸術文化活動の活発化と妙高の芸術文化を広く全国に発信いたしました。

次に、300ページをお開きください。中段、関山神社周辺文化財総合調査整備事業では、旧関山宝蔵院庭園の江戸時代の景観を再現するため、植栽や修景整備、斜面や石垣前面の整備等を行ったほか、地元の文化財関係団体の活動を支援し、関山神社周辺の文化財の磨き上げとその価値の発信に努めました。その下の妙高歴史資産活用推進事業では、妙高市歴史文化基本構想に基づき、大字関川と関山の2地区について、保存と活用の実施計画となる歴史文化保存活用計画の策定を進めたほか、妙高市に伝わる歴史遺産を活用した散策会や企画展、伝統芸能の上演会を開催いたしました。

次に、306ページをお開きください。下段の図書館整備事業では、市民や有識者による図書館整備検討委員会での協議を通じ、情報の集積基地としての知の拠点、市民の主体的な学びを支える生涯学習拠点、地域に活力をもたらす交流拠点を整備の基本方針とする図書館整備基本構想を策定いたしました。

次に、308ページをお開きください。下段から次の310ページにかけてのスポーツタウンづくり推進事業では、総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ機会の提供やラジオ体操の普及、定着に向けた指導員の派遣などにより、市民のスポーツ活動の推進と運動習慣の定着に取り組むとともに、スポーツ大会の開催を通じ、世代を超えたスポーツ交流と地域コミュニティの醸成に努めました。

同じく310ページ下段、スキーのまち妙高推進事業では、当市の代名詞であるスキー競技の振興に向け、各種大会の開催支援をはじめ、世界で活躍するアスリートを育てるため、強化指定選手へのトレーニングや合宿など、ジュニア選手の育成、強化にジュニアスキー育成団体と連携して取組を行いました。

次に、312ページをお開きください。中段、全国高等学校総合体育大会スキー大会開催事業では、19年ぶりとなるインターハイスキー大会を開催し、44都道府県、289校、824人のトップアスリートの熱い戦いが繰り上げられる中で、地元スキー関係者や高校生などの協力により、大会の円滑な運営と大会を通じた情報発信により、スキーのまち妙高の魅力を全国に発信いたしました。

次に、316ページをお開きください。下段から318ページにかけてのスポーツ施設整備事業では、新井総合公園野球場の改修工事をはじめ、池の平スポーツ広場の防球フェンスの設置、妙高高原スポーツ公園のトイレ新設や赤倉体育センターのトイレ洋式化改修を実施し、安全で快適なスポーツ環境の整備に取り組みました。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第59号のうち、当委員会所管事項に対する質疑を行います。

まず、民生費の児童福祉費から始めたいと思います。

家庭児童相談・子どもの虐待防止事業について。

天野委員。

○天野委員（天野京子） この事業900万円という、そういう決算の金額は出ていますけれども、見ると児童相談員の報酬、または社会保険料、これ合わせて700万円ですので、ほとんど人件費ということで、充てられていると思います。

それは本当に必要なんだと思いますので、今後も続けていただきたいと思いますが、今回新規虐待対応件数が9件というふうに記載されております。どのような対応をしたのかというのをお聞きしてよろしいでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

こちらのほうの対応につきましては、それぞれケース・バイ・ケースの対応になります。保護者の状況、それから子供に対する虐待の状況によりまして、それに併せまして、例えば重篤なものにつきましては、保護者の方にお話をした中で、場合によっては子供さんを一時保護するという対応を取る場合もありますし、そうでない場合につきましては、保護者の方ですね、例えばネグレクト等につきましては、養育上の不適切な対応につきまして、それではまずいということを丁寧に説明をしながら、助言、支援をして適切な対応をするように促すということで、その家庭の状況、それから子供さんの状況によりまして、併せた対応をしているというふうな状況です。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 今一時保護という言葉が出たので、実際一時保護ということになりますと、どこで保護されるようになるのでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 一時保護につきましては、基本的には市町村には権限がなく、県の権限になります。

その中で上越にある児童相談所のほうで保護者、子供さんにつきましては一時的に保護して、預かって、保護者の方いろいろな形でもって調整をするというふうになっております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） いろんな事件の中には、保護された後、結局は非常に悲しいことになる場合もあるということで、この後のチェック機能というのは、どのようにされておりますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

それはやはり保護者の状況にもよりますので、大体帰す際には、保護者の方と一緒に約束をしまして、定期的に訪問もしくは児童相談所に来所をしていただきまして、助言とかいろいろ指導した内容について適切に行われているかどうかというところを確認しながら、ただその家庭の状況によりましては、例えば訪問とか、面談をする期間をですね、家庭の状況に合わせて、2週間あるいは1か月ということで定めた中で対応しております。

○委員長（八木清美） 続きまして、みんなで子育て応援事業。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 簡単に時間短縮で何とかしたいと思います。

ファミリーサポートセンターの関係なんです、会員登録もかなりなんですよね。実際にここでの稼働状況というのは、どのようなことになっておりますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 会員登録の状況ですけれども、御覧のとおり今764人登録されております。主に使われるのは、やはりをおねがい会員、子育ての支援が必要な会員の方が主になりますけれども、そういう方につきましては、登録されている596人がある程度かなり高い稼働率で利用されております。そのおねがい会員に対しまして、サービスを提供するまかせて会員につきましては、126人というふうになっておりますけれども、こちらにつきましては、ちょっと正確な数字は把握しておりませんが、約半数以下の稼働率かと思えます。その中で、どちらも兼ねる両方会員もおりますけれども、それについては、自分でサービスを利用したり、サービスを提供してもらったりというような形でもってやっていますので、こちらの方は42人になっておりますけれども、こちらにつきましてはちょっと稼働率までは把握しておりません。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それぞれの会員という形で入っていますんでね、そこでもってきちんと稼働しているのか、その稼働はどうかかなとあるんですけども、その下にね、活動内容というのも載っているんですよ。この幅見ていくとね、それぞれ件数がかなりの数になっているんですね。この延べ件数というのは、1回を1件と見ているのか、1人を見ているのか、この件数というのはどういう見方をしたらよろしいんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） こちらの件数につきましては1回1件でカウントしております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、かなりの数あって、結局上の登録者との関係の中で、紹介していくになかなか大変なんだと。これどうやって紹介していけばいいのかというのはあるんですけども、それぞれの負担経費というのは、位置づけどのようになっているんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 利用料についてということではよろしいでしょうか。

利用料につきましては、おねがい会員、いわゆるサービスを使う会員さんとサービスを提供する会員さんが相対でやっております。利用料金については500円なんですけれども、その利用時間1時間につき500円を使った時間に合わせてお支払いするというような形でやっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、現金対応でやっているという、まとめてじゃなくてね、そういうことなんです。分かりました。大変なことだなと思っています。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、園児の食育推進事業についてです。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これも簡単になんですが、参考資料24ページ、感心したのはね、食育教室でもって、親子でやっているというのがね、3歳児、4歳児が結局そこ親子でもって食育教室をやっているという、これは感心しました。実際にやっている中身の中でね、結局親もあれだし、子供も安心してとなるんですけども、反応的にはいかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 3歳児それから4歳児、いずれの親子教室につきましても、非常に参加率が高くて、どちらも約95%の保護者の方が参加しております。その中でやはり基本的な例えば3歳の場合ですと、親子で正し

い箸の持ち方を学んだりとか、4歳ですと、食事のマナーですとか、よくかんで食べるとかという基本的なところを親子と一緒に学ぶということで、参加者の反応につきましても、やはりちょっと家庭ではなかなかできない部分についても園のほうでやっているということで、かなりよい評価をいただいております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ここでもってそうなんです、一番というか、こうやってやっているということですね、例えばなんですけどもね、一般的には大体その好き嫌いの関係で、親が嫌いだとそのまま子供に影響するという形があるんです。けども、そういうのを避けるために、やっぱり保育園でも集団給食をやることによって、それをカバーすることができる。それから箸の持ち方とか、その辺も当然絡んできますけども、だからそういう問題と、あとアレルギー対応なんです。アレルギーは、一応そこで治るという話じゃないんですけども、その辺のところの関連をこうやって集団でやっていくというのは、子供にとってはね、親もそうなんですけど、自分の嫌いなものを食べない、子供にとっては非常にいい教育だなというふうに思っているんですが、実際に好き嫌いとか、アレルギーとか、この辺の実態についてはいかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

すみません、好き嫌いの実態まではちょっと把握しておりません。ただ、やはり今おっしゃられたみたいに、園でみんなと同じものを食べるというところでは、家ではちょっと苦手なものも頑張って食べる子供さんもいるというふう聞いております。

アレルギーの実態ですけれども、園でアレルギーを持っている子供さんについては34人、これは令和元年度の状況ですけれども、いらっしゃいます。そちらにつきましては、アレルギーに気をつけた中で、別の食材を使いまして対応しているというふうになっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） やっぱりね、アレルギーがちょっと心配なんです。この前もどこかでもって、間違っているということでもって事故にまでいっちゃったとなったりするものですからね、非常にここは微妙な点ではありますが、そういう中でお互いに注意を回してという形の中でね、安全対策を講じていただきたいと思います。終わります。

○委員長（八木清美） 続きまして、子ども・若者育成支援事業についてです。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 若者支援専門員という方がおられるということで、予算を見るとこれ、お一人なんだろうなと思います、報酬額を見ますとね。この方はどういう方でしょうか。どういう資格を持って、どんなことをされる方でしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 子ども・若者育成支援員につきましては、元教員、市内の学校の校長先生をやられた方です。こちらの方の活動につきましては、その支援の必要な子供さんたちにいろんな部分で、例えば活動について、声がけをしたりとか、接点を持ちながら助言をしたりとか、時によっては一緒に活動したりというような形でもって対応しているところです。

○委員長（八木清美） 続きまして、認定こども園・保育園運営事業についてです。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 乳児の定員50人ということで、昨今若いお母さん方皆さん働いている方多いと思うんですが、

妙高市において待機乳児どのぐらいおられますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 乳児の待機児童におきましては、基本的にはゼロとなっております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 私、続けて。

私のほうは、この点検評価報告書のほうでさせていただきたいと思うんですが、毎年これは9月議会の前に、議会のほうにお配りいただいて大変ありがたいことだと思いますし、素晴らしいことだと思っています。こういったものを見ながらまた一歩前進したいろんな施策ができていくのではないかなと思うんですが、せっかく今日副市長おいでなんですけど、教育委員会側はこれだけしっかりしたもの出しているんですよね。当局側のほうでもこういった評価表というのは作っていらっしゃると思うんですが、それに対して議会のほうにお見せいただくとか、そういった工夫すればもっとこういった決算審議もスムーズにいくような気もするんですが、その辺ちょっと副市長先に一言いただければと思うんです。

○委員長（八木清美） 副市長。

○副市長（西澤澄男） 執行部側についても、基本的に総合計画の審議会等のものでまとめておりますし、行革の推進状況等でいろんなものをまとめておりますが、それをどういう形で、一応ホームページ等で全てアップしておりますので、逆にどの部分をどういう形で出すか決めていただければ、その部分は整理してお出しすることは可能かというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ホームページまたじゃ今度ゆっくり見させていただきたいと思うんですが、これは非常に私としても、ちょっと毎年だんだん中身、少しずつ変えていらっしゃるというのは感じているんですけど、字が小さくて非常にづらいところがあるんです。この中でちょっと私も質疑させていただきたいと思います。

この中で認定こども園・保育園運営事業というのがありまして、その事業概要の中の現状と課題というところに、年々増加傾向にある未満児や要支援児童に対し、良質な保育サービスを提供するため、保育士の確保が必要であるということが書かれておりますし、経験豊富な園長の定年退職が続いたため、次の世代を担う人材育成の強化が必要である。保育士、保育教諭の人材確保が困難な場合は、公立保育園、認定こども園の民営化の検討が必要であるというふうに書かれてきております。こういった課題をしっかりと把握されながら、次の段階に続けていくんだなどというふうに思っているんですけど、現状ですね、正職員の数をしっかりと確保されているか。特に今大きな保育園がたくさんできてきました。さくら、よつば、それからにじいろというふうに、そんなことがあると、職員が集約されているとは思いますが、その辺の充足状況をまずお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 保育士の確保の関係ですけれども、現在ひばり園の保育士を除きまして、公立保育園6園には28人、それから認定こども園4園には37人で、合計65人の正規の保育士を配置しております。ただ、この65人だけではやはり足りないというところもございまして、それ以外に保育士の資格を持っている会計年度任用職員を配置をしまして、今現在保育に当たっているというような状況になっております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） その会計年度職員任用の関係は、どのくらいの数でいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 会計年度任用職員につきましては、すみません、こちらちょっとひばり園も含んでい

るんですが、16名の人数で対応しております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 私が思っていたより少ない感じで、ということは残りはみんなパートさんとか、そういった感じになるわけですね。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） それ以外にですね、ちょっと細々とした部分ですとか、代替ですとか、そういう部分につきましては、短時間のパートの保育士、会計年度任用職員で対応しているというふうな状況です。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今の私読み上げた中に、経験豊富な園長の定年退職が続いたためというふうにあるわけなんですよね。そうやって見ると、いつか私も思い出すと、保育士の採用がしばらくしなかった時期があったような気もするんです。そんなことを思ったときに、こういった定年退職が続いたとなると、正職員の年齢構成、バランス、今後の園運営に対して不安はないのかというふうに思ったもので、正職員の年齢構成はどんなふうになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 正規の保育士65人の年齢構成ですけれども、まず20歳代が17人、30歳代が16人、40歳代が17人、50歳代が11人、再任用職員の60歳代が4人おります。50歳代がほかのところは16、17人いるんですけども、50歳代は11人ということで、その部分がやはり少なくなっておりますけども、その少ない年代につきましては、再任用の職員4人がですね、カバーをしているというふうな状況になっております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ちょっと50代、一番力を発揮してもらわなきゃいけない年代がちょっと薄くて、これからの園長さんになる方が長くやらなきゃいけないのかなという感じもしたりするんですけど、最近の採用状況、それから非常にこれ女性の職場でもあるもので、寿退社とかいろんなもので、中途でお辞めになる方も結構いらっしゃると思うんですけど、そういった退職者の状況をちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

採用の状況ですけれども、平成30年度につきましては5名、それから令和元年度につきましても5名、令和2年につきましても同様に5名ということで、ここ最近につきましては、退職者プラスアルファというふうな形でもって採用しているというふうな状況になっております。

それで、退職の状況ですけれども、30年度がやはり5名、それから令和元年度が6名、そのうち30年度は定年の方が3名、普通に退職された方が2名、令和元年度は定年の方が1名、勸奨退職が2名、普通の退職の方が3名というふうになっております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ちょうどお辞めになった数と採用が同じぐらいの数で、何とか同じキープして、正直言ってこれから子供の数が減っていくという状況の中で、非常に採用も大変かと思うんですが、これらを踏まえて、保育士の確保に向けた取組についてお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 保育士の確保ですけれども、非常に全国的に今保育士不足ということで、非常に採用してもなかなか人材が集まりづらいということになっております。その中で、確保に向けた取組につきましては、

1つは保育士等の採用年齢の引上げ、以前は32歳だったんですが、こちらを35歳としたということと、それから経験者枠での採用、こちらは30歳から48歳までの方について拡大をしまして、そのような形で採用対象者の拡大を図っております。

もう一つは、現在資格のないパート等で働いている保育補助員の方ですけれども、そういうふうな会計年度任用職員に対しまして、保育士の資格の取得に係る受講料の補助を行いまして、資格の取得を促すことで、パートから有資格の保育士にステップアップしてもらって採用すると。もしくは会計年度任用職員として、確保するというふうに取り組んでおります。現在も資格取得を目指しまして、実際に受講中の保育補助員もおりますので、そういう部分につきましては、今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 続きまして、認定こども園・保育園園舎整備事業について。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 妙高高原こども園のように、スチームコンベクションオープンが今非常にはやっているというか、多くのところで採用されているようで、野菜等があまり栄養価を損ねず調理ができるということで、人気があるようなんですが、これを使うことによって、給食室の環境がちょっと心配だなと思ったんですが、給食を作る方々の空調関係、非常に劣悪に暑いとか、できればそこにスポットクーラーを置かなければいけないんだけど、後回しになっているとか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいなと思っております。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） おっしゃるとおりもともと火を使うところですので、非常に暑い環境になっています。高原こども園につきましては、すみません、ちょっとクーラーがたしか設置されておったと思うんですけど、それちょっとまた後で確認させていただきたいと思います。学校関係につきましては、今おっしゃられたような環境なものですから、エアコンの設置を進めているというような状況になっております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） ぜひとも本当に全身ほとんど目しか出ていないような状況で、暑いところで作業されている方々、熱中症になってもいけませんし、このようなオープン等がたくさん入ると、それだけで熱量も多いので、ぜひともやっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、統合園園舎新設事業（第三、斐太南、矢代）について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 既に工事始まっていますけどね、これまでもいろいろ議論をしてみました。私としては、なかなかすっきりしないなということを言います。場所そのものについての選定でもって、当時はね、立地適正化計画との兼ね合いもちょっと声もあったんですけども、実際には今起債で実施するという、こういう状況でありますけども、一番心配なのはやっぱりね、あそこにおけるところの安全対策の関係なんです。議論も重ねてきました。しかし、きたけども、基本的には敷地内の安全対策あるけども、道路関係の安全対策というのはまだちょっと不備だなというふうに思っているんですけども、これで十分かということ、十分でないというかどうか分かりませんが、私は十分でないと思っているんですけども、その辺の考え方がかですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 園舎の入り口前の道路がございますけれども、こちらにつきましては、車道が6メートル、歩道が3メートルありまして、車の運行そのものはすれ違いができて、ある程度ゆったりと運行できるというような状況になっているかというふうに考えております。あと車道とそれから歩道との間につきましても、縁石

が設置されておりまして、出入りで歩道があるということによって、ワンクッションおけるというところがあるか
と思います。通園時の安全確保、今度実際に運営というか、園のほうができたら暁にはですね、状況によってはや
はり送迎車両が来ますと、どうしても道路が混雑します。そういうところを緩和するために、一部の園ではやって
いるところもあるんですけども、その園の送迎の運行を一方通行にするなどして、なるべくですね、混雑を緩和
するような対策を取っていききたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それだけやらなきゃならないところが小学校の近くだからということでもって最適地だと言
われたんですけどね、私はそんなんじゃないかと、本当に子供の立場に立って見たときにはね、もっと開けた場所、
自然の中でいうほうがと思って、ここは意見の一致しないところなんです。それぞれにこども園を造っているところ
はみんなそういう状況の中にあるという、この辺のところも併せましてね、ここは意見の一致が見られないとい
うところなんですけども、こういうところの中で、先般もコロナ問題の中でね、やっぱり人数の多いところは対応
がそれなりに大変だという問題が当然絡んでくるんでね、その辺の対応と、それから時期的にはインフルエンザ
の絡みがあったりして、そういう点での安全対策といいますかね、その辺の対応等もこれから工事入っていく
わけですのでね、先般もそういう議論あった中でありますから、その辺の対応についても、今のところはちょっと
伺っただけおきたいなと思っておりますが、お願いいたします。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 基本的にはですね、今おっしゃられた部分につきましても、これから工事へ入る中で、
例えば可能な部分につきましては、蛇口の部分ですとか、対応できるものにつきましては、配慮した中でやってい
きたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 続きまして、放課後児童クラブ事業。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 大変いい制度で、皆さん利用されているということでございますけども、この中で平均利用
者数というのは、これは1日の人数でしょうか、どうですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） これは月ごとの登録人数の平均人数です。毎月の利用人数を足して12で割ったもの
になります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 月ということですね。1か月ということでしょう。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） すみません、説明が不足しました。

例えば4月20人、5月20人というふうなものを1年分足しまして、それを12で割って出した人数というふうにか
ちらのほうで平均人数というふうにはしております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そうすると、月ということによろしいわけですね。

それからもう一つは、利用される条件はありますよね、これね。その条件は的確に守られている児童のみでしょ
うかね。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） こちらの条件なんですけれども、市内の小学校または特別支援学校の小学部に在籍し、

保護者の就労等によりまして、昼間保護者が家庭にいない児童というふうに定めております。この要件を入会申請書を出していただいたときに、きちんと確認をさせていただきますと判断しておりますので、基本的にはその要件に見合った方を受入れしているというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） ちょっと私妙高高原北、南しかよく事情は分かりませんが、北小学校が平均月9人、南小学校が月52人ということで、南小学校たしか80人弱の全校生徒だと思うんですけども、52人というのは非常にちょっと多いような気がしますし、あそこの社会情勢見ますと、そんなに勤めていらっしゃる方もいないと思いますしというような状況なんですけど、何か50人非常に多いような気がしますけども、どうでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） こちら52人登録人数で、毎日毎日52人来ているわけではなくて、家庭の事情によっては例えばお父さんが交代番で昼間いるからとか、あと旅館等をやっている見られないときがあるとかということも含まれた中で判断をさせていただいておりますので、毎日毎日52人いるわけではないんです。その保護者の状況によりまして、例えば両親が勤めていて、たださっき言いましたように、交代番や何かで見られるときには見たりするということもありまして、その中でもって利用させていただいているというような状況になっております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それと児童クラブですから、お世話をする人がいらっしゃると思うんですが、その辺の資格といいますか、業務の範囲というのはどの辺までやられるのでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） クラブの指導につきましては、児童厚生員というふうな資格がありまして、これ県の研修等を受けていただくんですけども、そちらのほうを受講していただきまして、やっていただいたり、あと保育士という方も中にはいらっしゃいます。ただ、例えば指導員が5人いれば、5人ともそういう資格を持っているわけではなくて、中核になる方とプラスアルファぐらいの方が資格を持っていれば良いということで、ただ持っていない方につきましても、基本的にはそういうふうな資格を取るように毎年毎年研修会等がありますので、そちらのほうへの参加を促しているというふうな状況になっております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 一番やっぱり心配されるのは、緊急時の対応ですよね。確かに今保育士さんの資格を持っている方もいらっしゃるということですけども、その辺の緊急、例えば病気だとか、けがだとかというクラブの中で処理できるものはいいんですけども、それ以外のほうも当然予想されるわけですね。その辺の系統といいますか、どういうふうな形になるのか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 各クラブで、クラブの状況に合わせた中で、緊急時の対応マニュアルというものをそれぞれ作っております。例えば地震ですとか、火災ですとか、あまりないですけども、例えば不審者への対応ですとかということについて、あったときにはどういうふうに動くかというところを一応の申合わせはしております。ただ、今おっしゃられたように、そのクラブだけで対応し切れないような状況が発生したときには、こども教育課もそうですし、例えばNPO法人が運営していればNPO法人の事務局のほうにすぐに連絡を入れるというふうになっておりますし、あとそれ以外に、学校の中でやっている児童クラブも大変多くありますので、そういう場合は、学校の先生方に協力を求めるというような形になっております。

○委員長（八木清美） 続きまして、病児保育室運営事業について。

天野委員。

○天野委員（天野京子） これ途中から病児が始まったということで、市民の皆さんも大変子育て世代の方は喜んでおられると思ひまして、ぜひともこれは続けていただきたいと思ひます。これまた臨時保育士の賃金が464万円ということで、実際この病児、それから病後児の保育に関わる職員の方のことをお聞きしたいと思ひます。今何人対応でやっていたらっしゃるんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） すみません、こちら決算のほうは、当時市の直営でやっております、そのときには臨時の保育士が2人、あと子供の人数が多いときには、もう一名加配のような形でもって、そちらは資格のない方だったと思ひますけども、お願いをしまして、マックス3人というような形でやっておりました。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 月曜日から金曜日まで、早くは朝8時、それから最終的には18時ということで、これは時間でいうとですね、10時間働くということになりますと、これ1人では絶対無理だと思いますので、途中でシフトするとか、交代するとか、休憩入れるとか、そのような工夫で10時間働いていただいているのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） おっしゃるとおり早出、遅出のような形でもって、子供たちの濃くいる時間は2人体制で、朝とか、あと夕方の子供たちが帰ったりとか、入ってくる前の時間につきましては、1人というような形でもってやっておりました。

○委員長（八木清美） 続きまして、ひとり親家庭等医療費助成事業について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろいろありますけども、ひとり親家庭でもっていろいろ御配慮もいただいているなというふうに思っています。この中でもって、1つだけひっかかっているのが助成内容、補助内容の関係なんですけども、所得制限あり、この中身についてちょっとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） こちらにつきましては、すみません、所得制限の内容につきましては、児童扶養手当というひとり親世帯に対する手当を出しておるんですけども、そちらの手当と連動した、要するに同じ基準でもってやっております、それにつきましては、所得もそうなんですけれども、子供の人数とかによりまして、基準額が変わってきますというふうな形の中でやっております、ちょっとすみません、細かいところまでは手元に資料ないんですけども、一応基準についてはその基準を準用してやっているというような状況です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 分かりました。

通院、入院の関係なんですけども、これも私ちょっと下調べができなくて申し訳ないんですが、通院、入院の医療費の一部助成というのがあるんですけど、子供じゃなくて大人の分だろうと思ひますけども、この実態はどのようになっていますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） すみません、助成件数についてはトータルはまとめてあるんですけども、子供と大人はそれぞれのところはちょっと今手元に資料はございません。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私ね、一番心配するのがね、たとえ独り親家庭でいて、親が入院した場合、子供の対応はどうなるのかというのがあるんですよね。子供が入院した場合には、無償対応のそれが働くからいいんだけど、あるいは子供の通院についても、親がついていった場合、仕事を休まなきゃいけないしなというのがあったりするんですけど、この辺の実態はどうなっていますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 細かいそれぞれの件数を把握はしておらないんですが、助成の伺いというのは毎月上がってきてまして、それを見た限りでは、保護者の方の入院というのは、少なくとも令和元年度はなかったと思います。というか、ここ二、三年で確か1件ぐらいしかなかったと思います。あとはほとんど例えば歯医者さんですか、通常の通院という方が保護者の方は多くなっています。子供さんの例えば入院とか、通院のときには、やはり保護者の方が付き添われることは基本的にはあると思いますので、そういう部分は恐らく仕事のほうをお休みされて付き添っているというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） その辺がね、私これ見ていたときにね、やっぱり新たな課題かなというふうに思ったんですよ。制度は制度としてなんだけど、やっぱり独り親家庭という位置づけの中で見ていったときにね、やはり子供何人いるか分からないけども、親1人だからやりくり大変だなと。親が入院したらどうなんだ、子供は一時保護所対応になるのかなというふうにも思ったりするんですけどね、今のところはそういう対応はなかったということなんですけども、だけど、あり得る話ですよ。だから、そのときの対応どうなのかというのは、やっぱり直接的でなくても準備をしておくとかね、対応を考えておくとかね、そういうのが必要だろうというふうに思うんですよ。その辺今後の対応という形の中でいかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 児童扶養手当の受給者に対しまして、毎年の面談をしております。その際に、例えば困り事ですか、就労に関しての相談等聞き取りをしておるんですけども、そんな中で今おっしゃられたような点につきましても、例えばどうしますというふうなところを聞き取りをして、例えば親戚とか、祖父母で頼れる者がいないということになれば、その時点で相談をさせていただいて、対応を考えたいというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 続きまして、教育委員会運営費。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） またこれもちょっと点検評価報告書でやっていただきたいんですけど、この70ページ一番最後のページなんですけど、ここで教育委員会の委員会審議の案件が載っております。これを見ますとですね、非常に非公開というのが多いというふうには感じておるんです。36件中20件、報告において16件中14件という形で、結構非公開、議事録見ても非公開のまま載っておりました。予算審議、条例議定、委員の委嘱、分限処分、懲戒処分、これらがみんな非公開になっているんですけど、なぜこんなに多いのか、ちょっとその理由をお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律、それから妙高市の教育委員会の会議規則というものがございまして、その中で非公開とすることができる事件が定められております。その内容としましては、1つは事務局及び学校、その他の教育機関の職員の任免、その他人事に関する事、それからもう一つは、議会の議決を諮るべき事件の議案についての市長への意見の申出に関する事、いわゆる議案なんですけども、議会にかける前の議案について、主に非公開としております。それ以外の要件はあるんですけども、大きくは今言った

2点について、人事案件とそれから議会の議案の議会上程といいますか、議会開催前のものについて、非公開にしているというふうな状況になっております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 私も規則見たんですが、9項目あって、議会の議決を経る前のもの、確かに載ってありました。こうやって見ていきますと、これには出席者の3分の2以上の多数決で議決した場合に非公開とすることができる規定だと思うんですね。そういった中で、議会にかける前のものだから、非公開だという形になっていますけど、これらを改善することというのはできないんですかね、あまりにも非公開が多過ぎるような気がするんですが。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 公開ということになりますと、市民もそうですし、例えば報道機関もその会場に入ることができるということで、極論言えばテレビや新聞などでも自由に報道されてしまうということがございます。さっき申し上げました人事案件につきましては、例えば心身の不調でもってお休みしている職員に対する案件ですとか、あと特定の個人を識別することができる内容も含まれておるものですから、やはり個人の権利について害するおそれがある内容がございます。それから、議会の議決を諮るべき事件につきましては、議会にかける前の状態なものですから、その情報がですね、議案として上程される前に明らかになると、また議会軽視というふうになりかねませんし、またその後議会の審議にも影響を与える可能性もあるものですから、これらのことから非公開とすることが妥当であるというふうに判断をして、非公開としているというふうな状況です。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 議会軽視というと、私らのほうもまた問題出てくると思うんですけど、一つの面でこのままずっと非公開で置いておくべきものかなと。例えば議会の議決が終わったら公開するとか、そういった多少柔軟性を持っていいのではないかなというような感じもしているんですね、そういったこともちょっと考えるべきではないかと思うんですけど、この点について教育長から少し御意見をいただければと思うんですけど。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 私もこの任に就いて、この非公開制度というのがあるということを認識したという恥ずかしい話でもあるんですけども、確かに非公開というのが多いというのは事実だと思います。うちの条例等々も含めて、地教行法等々を含めて、他市とのまたいろいろ調べてみて、しっかり研究してみたいというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 私も正直言って、ほかの市もちょっと見たんですけどね、横並びなんですよね、結構。だから、逆に質疑しなくなってやっているとあるんですけど、先進的に妙高市が取り組めることがあるんなら、取り組んでいただきたいという思いはありますんで、ひとつ研究していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、いじめ・不登校対策推進事業について。

天野委員。

○天野委員（天野京子） いじめ、不登校対策というのはもう何年も前からずっとやっておりまして、昨今見ても大体人数、特に多くもならないけど、少なくもならない。あえて言えば、細かく網をかけている分多くなったのかなという、これは悪いことではなくて、言いやすくなったのかなとも思いますが、1点ちょっと質疑させてください。

スクールソーシャルワーカーが配置されました。また、いじめを早期に発見しようということで、なるべく早く見つける、また相談をするということが非常に大事かと思いますが、今生徒の皆さんには、何かあったとき、どこ

に相談をするのかというふうに伝え、教育しているかというのをお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） まず、生徒に対しましては、相談があれば担任、養護教諭、それ以外の教員というような形でもってお話をしているところです。実際にいじめ、不登校などの問題が発生した際の誰に相談をするかというふうな調査もございまして、その調査からいきますと、妙高市は約半数の児童・生徒がまずは担任に相談しております。次に保護者、あと学校のほうでアンケートを頻繁に取っているんですけども、そのアンケートに記載したというふうな順番になっているところです。今までのスクールソーシャルワーカーにつきましては、まず担任、それからそのほかの学校職員が児童・生徒からそういうふうな状況を聞いた中で、その状況を整理してスクールソーシャルワーカーに説明をしまして、対応についての具体的な助言ですとか、それから関係機関の紹介などの支援をいただいているところです。ただ、第一義的にはそういうふうな関わりになりますけども、その後のステップとしましては、児童・生徒本人ですとか、あと保護者の方からスクールソーシャルワーカーと直接話をして、助言を得たいとか、支援をいただきたいというふうなお話があれば、それについては学校を通じて紹介をして対応しているというふうになっております。ただ、一義的にはまず学校職員が受けまして、その後つないでいくというふうになっております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 逆にですね、要するに加害者側という言い方はよくないのかもしれませんが、いじめに遭った子の反対側にいるほうですね、そういうグループ、またその個人に対して、今の段階でどのような指導を行っているでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） まず、子供たちに対して不適切な対応だということで、加害児童というのはちょっと適切じゃないかもしれませんが、やったことについて、まずは正します。それと併せまして、今度は被害に遭った子供に対する謝罪と、それから今度は学校職員が間に入りまして、被害児童の保護者に対しても説明をして、場合によりましては、加害といたしますか、やってしまった保護者の方も含めて、謝罪に行っていただくと。ただ、子供そのものもいじめとかというふうな認識がなくて、要は日常の活動の延長でやっちゃっている場合もあるというふうに聞いております。そういう場合につきましては、今やったことについては、適切なことじゃないんだよというところは、学校の担任が中心になりまして、きちんと指導しているというふうな状況です。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 不登校についてちょっとお尋ねをいたします。

この表を見ると、30日以上の不登校の関係は36人ということで、前年度よりも若干減っているんですが、不登校にはいろいろな原因なり、また理由があると思います。その中で、不登校の児童また生徒の実態というのはどのようなのか、その内容をどのように把握しているか、お聞かせください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今ほどの36名についてですけれども、こちらの要因につきましては、学校に係るものが12人、それから本人に係るものが17人、家庭に係るものが5人、その他2人ということで、合計36人になっております。学校に関わるものにつきましては、例えば友人関係の不調ですとか、学業の不振ですとか、進路で悩んだり、部活動で悩んだりというものは学校に関わるもの、家庭に関わるものにつきましては、生活環境ですとか、親子の関わりがうまくいっていないとか、それから同じような話ですけども、家庭内の不和、両親の関係が悪くて影響を受けるとかというものが家庭に関わるものになっておりますし、あと本人に関わるものとしましては、生活リ

リズムの乱れ、ゲームをしたりとか、別の形でもって夜ふかしをしてしまって生活リズムが狂ってしまうとか、あと無気力、それから不安など、一応その3つで大まかに分類をしております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 非常に多様な原因があるなというふうに理解いたしました。それで、どのような形ですね、子供たちの声を受け止めているか、捉えているか、その辺についてお聞かせください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） そう至る前の子供たちも含めまして、まず日常的な取組としましては、a y u m i という生活や学習の記録をノートがございます。こちらを学級担任が確認をして、変わったことがあれば聞き取りを行っているというふうにやっておりますし、あと各学期に1回程度ですけれども、定期の教育相談を設定をしまして、それぞれの子供たち個別に時間を確保して、学級担任と生活ですとか、学習の相談等を行っております。また、県が配置するスクールカウンセラーのですね、訪問日に生徒が自由に相談するというのも可能ということで、それを利用している方もいらっしゃるというふうになっております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いろんな面で対応されていることに対しては、本当にありがたいなと思っています。それで、教育長にちょっとお伺いをしたいと思うんですが、不登校を減らす対策、いろんな形で講じておるんですが、学校へ戻すことだけがですね、目的になってしまいますと、子供たちの将来、また地域社会における人間関係というものも崩れてしまうのかなということで、そこら辺慎重に取扱いしないとイケんというふうには思います。それで、いわゆる学校へ戻すことをあまり重点に置いちゃうと、ますます子供というのは、学校に行きにくくなる部分もあるのかな、私はそう思うんですが、子供たちの人権を尊重しながらですね、どのような対策また対応を講じているのか、そこら辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 不登校のお子さんたちの理由等々につきましては、複雑な要因が絡み合っていると、先ほど話したとおりなんです。はっきりしないというか、たくさんいろんなこう見ると理由が出てくるんですけども、たまたま困難な状況に陥った普通のお子さんというふうな捉え方ですね、行きたくても行けないといったような状況になっているお子さんたちに、最初のゴールとして再登校に持っていくというのは、ちょっとやっぱり先ほど委員さんのお話のように、その子にとって非常に大きな負担になるだろうということになると思います。よって、以前もちょっとお話をしたことがあったかもしれませんが、子供たちが部屋に閉じ籠もりきりになるのではなくて、できるだけ家族含めて、会話、対話ができる状況を保ちたいと。それが一番だとまず思います。そういったことを考えたときに、学校に出てこれないお子さんたちの家庭に訪問したり、訪問の中身も担任だけではなくて、最近では先ほど出ているスクールソーシャルワーカー、そしてこども若者相談員等々が共同してチームを組んで家庭訪問したりして、そのお子さんたちに声をかけたり、様子を見たり、会話ができなくても、顔を合わせたり、そしてお母さんやお父さんの悩みを聞いたり、おじいちゃんやおばあちゃんの悩みを聞いたりといったようなことで、常に家族を含めて対話というような形をしっかりと取っていかなくちゃいけないだろうなと。要は、言葉のやり取りをしっかりと保つということが私は一番だというふうに思っています。ICT機器の活用が今後盛んになってきたときには、遠隔学習的なですね、方法も取れるんじゃないかなと。勉強したい子もたくさんいるわけですね、でも学校へ行けない。そういうお子さんたちにとって、そのICT機器がいい活用方法になればなというふうにも思っています。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ありがとうございます。子供たちにとってですね、学校が遠くならないような形の対応を

ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それから次に、いじめについてなんですけれども、この表を見ますと、小学校の子供たちの未解消事案ですかね、それが若干増加しているんですが、こういうものの対応のためにですね、学級担任の先生が多忙化の要因になっているんじゃないかなということが考えられるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） いじめの解消につきましては、解消判断するための観察期間というものが取られておりまして、これが3か月となっております。なもんですから、ちょうど年度またいでしまうこともあって、未解決になっていますけれども、基本的には最終的にはきちんと解決に結びつけております。そのいじめの対応についての教員の多忙というふうなお話かと思っておりますけれども、学校ではですね、いじめはやはり最優先の課題というふうに捉えておりまして、やはり優先して解決のために取り組んでおります。ただ、それがですね、学校の多忙化に影響しているかどうかというところにつきましては、当然それに要する時間も取られますので、プラスにはなりませんけれども、ただそれを細かく研究したようなデータというのは今のところないもんですから、はっきりと明確にはなっておりませんが、一つの要因にはなっているというふうに捉えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） そうすると、いわゆる3か月のタイムラグがあるもんですから、これについては一応解決されているというふうに理解していいということですね。それで、最近やっぱりネットによるいじめという中で、いろんな対応がまたよその自治体でも起きているんですけども、妙高市の場合は、携帯とかスマホは持たせないという方針、それについては今後もですね、変わらないのかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 平成の20年だったと思うんですけども、携帯、スマホ不所持という形での宣言をしまして、10年以上たちました。今は携帯ではなくてスマホになってしまっているのかもしれませんが、基本的にその約束は生きているというふうに私も思っていますし、昨年度来保護者さんに向けてですね、子供たちも来てですけども、携帯、スマホの原則不所持というようなことで、教育委員会だより等々で、もう一度再通知をしているところで、先ほど課長から説明ありましたように、子供たちが自分たちでルールを決めるのが一番なんです。上からこうしなさいと言っても、なかなか守れないようなところがある。自分たちで話し合っ、考えて、決めてやったことについては、自己決定することについては、子供たちはよく押しつけられるよりも守るんですね。そういった形での話合いを徹底して、半年かかってこども宣言しました。それは、親御さんにも返して家庭での話合いに結びつけたということで、妙高市内全小・中学生がそういう取組もしております。

そういう中で、ぜひほかの講演会もあるんですけども、情報は幾らでも入ってきますので、その情報をいかに遮断をする、フィルタリングをするかといったようなことも家庭の問題になってくると思いますので、そこら辺を含めて、また保護者、それから学校、そして教育委員会、そして子供も含めてよく検討していきたいと思っています。

○委員長（八木清美） 続きまして、奨学金貸付事業について。

天野委員。

○天野委員（天野京子） これはもう一言です。

貸付けではなく給付型にしてほしいという市民の要望がありましたので、ここでお話をさせてもらいたいんですが、今国もかなり給付型ということに力を入れております。ですので、予算の割には貸し付ける金額、そんなに高くないので、今後返済するにしても今2分の1だと思ってしまうんですけども、それを3分の2にするとか、要は妙高市にそのまま就職している子供に優遇できるような形にならないものかなということで、今後この事業について、そ

のように検討していただければありがたいという思いだけ言っておきます。

以上です。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今お話ありましたように、妙高市に学校を卒業した後に住所を移す子供さんにつきましては、2分の1減免をしているところですが、この減免制度、実は県内でもやっているところはほとんどなくて、それについてはかなり先進的な取組かと思えます。給付型というようなお話もございましたけれども、国もやっておりますし、県でも少し始めて、今ちょっと停滞しているようすけれども、やっているということもございまして、給付型につきましては、本来やっぱり教育に関わる部分、ある程度国でも面倒を見ていただく部分なのかなというところもございまして、給付型につきましては、国の制度を中心にですね、考えていただきまして、それで不足する部分につきましては、市の今現在やっている制度を活用していただきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 続きまして、小学校教育振興事業について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 参考資料の関係で、80ページなんですが、小学校、中学校あって、ここでは外部指導者を入れて成果が上がったという、こういうふうに書かれているんですね。そこで、外部指導者の位置づけというのはどうなっているのかなというのを最初にちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 外部指導者の位置づけにつきましては、市の会計年度任用職員と同じ扱いというふうになっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 会計年度任用職員と同じ対応、待遇でいっているということですね。それはそれでなんですけれども、どこの学校に何人ぐらいというその実態はどうかと、その辺聞かせてもらえますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 令和元年度におきましては47名、3中学校で配置をしております。指導種目につきましては、19種目の指導をしているところすけれども、内訳ですけれども、新井中学校につきましては21人、それから妙高高原中学校につきましては6人、妙高中学校につきましては20人、合計で47人配置をしているところですが。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 新井中学校21名、妙高高原6人、妙高20人、妙高高原の少ないのは何か特別なことあるんですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） その学校の部活動の状況等にもよりますので、特に特別な事情があつてあえて少なくしているというわけではないかと思えます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） このアンバランスというのは、今初めて聞いたんですけどね、大勢入っているから云々という、部活の関係もあるだろうというふうに思うんですね。ここに説明の中で書いてあるのは、野球、体操、スキー、音楽などと、こう書いてあるんですけども、これ見ていくと大体その傾向が分かるんですけどね、だけでも、このアンバランスという形でもって、学校のほうとしてはこの辺なのか、子供たちはどうか、成果が上がっているからこれでいいんだという、こういうあれですか、アンバランスの関係というのは、部活の関係でもって、この辺はもっとという、もっと踏み込みというのはどのような認識でいますか、このアンバランスのところ。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 各この3中学校につきましては、例えばおたくの学校は生徒が何人なんで、部活が幾つなんで何人までですというふうな特に制約等は設けておりません。それぞれの学校で必要と思われる人員を配置しているというふうになっておりまして、例えば1つの種目で4人いたりとか、他の学校だとそんなに同じ種目でもいなかったりとかということもありまして、恐らくその指導される方ですね、状況もあって、例えば継続的に1週間に何回も指導される方がいらっしゃれば、人数は少なくともいいと思いますけども、やはり放課後の夕方の時間帯、仕事があって毎日は無理だよという方も中にはいらっしゃいますので、そうすると、少し人数を増やして指導してもらおうというふうな事情もあって、人数についてはバランスといえますか、ばらつきがあるんじゃないかというふうに捉えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうするともう一度確認しますが、外部指導者人数はこうなただけでも、必ずしもそこに毎回といった方がいいのかな、毎日じゃなくて毎回ということに、部活の関係があるから、その都度出ている人、だけど仕事の都合でもって、自分のサイクルでもってそこに出ている人、そういうバランスがあるのかなということなんでしょうか。そうやっていっても、それと同時にですね、この人数はみんなそれぞれの校区内の人なのかどうか、でなくて外から行っているのか、妙高の20人というのは、非常に多いなというのがちょっとあるんですけどもね、これは恐らくスキーの関係なんだろうというふうに私は想像するんですけども、その辺のところかいつまんだところでお聞かせいただけますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 例えば妙高中学校につきましては、必ずしもスキーが飛び抜けて多いわけではありません。スキー自体は全体の3分の1ぐらい、あとほかの種目で同一種目が先ほど申し上げましたように、例えば野球なんか結構多く配置をしております。ということで、やはりさっき申し上げましたような指導員の方の事情とか、あとその学校の特性等もあると思うんですけども、地域内かどうかというのは、すみません、ちょっとそこまでは把握しておりませんが、比較的やはり指導ということになりますと、地域内に近くの方が多んじゃないかと思えます。ただ、新井中学校辺り見ると、スキーは必ずしもそうじゃないのかなという気もしております。そこはちょっと正確には把握しておりませんが、比較的同じ校区内の指導員の方が中心になっていうふうには考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 別に押しつける必要もないんでね、学校の要求に基づいた形でもって配置するという事なんでしょうというふうに思います。バランスが崩れて苦言が出ないような対応で、ぜひやっていていただきたいと思えます。終わります。

○委員長（八木清美） 続きまして、コミュニティ・スクール推進事業。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 1点だけお伺いをさせていただきます。

コミュニティ・スクールということで、地域で支える子育て、教育という形の中でですね、新井中央小学校から始まって、元年度で市内の小・中学校全校に導入されました。その中で、いわゆるその活動の意義、そういうものが十分に理解されていない部分もあるのかな、その中で参加する住民に偏りがあるんじゃないかというふうには私は思います。そこで質疑なんですけど、いわゆるこれからの中で、郷土への愛着を育む地域学習を進めるべく、これから先を見越した人材の発掘、それから後継者の育成、そういうものの体制づくりが必要と考えますけれども、この

辺の人材対応どのように考えているか、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 平成27年からスタートしまして、令和元年度といいますか、平成31年の4月で全小・中学校に配置をしましたが、やはりスタートの時期によりまして、どうしても温度差というか、地域への定着度については違いがございます。それはやはり活動する中で、徐々にいろんな情報発信をしながら、また地域と協働して活動する中で、地域から認知をされて定着していくもんじゃないかなというふうに考えております。

その人材の発掘とか、後継者というふうなお話かと思いますが、それらにつきましては、やはりコミュニティ・スクールだけではなくて、ほかの地域活動につきましてもやはり課題になっているというふうに捉えております。その中で、こちらのコミュニティ・スクールにつきましては、基本的には人材の情報については、地域にございますので、やはりその地域の中で、いろんな方に声をかけたりとか、活動を知らしめる中で、一緒に活動していただいて、活動を通じて、人材育成を行っていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。それぞれの地域でどのような方がどんな分野について、得意なのかということについては、やはり地域の方が一番よく御存じだと思いますので、そんな中で地域の人材を自然に発掘はできると思いますので、あとはどういふふうと一緒にやっっていこうということで、その活動に引きずり込まないかということがポイントになるのかなというふうに感じております。

○委員長（八木清美） 続きまして、フレンドスクール事業。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） フレンドスクールはね、人間関係をつくるためにということで、長期に宿泊しながら、子供と関わるという形で、子供たちも非常に楽しみにしているという、こういう事業だろうと思います。最初に聞いたのは、同じ日なんだけども、Aブロック、Bブロックに分けて、同じ日にそこに行っているという、この中身の理由について最初にちょっとお聞きをしたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 2つに分ける理由ですけれども、やはり例えば平成30年度は250人、令和元年度は218人ということで、かなり人数が多くなっております。その中で、ダンスフェスティバルですとか、夢見平の散策ですとか、屋外炊飯ですとかという様々な活動を行うに当たりまして、やはりその280人とか、200人を超える人数が一斉に動くというのはかなり無理があるということもございまして、安全性を考慮し、やっぱりその活動を円滑に行うために2つのグループに分けて、活動内容は結果して一緒になるんですけども、今日Aブロックはこっちの例えば夢見平、Bブロックは炊飯とかというふうな形でもって、活動内容を日にちによってずらすことによりまして、スムーズに活動を行えるというところで2つに分けております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 分かりました。この4日間のカリキュラムをそれぞれ調整しながらブロック分けをして、トータル的には同じことをこなしているという解釈でいいですね。なんです、かつては保護者も非常に心配という形であったり、生徒もとにかく耐えられなくて帰ったりという、こういう実態もあったんですけども、現在はその辺は大きく改善されているんだろうというふうに思っているんですけども、実態はどのようでしょうか。生徒は本当に楽しんでいると思うんですけども、保護者のほうの不安、心配というのは、当時もかなりあったんですけど、どんなもんですかね。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） やはり実際に参加するまでは不安に考える保護者の方もいらっしゃいます。事前に説

明会を行いますけれども、どうしてもやっぱり自分の子供は人見知りするとか、なかなかうまく活動できないんじゃないかということで、かなり心配される保護者の方も実際にはおります。ただ、実際に活動した中で、家に帰ってきた子供たちの様子ですとか、子供たちの声を聞く中で、終わった後にアンケートを取っておるんですけども、保護者の方からも、子供たちが様々な体験ができてよかったですとか、他校の友達ができて人間関係が深まったとか、帰ってきてやっぱり学校や家庭でも少し成長した姿も見られたということで、比較的効果的な捉えをしている方が大半でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 子供にとっては非常にいい体験だと思うんですね。親御さんの関係も、親御さんはこの活動そのものがね、皆さんが上手に組立てしてくれているな、上教大の生徒もがっちりそこへ応援団に入ってくれているという形の中でね、心配していた親御さんがね、子供たちから手紙をもらって感激するという場面があるんですよ。ここでもって、やっぱりお互いにそこんところの信頼関係が深まっていくということがあるんでね、ぜひこれは継続して行ってほしいし、それでもって保護者の心配事が払拭できる、我が子の成長というのを確認できる、そういうことだと思うんですね。恐らくその場所には、教育長も参加して挨拶もされていると思うんですけども、子供たちのそういう活動スタイルを見る中で、感動する部分もあると思うんですけど、いかがですか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 感動します。物すごく感動しますね。やはり最初の開校式のときの様子と最後の閉校式のときの様子、子供たちの顔、それから聞く姿勢も違うんですね。集中がしっかりできてきて、そして一つ一つの言葉をかみ砕いて聞いている。別れ際に他校の子供たちとの別れのシーンもすばらしいというか、感動的ですし、やはり4日間、5日間の中で、まだまだ不完全なところもあると思いますけども、初めてこういう体験をしたということの意味は非常に大きいというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 続きまして、中学校教育振興事業について。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 中学校教育振興事業、特に今回コロナで平和教育の一番メインイベントだったと思うんですが、広島市の平和記念式典に参加できませんでした。テレビを見たら小さな単位ではやっているようなんですが、これに行かれないからといって、平和学習をやめるわけにはいかないという今年の状況ですけども、令和元年度は行かれたということで、私も報告会に参加させていただきました。一番大事なのは、市長や私たちに報告することよりも、同じ年代の同級生また後輩たちに聞いてもらうというのが一番だと思ったので、この件について学校等の落とし込みはどのようであったか、お聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 中学校での報告会といたしますか、そういうふうなお話かと思っておりますけれども、報告につきましては、新井中学校は2年生の学年だよりに掲載をして報告をしたというふうに聞いております。妙高高原中学校と妙高中学校につきましては、全校生徒等に対しまして報告会を行っているというふうに確認できました。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 太平洋戦争についての歴史的な事実を正しく認識してということで、とにかく私たち日本人がやりがちなことなんですが、平和学習というと、原爆を落とされた広島、長崎を勉強して、戦争はいけないという落としどころだと思うんですが、本当に大事なのは、なぜそれを回避できなかったのか、人間の中になぜそういう醜い部分があるのか、ならば今日から私はどういうふうに生き方や感覚を変えていかなければいけないのかという、目の前の次の瞬間から変わることが一番大事だと思うので、過去のことを学んで、未来に生かさなければい

けないと思うんですね。この点について、学校教育の中で戦争を通じて本当に生徒たちがそれを鑑みて、なぜあの戦争を回避できず原爆が落ちることになったのか、今後もそれはあり得るし、私たちはどうしていかなければいけないのかというような、そういう科目があるのでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今の平和学習の関係ですけれども、学校におきましては、全校で中学校につきましては、1、2年生がやはり歴史の事業でこれまで日本が関わってきました戦争の状況とその悲惨さについて学んでいます。さらに、その後日本国憲法の制定について学びまして、3年生になりましたときには、公民という授業があるんですけれども、その中で平和主義について学んでいます。3年生のその公民の中では、憲法に定められた平和主義というところで、憲法9条の戦争の永久放棄ですとか、戦力の不保持、それから国の交戦権の否認を定めることを特にしっかりと学習しているというふうに聞いております。全ての教科の学習におきましては、それをテーマにした中で、話し合いを行いながら子供たちに落とし込みをしているというふうな状況だというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） それでちょっと質疑させていただきたいことが1点あります。中学校2名ずつだったと思います。本当ならば今回新井中学が4名という予定だったんですが、それもちょっと実現できなかったところですが、参加される人たちの人選なんです、本当に行きたい、学びたい、見たい、どうしても行きたいという子を選んでいるのか、それとも俗に言う生徒会とか、先生から見て非常に学習意欲のふだんある子ということで、お声がけをしているのか、ちょっと人選の仕方をお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 基本的には、先生が指名するよりもやはり子供たちの気持ちといいますか、実効性を尊重する中で決めているというふうに聞いております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 先ほどちょっと部活の関係で、霜鳥委員のほうから質疑がありましたので、私のほうからは先生方のいわゆる労働環境の現状ということで、全国的に先生の多忙化というのは、長時間労働、教育現場の中で大きな問題となっています。その中で、今年の冬からはですね、新たに新型コロナの関係で、さらに対策等厳しくなっているのかなという気がするんですが、先生方の多忙化解消に向けてのですね、妙高市としての取り組んできた内容、また取り組んだ結果によってのその効果というのはどのようなだったか、そこら辺についてお聞きかせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 多忙化解消に向けての取組ですけれども、平成30年度ぐらいからでしょうかね、特に言われ始めまして、市のほうでも取組を行っております。内容としましては、ICTを活用しました出退校簿を用いた勤務時間管理とそれから業務の内容の分析、それから部活動指導員の導入ですとか、ストレスチェックなどのメンタルヘルスケアの対策についても行っております。また、夏季休業期間におきましては、一斉閉庁日というものをお定めまして、今年度につきましても、丸々1週間一斉閉庁を行っております。また、以前から行っておりますけれども、教育補助員ですとか、特別支援教育支援員等の配置によりまして、人材の登用によりまして多忙化の解消といいますか、軽減を図っているところです。それと併せまして、各学校におきましては、教職員の意識改革、今までやってきたことをやっぱり教員自身が考えまして、どうすればその圧縮を図れるかということも考えていただく中で、例えば各学校におきます行事ですとか、会議についても精査する中で、ある程度短縮できるものは短縮

していくというような取組を進めております。また、保護者や地域の理解を得るために、そういうふうな学校の業務課題につきましては、教育委員会だよりを通じまして、こういうふうな実態があるんだとか、今こういうふうな取組をしているというところについて周知を図っているところです。

その効果なんですけれども、じゃ実際どうなのかというところですが、平成30年度と令和元年度の超過勤務の時間を比較しますと、1か月当たりの年平均では、小学校で平成30年度が42時間20分あったものが37時間に約12.6%減少しております。また中学校では、平成30年度が68時間15分から60時間55分ということで、10.7%減少しているということで、こればかりではなくて、やはりいろんな取組をトータルでやることによりまして、約10%程度は今までよりも超過勤務の時間が圧縮されているというような状況です。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 果敢な取組されている中で、また一層のね、工夫なりまた取組の中で、成果が出るように期待をしておるところであります。

それで、次にですね、部活の関係で、この間の日本教育新聞見ますと、令和5年度からいわゆる先生方の負担軽減に向けて、段階的に日曜日、いわゆる休日の部活動の運営主体を地域のほうに移行するということが載っていました。そんな中で、妙高市には新井地区、それから妙高地区、高原地区にそれぞれ総合型の地域スポーツクラブが今活動して、ジュニアの育成に当たっているんですが、ここら辺には専門の分野の指導者もいろんな活動を展開しているわけですが、このクラブとの連携というのは、どのような形でまた進めていくのか、そこら辺の考え方をお聞かせください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 部活指導員の一部につきましては、もう以前からそういうふうな総合型スポーツクラブの方から指導いただいている部分もございます。今後につきましても、そういうふうな部分については、連携を図りながら大事にしたいと思っておりますし、それだけではなくて、部活指導員につきましては、例えば保護者、それから体育協会、あと各種目の連盟とか協会とかもございまして、そういうところとも協議をしながら、負担軽減が図られるように連携を図っていきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） あと学校における防災教育ということで、いわゆる自らの命は自らが守る、これが防災教育の基本かなという中でありますが、いわゆるこの前の一般質問でもちょっとやったところがあるんですが、中学校の子供たちになると、それなりの体力なり、判断力があります。そういう中で、学校における防災教育の中で助けられる人から助ける人へ、そういう防災教育、学校の中でどのような形で取り組まれてきたのか、そこら辺現状をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今のお話のような最終的には自分の命は自分で守るというような考え方というのは、非常に大事だというふうに、やはり学校のほうでも認識はしております。そのために、必要なスキルを身につけることも大切なことだというふうに言われておりまして、各学校におきましては、新潟県の防災プログラムというものがあるんですけれども、そちらを活用しまして、各学校においていろんな避難訓練を行ったりやっていますところなんですけれども、実際に中学校につきましては、地域の人材というふうな部分で期待されているところもありまして、昨年一つの事例ですけれども、妙高地域では地域の消防団の方面隊が妙高中学校と合同で訓練を実施しております。この際には、妙高中学校の2、3年生だと思いますけども、が参加をしまして、救急方法の体験ですとか、実際に水を放水をするというふうな訓練を体験する中で、できることはやるというふうな実践的な防災教育も行っており

ます。また、新井中学校につきましても同様に、地域の訓練と一緒に参加をしまして、やはり自分たちができるとは自分たちでやろう、自分の身は自分で守ろうというふうな意識づけと併せて、実践的な形で取り組んでいるというふうな状況です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 平和記念式典については今天野委員のほうから言われましたけども、各学校での報告状況、実は総務課のね、平和事業との関係で、パネル展の関係を確認したんですけども、学校でやっているということでは、学校の中については、やっぱり教育委員会に聞かないとということなんです、報告集会とパネル展というあたりの中で、恐らく同時であったりなかったりということなんです、その実態についてまずお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 報告会につきましては、先ほどちょっと説明いたしましたけれども、新井中学校は学年日より、ほかの学校については、一応全校生徒を対象にやっているというような状況です。パネル展につきましては、すみません、私詳細まではちょっと確認しておらずに把握しておりませんが、それ以外にですね、小学校につきましては、直江津の捕虜収容所をですね、小学校6年生が毎年秋に行って、実際に日豪協会の方からお話を聞いて、そこでをもってその戦争の悲惨さですとか、実際にあったことを伺っていると。あとですね、市の遺族会のほうで、以前もこの話多分したと思いますけれども、戦争体験者の証言のDVDを作ってくださいまして、それを各中学校には配布してありまして、それを教材としていただいて、実際戦争を体験した方々の声を聞いて、やはりこんなことは二度と起こしてはいけないというふうな意識の高揚に努めているというふうに聞いております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 情報提供という形でね、結局パネル展の関係もそうなんだけど、パネル展も遺族会の皆さんの協力でもってやっているというパターンなんだけど、いろんな媒体を使いながら、それぞれの教育をという形で、実はですね、今回平和式典はなかったけども、大会本部というか、委員会のほうでもって、全国から数人なんですけども、親子記者を長崎に集めて、現場でもって取材したものをその新聞にのつけるというね、自分ちの新聞にのつけるという、こういう事業があったんですが、そこには新井南小学校の親子が当選して行く予定だったんですが、これもコロナの関係で行けなくなって、いわゆるネット対応でもって取材をやって、その新聞が恐らくここにも届いていないのかな、ちょっと分かんないけども、この内容について教育長あれですか、本人が報告に来たとか、今の新聞が届いたとか、その辺の経緯はないですか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 彼女が親子で応募をして、そしてその後当選をしたというか、メンバーになったと。すごいことですね。とても私自身もうれしかったので、その保護者の方にも連絡を申し上げ、実際行かれた後も、ぜひ報告会を開いてほしいし、新聞の記事になるでしょうし、でも私も直接お子さんからもお話を聞きたいのでということでお話はしてあったんですが、まだその報告書は届いておりません。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私も非常に興味を持っていてね、もし機会があったらそういうことをと願っていたところなんです、そういうことです。

それで、次に話は別でもって、中学校の関係でね、部活やったりしたときの生徒の補助金、生徒の遠征費、これに対する補助金制度があるんですが、この補助金制度そのものがなかなか使い勝手がよくないというのか、正式な大会でなかったら補助は出しませんという問題であったり、それだけでもって部活の成果が上がるかという、練

習試合だどこまで出してどこまで出さないというのがあったりということで、結局その負担はじゃ誰がするのよという位置づけの問題があるんですね。この補助そのものは正式なものであって、本当に行ったときは出ているんだけど、実際に出るのが非常に遅くてということで、それぞれの学校の実際これね、金やりくりしているのは後援会なんだけどね、後援会のほうでもってこの帳簿上の金のやりくりが遅れちゃってという、こういう話もあるんですけども、この辺のところ何か聞いていますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 遠征費の補助の関係ですけれども、実はこれ逆にこちらのほうはその大会前に支給をしたいので、いついつまで出してくれというふうな基準を定めているんですけれども、なかなか学校のほうから、その要綱がまとまっていないですとか、いろいろ準備が整っていないということで、逆に学校から上がってくるのが遅れてしまって、支給が結構厳しくなるというふうな現状も一部あります。ただ基本的には、やはり大会前に支給しなくてはいけないということで、上がってきたものにつきましては、担当者は本当にもう速やかに処理をして、大会に行く前に間に合わせるような形でもって支給をしておりますので、その辺はちょっとまた認識の違いがあるのかなというふうに感じているところです。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それはそれで分かりました。

それでね、この遠征費の関係なんですけど、子供たち、生徒が行ってきたりといったときに、どこも恐らくね、新井中学校を除いて後援会の費用の中でもってかなりの便を面倒見ているというパターンなんですよね。新井中学校に関しては、今までは後援会がないもんだから、ただ人数も多いからということでもって、PTA会費の中からやりくりしているけども、それで賄えない部分については個人負担というのがあるんですよね。非常にこれがアンバランスなんです。妙高中が各戸1000円の後援会費、高原中は私もちょっと分かりませんが、500円……

〔「500円」「1000円」と呼ぶ者あり〕

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 1000円でしょう、だと思っんですよ。だから、そういうパターンでもってバックアップしているんですよ。これがね、以前にも議論したときは、後援会というのはここじゃないから、教育委員会の仕事じゃないから、地域の皆さんの厚意に甘えるという言い方になるのかな、という形の中でやっていますというぐらいのところなんです。何でそれやっているかという、結局は教育予算でそのところ面倒見てくれないから、地域にという形になるんですよね。今の実態を見ていったときにね、もう高齢者であって、年金生活でもって、どこに子供がいるか分からないような状況の人からも、後援会費として1戸1000円で集めていると。果たしてこれがどうなのかというこの判断をいろいろとそういう話もしてきました。まず、ここでもって、一つ区切りますけども、こういう実態に対して、教育長どう思いますか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 細かく言うてしまうのはどうか分かりませんが、私が以前に勤めていたような状況の中の学校、そしてつい最近まで勤めていた学校、規模にもよりますし、地域の大きさにもよります。子供たちや保護者の協力体制にもよります。もろもろあると思うんですけども、私どもとしては、つまり私どもというのは、学校現場としてはだ、すみません。学校現場としては、地域にある学校として、保護者の方々や地域の方から支援をいただければありがたいという中でのお願いをしているというふうに認識をしております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 学校現場としてはそれはありがたいし、教育委員会としても、なかなか金を確保できないからそうしてもらおうとありがたいし、当然ですよ。こういう実態であるということなんです。ここは、お互いに確

認しておきたいと思うんです。そういう実態があるからということで、今回新井中学校も後援会を組織して、各戸に300円かなでお願いするという形になっているんですよ。ここでかいところだから、300円でかなりの金額になるんですけども、かつてね、いつの校長だかは知りませんが、これだけの学校でありながら後援会組織がないというのはちょっとというような暴言を吐いた校長もいたそうでございます。とんでもないことを言っているなど思っているんですけどね、それはさておいて、だけでも、本来の姿としたらやっぱりそこに頼るのか、あるいはこの後にあるスキーのまち妙高云々という、こういうのもってアスリートを育てるという事業もありますけどもね、そういうのもってきちんとした予算組みをする中で、やっぱりきちんと対応していく、部活だってちゃんと行ってそこでもって大会でもって、いい成績上げてきたらね、市長のところにも報告に来ているんですよ。それで、ようやく、ようやくというだけで済ますんじゃないくて、確かにそのベースとしての補助は出しているけども、もっと踏み込みする必要があると思うんですよ。そういう話については、予算上の関係もありますので、市長がいなくて副市長から一言聞いておきたいなというふうに思います。

○委員長（八木清美） 副市長。

○副市長（西澤澄男） この後援会の問題については、過去にもいろいろ論議があったところは承知しているところでございますし、そのときにある程度方向づけが私はされたのではないかとこのように理解しております。基本的には学校教育に必要なものは、市が用意する。地域でいろいろな面で支え合う部分については、それぞれ地域の皆さんから御協力いただくということで、ある程度一定の線が引かれて、それに基づいて予算組みがされてきているものと認識しておりますが、その辺が少し年数もたっておりますので、どういう形になっているかは私も詳細は今承知しておりませんので、内容的には確認をさせていただいて、原理原則の部分に戻させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 以前にも議論しましたけども、どこまでが教育でどこまでが後援会のバックアップが必要でというような議論までしました。だけど今の現状で見ていったときには、やっぱり学校でやっているの全部学校教育ですよ。それを地域がどういう形でバックアップするかという、それを主体に活動するというこのスタイルじゃないはずなんで、そこはぜひ踏み込みをして、検証していただきたいというふうに思います。

○委員長（八木清美） 続きまして、こども国際交流事業。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 去年はツェルマット、グリンデルワルトということで、海外派遣ということで実施されておりますが、内容は大体分かるんですが、1つその研修内容の中で、観光施設の見学、それから体験活動という、これはどんな内容でしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 体験活動につきましては、現地の中学生との交流活動が主体になっておりまして、ダンスですとか、工作ですとか、料理等の授業に参加をしております。また、観光施設の見学につきましては、グリンデルワルトについては、ユングフラウヨッホ観光という名勝を観光しておりますし、ツェルマットにつきましては、ゴルナグラットというところを見ております。あと救助ヘリコプターですとか、それから電気自動車工場についても、現地の実際の工場等を見学をさせてもらって、地元の産業というところについても学んできているというふうなところで活動しております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） ツェルマットの姉妹都市の関係、私も調印式には平成15年の5月ですかね、参加させてもら

って行ってわけですけども、そのときグリンデルワルト2泊、ツェルマット3泊ですかね、やってきたんですけども、この間私総括質疑の中で、妙高市のトレイルランニングコース、関川の東側につくったほうがいいという、あの発想は実はこのグリンデルワルトとツェルマットから学んだもんなんですね。ですから、この体験活動、観光施設の見学、これはユングフラウのあの登山電車もいいですけども、本当はグリンデルワルトのよさというのは、反対側にトレランコース、ハイキングコースが何コースかあるんですけども、そこから見たほうがユングフラウのメンヒだとか、アイガーが一望に見える。それから、ツェルマットもゴルナグラットですか、登山電車に乗ってあの辺ね、そうするとツェルマットも見える、マッターホルンも見えると、こちらはモンテロスも見えるというすばらしい光景で、ツェルマットのよさだとか、グリンデルワルトのよさが一番感じられる場所なんですよ。ですから、この姉妹都市、友好都市を結ぶときに私聞いたんですが、どうしてなんですかという当時の当局側に聞いたことあるんですが、それはやっぱり地形的に妙高高原町と同じだと。反対側から見れば一望に見える。そういうことで、この子供の交流というよりも、そういう観光地の在り方について非常に参考になるということで、たしか姉妹都市も結んだし、友好都市も結んだわけですね。ですから、13人ということで、中学生行っていますけども、ぜひそういうところを将来の妙高市をどうしたらいいかという一つの大きな観点から、そういうところをひとつ実際に体験していただくということで、ツェルマットというのは、私氷河も行って、モンテロスの小屋まで1泊で行ってきまされたけども、そんなようなところもありますので、妙高市もそういうコースができるわけですのでね、そういう将来のためにただ交流ということではなくて、そういうものを学んできてもらいたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。教育長もたしかいらしていますよね、どうでしょうか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 昨年引率をさせていただきました。ツェルマットは初めてだったんですけど、グリンデルワルト2回目だったんですが、今委員さんおっしゃるように、見る位置によって全然景観が違ってくるところは確かにありますし、全体像を見ながら、そして並ぶ山々を見ながら、そしてその環境を確認しながらといったようなところになると、子供たちも大いに勉強したところだと思います。ただ、登山鉄道の中はアイガーの中を歩いていきますので、実際アイガーの下を見上げるというようなことはできませんし、宿からはよく見えるんですけども、さらに離れて連山を見ていくというようなところまではいっていません。確かにそういうことも必要なというふうに思います。

それから、ツェルマットはですね、実は観光という体験の中に含まれるかどうか分かりませんが、全部電気自動車なんですよ。つまり環境をすごく重視をしている、観光地として電気自動車を全部使いながら、氷河の融雪を防いでいるとか、空気の浄化を高めているとかといったようなところの部分は、子供たち本当によく見ていて、そういう言葉も出てきました。すごくいい学びをしたなというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そういうことで、地形を変えるというわけにはいきませんが、あるものは利用するということで、そういうような関川から東側にそういうルートをつくるというのは、これから特に外部から来るお客さんに対してはすばらしいビューポイントみたいな形になると思いますので、それともう一つは、今教育長をおっしゃいましたが、あそこ化石燃料車禁止なんですね。全部電気自動車でなくちゃだめ。電気自動車と馬車なんですよ。ですから、そういうことでゼロカーボンというような市長が宣言しましたが、そういう面からもツェルマットというのは非常に参考になるなというふうに思いますので、この行事もそういう面からもひとつ見ていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 議事整理のため、6時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 6時00分

再開 午後 6時10分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を始めます。

それでは、社会教育費に入ります。

生涯学習推進事業について。

すみません。その前に子ども教育課長よりお願いします。

○子ども教育課長（松橋 守） すみません。先ほどちょっと答えられなかったところで、認定子ども園保育園の園舎整備事業の関係で、給食室のエアコンの関係なんですけれども、妙高高原の子ども園の調理室につきましてもエアコンは入っております。スチームコンベクションオープン、ちょっと私も正確な知識がなくてあれだったんですけども、あれを使うことによって、室内は特に暑くはなったり等はしないということで、普通の鍋とは違うものから、それによって室温が上がるということもないそうです。エアコンもありますし、あと調理員からも特にそれにプラスアルファというふうな要望も今のところはないというふうな状況だそうです。

以上です。

○委員長（八木清美） それでは、生涯学習推進事業について。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 地域づくりの人材不足という形の中で、ちょっと質疑させていただきます。

非常にですね、市民の皆さんにとっては自ら学び、それからまた生きがいか、充実した生涯学習を送るために、主体的な学び、いわゆるその生涯学習の中でのですね、学習意欲というのは年々高まっているというふうには私思っています。ただ、その反面、地域で活動する担い手が育っていないというふうには思います。そこら辺ですね、人材確保に苦慮している実態、そこら辺をどのように認識しているか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 今ほど御指摘のとおりですね、人口減少問題、それから高齢化によりまして、そういった人材不足が厳しいという状況では十分認識をしております、第3次の妙高市総合計画の中でも、地域コミュニティの維持、再生という施策を掲げて全庁的に取り組んでいるということで、当課といたしましては、妙高はねうまカレッジまなびの杜の中で、ひと・まちコースというコースを設けておりまして、そういった防災ですとか、人権教育だとか、地域リーダーとかという部分のですね、講座を開設することによって、そういった部分に関心を持って活動していただける方の手を拡大していくという取組をさせていただいております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ここでは、はねうまカレッジまなびの杜ですかね、いろんなカリキュラムが設定されているんですが、そこで学んだ学習成果を地元に戻す仕組みづくり、これがやっぱりなかなかまだ回っていないのかなというふうには思っています。その中で、いわゆる人材養成講座というのは、適当な名前は別なんですけども、人づくり、地域づくり、ここら辺にですね、貢献できる人材育成を図るような育成講座みたいなものの取組というものはこれから必要じゃないかなというふうには私思いますが、その辺の考え方についていかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 今ほどのまなびの杜の中でですね、学んでいただいた方には、そういった地域で活動していただく人材になってほしいという願いですとか、そういった働きかけをさせていただきながら行っておりますので、特にコースで参加されている皆様方というのは、非常に学びについての関心も高い、逆に言うと、そういう

方々が現在地域のリーダー的存在で活躍している存在であるという部分で、新たな地域人材というものの発掘というのはなかなか難しいところでもありますけども、継続的な取組が必要ではないかというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） 続きまして、スロヴェニ・グラデツ高校交流事業について。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 今年残念ながら交流事業ができないという状態になってしまいまして、本当ならば行くはずだった年だと思うんですが、来年に繰り越すということなので、来年また人選をして行っていただければいいなと思っております。我が家も2度高校生を受け入れまして、そのときの体験、感想からですね、ちょっと温度差についてお話をしたいと思います。

昨今ヨーロッパの日本ブームというんでしょうか、アニメをはじめ、日本文化に対しては非常にヨーロッパの方々が興味を持っているという方が多いらしく、スロヴェニアもその例外ではないということで、非常に高校生の中からスロヴェニアのグラデツ高校の中から妙高市へ行きたい人といった場合に、非常に難関をくぐり抜けて、作文書いたり、面接したり、もう最後はくじ引きをしてまでもゲットしたという感じなので、日本に着いてくると納豆は食べたいわ、ギョーザは作りたいわ、ラーメン食べたいわ、あれ見たいわ、こんなのも欲しいという非常に意欲的な状況でこちらに来ますし、一生懸命コミュニケーションも取ろうとしてしています。とかく妙高市の私たち日本人は、そういうことが苦手なのかなと思う部分もあり、こちらから行く高校生がそこまでの熱意を持っているかどうかちょっと心配なのでお聞きしたいんです。私たちもついていって見てみたいんですが、実際大人は行けないもんですから、この中で行かれたとしたら副市長か、教育長だと思いますので、実際に妙高市の子供が向こうでどんな状況で頑張っているのかというのをちょっと教えてください。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 私もですね、行ったことがないので報告書でございまして、基本的にはスロヴェニアの向こうの御家庭にホームステイをしていただいて、家庭の中での交流と、それから高校生交流ということで、こちらのほうはスロヴェニ・グラデツ高校と、それから新井高校という、こちらへ来ると新井高校との交流になりますので、スロヴェニ・グラデツ高校での交流体験ということで、こちらの学生が日本文化を教えたり、向こうからヨーロッパの文化を教えていただいたりということで、基本的には共通のテーマですね、去年は自然だったと思うんですが、自然というテーマを設けながら、共通のことを体験しながら国際的な理解を深めていくと、絆を深めていくというような活動を行っているというふうに認識しています。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 大体新井高校、高田高校、北城高校あたりの生徒さんが行かれることが多いのではないかなと思うんですが、残念ながらそういうお子さんは優秀なので、妙高市に残っていないということが多々あるのではないかと。なかなか市民交流というふうにまでいくには、まだまだ課題があるのではないかなと思うんです。実際200万円また百何十万円かけてやる事業なんですけども、なかなかスロヴェニアはどこにあるのかという状況の中で、これを続けていくということが今後とも妙高市のためになるというふうにお思いかどうかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） スロヴェニ・グラデツ高校生交流につきましては、当市とスロヴェニ・グラデツ市が国際姉妹都市を結んでいるという交流の中で、いろんなところで交流はしているんですけども、全体的な仕切りは観光商工課で行っておりますけども、経済交流としてのライオンズクラブ関係の交流は観光商工課、それから高校生の交流というのは生涯学習課ということで、私どものほうで所管をしておりますけども、これについては、市

と市の姉妹都市関係の契りを交わしている中での交流事業ということで、近年ですと、参加希望者というんですかね、派遣の参加希望者も定員を超えているというような状況もありますので、これまでの交流の活動、こういったものが定着してきた成果ではないかというふうに思っていますので、今後とも必要な事業であるというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 本当に参加する人数よりも、参加したいという人がたくさんであって、その中から本当に前のめりであれもしたい、これもしたい、ぜひこうしたいという子を行かせてあげるには、参加費用の面なんですけど、今自己負担があると思いますね。自己負担お幾らなんですか、スロヴェニアについて教えてください。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 渡航費につきましては、3分の1を基本的には市が負担するというので、そのレートによって前後しますが、概算ですと1人当たり16万円程度になってございます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 本当にもっともっと人数も行かせたいというふうにも思いますし、気軽に行かせたいというのものもあるし、親の経済的なものに関係なく、行きたい子は行かせたいと思いますので、今後またこういうことをしっかりと予算を取っていただいて、市民交流が盛んになるように御尽力いただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、アートステージ妙高推進事業について。

高田委員。

○高田委員（高田保則） この事業も歴史的には合併前からの事業だというふうに思います。名前は変わっておりますけども、そういうことで歴史ある事業だというふうに思います。

一つ伺いたいのは、夏の芸術学校2泊3日ですかね、ちょっとその辺承知していませんけども、これに参加している人たちが小学校、中学校もあると思います。高校生もあると思いますが、以前は夏の芸術学校で指導を受けた成果を発表するというので、今の四季彩芸術展に出品できたわけなんですけども、今は何か私に言わせればプロ化みたいな形になって、なかなか地元の人たちの作品が展示されないということですが、その辺の理由といいますか、行事には夏の芸術学校、小学生も中学生も参加できるんですよ。でもその結果、お披露目できないというのが一つ問題あるなというふうに思うんです。前にも私質疑したんですが、それはジュニア展があるから、そっちでいいというような答弁だったんです。それはジュニア展と夏の芸術学校の意味合いは全然違うので、その辺をどうして出展させないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 夏の芸術学校ですけども、これにつきましては基本的に3泊4日为一个のコースになっていたり、昨年度はいろんな趣向を凝らす中で、日帰りコースということでもあり、参加者の拡大も図ってまいりました。

それで、今ほどの御質疑ですけども、芸術学校は小学生から大人まで、それぞれコースにもありますけども、水彩画コース、それから油絵コースは、小学校から大人まで参加できるという、年齢制限は設けていませんし、小学生コースは小学生になりますけども、そういった形にはなっています。四季彩芸術展のほうは、15歳以上の高校生の方を対象としている全国公募展ということで、委員も御承知かと思うんですけども、かなり高いレベルの作品が集まるといような形になっているのがこの四季彩芸術展になっています。私の記憶ではですね、かつて高校生もかなりこの芸術学校のほうに参加をされておりましたので、そういった方々が四季彩芸術展、15歳以上の高校生

対象ですので、出してきているというものはあったんですけども、最近この芸術学校には高校生の参加があまりないということで、そういった部分で芸術展の部分には高校生の出品はないというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 当初始まった頃は、妙高高原地区で芸術というのは初めて、はっきり申し上げまして、藝大の関係で始めたものです。それは藝大は何だかということ、岡倉天心ということがあって、夏の芸術学校を始めたわけですけども、その意味合いがほとんど今はなくなっているんですね。芸術というのは、別に15歳以上だの、大人であろうが、プロであろうが、それは芸術は区別できるものではないわけですのでね、小学生、中学生のレベルの芸術も素晴らしい芸術もあると思いますし、高校生だってあると思いますね。その辺はやっぱり妙高市の芸術のレベルを上げるということになれば、というのは私いつも四季彩芸術展見ています、毎年。ところが、地元の作品というのはほとんどないんですよ、地元出身のね。ほとんど市外の人たちが多いです。あれ恐らく80%は市外だと思うんですが、そういうものがレベルが高いからということでもいいかどうかというのは、ちょっと疑問なんですよ。何で妙高市で四季彩芸術展、芸術学校を開催するかというのは、やっぱり妙高市の芸術のレベルを上げるというのが発足当時の目的だったわけですよ。ところが、今いろいろなことで四季彩芸術展は、私にしたらプロ化、レベルが高いとか、プロ化みたいな形に、一般の人たちはなかなか参加できないという、そういうものがありますから、それはぜひますを外してやってもらいたいというふうに思うわけですが、何回も言いましたが、ジュニア展と芸術学校の組織というのは違うわけですよ。ジュニア展というのは、学校教育の問題です。こっちは学校教育というよりも、芸術のレベルを高めるという一つの目的があるわけですから、その辺を何か前はそういう一緒にくたにして、ジュニア展があるからいいじゃないかというふうな答弁をもらったんですが、私は違うと思うんですが、その辺いかがですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 妙高芸術祭ということで、今四季彩芸術展、それから妙高市美術展覧会、それから今御指摘の妙高市ジュニア展ということで、これについては、妙高芸術祭の実行委員会というものを組織して、委員の皆様から御指導いただきながら、御意見をいただきながら、それぞれの事業の企画運営をしているということとなっております。今ほどのお話の芸術分野につきましては、そういった専門的なメンバーの方がいる実行委員会のほうにも御相談をさせていただきながら、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） ぜひ妙高市の芸術のレベルを上げるということになればね、やはりしかも藝大の先生が来て指導してくれるというような環境ですのでね、ちょっとジュニア展の作品とは違うような気がしますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それと、前にも私申し上げたんですが、この夏の芸術学校、それから四季彩展、これは何でできたかということ、いわゆる岡倉天心さんのゆかりの地ということできたわけですよ。ところが、どの展覧会行っても、岡倉天心という一つの藝大の創始者である人の説明だとか、肖像だとか、ほとんどないんですね。四季彩芸術展はね、たしか1回か2回は天心の系譜や何かちょっと飾った経過があるんです。ちょっとそれも間違った系譜だったんで私指摘したことがあったんですが、これは岡倉天心の恩恵というのは、すごく……

○委員長（八木清美） 高田委員、決算の質疑で。

○高田委員（高田保則） だから、そういうことで、もうちょっと岡倉天心というものを表に出してやったほうがこれは対外的にも非常にいいと思うんですよ。その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

芸術関係のこの事業につきましては、委員おっしゃるとおり赤倉温泉で終えんを迎えた岡倉天心先生というものを根っこにして始まっている事業ということで認識をしておりますし、今の芸術学校、それから四季彩芸術展の流れも、岡倉天心先生、それから故平山郁夫先生、日本美術院、東京藝大ということになるんですけども、そういった流れをくんでやっているというのは、以前と変わらないんですけども、象徴的な平山先生がお亡くなりになったりということもございますし、対外的にPRする部分というのはちょっと不足しているのかなというのは、正直なところございますけども、ただ芸術学校につきましても、岡倉天心先生、平山郁夫先生に師事した宮廻先生というのが名誉校長を務めておられますし、校長の倉島先生につきましても、同じく東京藝大、それから日本美術院ということで流れをくんでいるということで、御理解いただきたいと思っておりますし、四季彩芸術展の開催のほうには、今年はずっとコロナで難しいと思うんですけども、いわゆる岡倉天心が日本文化を世界に広げたとされている茶の本ですね、これに絡めてお茶をたてて初日でしょうかね、振る舞う。それから、岡倉天心の六角堂の絵を描いた子供の絵画をロビーに展示するというような形をさせていただく中で、岡倉天心のPRをさせていただいているということで、今ほどおっしゃられたパネル展につきましても、今年の中でですね、検討していこうということで考えておりますので、そういったことでPRしていきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） くだいようですけど、妙高市は非常にいろんな行事で岡倉天心を利用しているということ、いい意味で利用しているわけですよ。今の天心サミットもそうですし、芸術学校もそうですし、四季彩展もそうですし、それから皆さん御存じの妙高高原中学校の平和講話の法隆寺、あれも平成15年から始まっているわけですね。それも私ども平成7年から太子講に呼んで、その後講話ということでやっていたんですが、そういうね、恩恵を随分被っていたわけですよ。しかも今回、世界初の白狐のオペラ、これだって天心の52歳、死ぬ前の年ですかね、執筆したということですが、そういうものがありながら、どうも岡倉天心というものを皆さん表に出していないような気がします、正直言って。ぜひアートステージの中で、基本は岡倉天心だけではないんですが、岡倉天心だという精神でやってもらいたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、スポーツ等合宿の郷づくり事業について。

高田委員。

○高田委員（高田保則） これも端的に聞きます。

これは、夏合宿の郷づくりで宿泊の人たちがスポーツ施設等を利用するについて、配分はどういうふうな形でやっていますか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 妙高高原地区、それから妙高地区のスポーツ施設につきましては、指定管理者におきまして、7月から9月、いわゆる合宿の混雑期につきましては、調整会議というもので開催をしております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） どこが主催でやっていますか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 妙高高原地区につきましては、指定管理をお願いしています妙高高原さわやか協議会、それから妙高地区につきましては、NPO法人ふるさとづくり妙高が主催しているということでございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今はちょっと分かりませんが、私ある宿泊業者から相談を受けたんですが、申込み行っただけでも、もう1か月前に全部ふさがっているという話で、何とかしてもらえないかという話で、いわゆるあれはたしか施設を利用するには1週間前だと思んですけども、の申込みをするということになっているはずなんです、もう1か月も2か月前から予約でいっぱい埋まっていると、そういう施設があるようですが、その辺のことは承知していますか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 体育施設条例の施行規則ではですね、許可申請書につきましては、使用日の120日前から受け付けるということ、使用日の120日前、4か月前ですね、から受け付けるということになってございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私が言うのはね、どこを見ても行事がない、調べてみたんですが、行事がないのに予約だけしていると。申込みに行ったら、予約でだめですよと言われたということで相談を受けたんですが、そういうことは今はないわけですね。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 今ほどお話しした120日前から予約ができるということで、体育施設の場合につきましては、申請をしてお金を払わないと許可が下りませんので、その段階でお金を払って施設を押さえるということになりますので、その後本人さんの責任で使用しなくなった場合につきましては、返金はしないというのが体育施設条例の決まりになっていますので、安易に先の予定のないものまで予約をしているというのは申請者側のほうで不利益になると思いますので、それはあまりやっていないんじゃないかというふうに認識しています。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） かつてはあったので、1週間前に行って、毎朝並びないというので並ばせてもらいました。それは今はないということですね。

それからもう一つはですね、この間ちょっと杉野沢の妙高高原地区の宿泊の人からあったんですが、高田さん、何かツーリズムマネジメントの会員にならなければ施設貸してもらえないんだってと、おまえたちそんなのあったというちょっと聞いたんですが、それはツーリズムマネジメントの会員でなければ合宿の郷づくりのための施設は貸してもらえないということでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 合宿施設、体育施設だけではなくて、市内の公共施設は合宿の郷づくりということで、市内の宿泊施設に泊まって御利用いただく方には、要するに市民料金で御利用いただけるということになっておりますので、妙高ツーリズムマネジメントの会員でなくても、施設に例えば鴨井旅館に泊まって、妙高高原スポーツ公園で合宿をするということであれば、合宿料金で利用することはできます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そうということで、相談を受けたんです。私条例見ましたけども、そんなこと一つも書いていないですよ、貸付け条件には、ツーリズムマネジメントの会員でなければ貸し出さないなんて。というのは、この前もちょっと一般質問でもしましたけども、五十%ぐらいしか加盟していない、四十%も加盟していない施設があるわけですから、それを全部貸し出さないということになると問題あると思って、今会員でなければならぬのかということをお聞きしたわけです。そういうことはないわけですね、条例にもないですからね。分かりました。

以上です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 1点だけお願いいたします。

スポーツ等合宿の郷づくり事業という形の中で、説明文の中には、安全、安心の環境整備に努めましたとあります。しかし、その中身が何かというと、公道においてランニング練習をしている合宿者の安全を確保するため、県道へ車両運転手へ注意喚起を促す路面標示など書いてあるんです。路面標示しただけでもって、安全、安心の環境整備と言えるのかなというふうに思うんですけども、今までいろいろ一般質問あたりもしているんでね、なかなか県との関係で前へ進まないというのはあるんですけども、これはこのままいくのか、新たな形を考えていくのか、本当に安全対策といったときどうなのか、その辺のところについて、今後検討していく気があるかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 県道、市道を利用したランナーの皆さんの安全対策ということで、これまでも交通安全協会の妙高高原支部さんのほうで看板を出していると。それから、今ほど委員おっしゃるとおり、県におきまして、県道のほうですね、昨年からですね、路面道路標示ということで、あれは注意ということでしていただいております。それが昨年16か所で、今年は32か所ということで、もう既に7月の合宿前に終了していただいております。そういった中で、地元としてもそれだけでは足りないんじゃないかということで、沿道というんでしょうか、沿道修景草刈り作業を一生懸命やって、視距改良といいますか、そういった少しでも安全な対応ということでやっておりますので、そういった部分、地域とともに一緒に連携して取り組んでいくことが必要ではないかというふうに思いますし、県につきましては、これまで同様に要望のほうを続けていかなければならないというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） 歳出のほうですね、質疑そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようでしたら、続いて歳入に対する質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） それでは、議事整理のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時42分

再開 午後 6時44分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 3園合同の園舎の関係ですね、まだ納得し切れないというのがございます。この予算のときにも指摘をしてきましたが、でき上がれば私の気持ちも変わるかもしれませんが、この段階では賛成できないということを表明しておきます。

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより起立により採決をします。

議案第59号 令和元年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち当委員会所管事項については、原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（八木清美） 着席願います。

賛成委員多数であります。

よって、議案第59号のうち当委員会所管事項については、原案のとおり認定されました。

議案第64号 令和元年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第64号 令和元年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（松岡孝一） ただいま議題となりました議案第64号 令和元年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

最初に、歳入から申し上げます。決算書特83、84ページを御覧ください。上段の1款財産収入ですが、主なものは1項1目1節土地貸付料の603万446円で、うち杉ノ原スキー場に関する貸付料が最も多く419万3070円となっております。

中段の2款1項1目1節の繰越金は、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出について申し上げます。めくっていただき、特86ページを御覧ください。上段の一般管理費は、財産区管理会運営のための経常経費が主なものであります。

中段の財産管理費は、財産区所有地の景観維持や県道沿い等の支障木の伐採などの管理のための経費であります。

下段の地区環境整備費では、杉野沢区の地区環境整備などの負担金を交付いたしました。

以上、議案第64号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第64号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 歳入のほうですが、収入未済額で47万円、土地貸付料の中に出ておりますが、その内訳ともし件数も分かればお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（松岡孝一） 貸付けにつきましては、令和元年度26件の貸付けがございますが、うち2件について未納が発生しております。1件につきましては、今年度の8月14日に納入をいただきましたが、1件につきましては、26年度分からの滞納が続いている方でございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 昨年も収入未済額が33万3000円あったんですが、その分についても、ずっと継続して滞納が続いているというふうなことでしょうか。

○委員長（八木清美） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（松岡孝一） 委員御指摘のとおりでございます、その方の未納が続いているということでございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 対応されていると思うんですけど、その滞納者に対する対応の状況をお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（松岡孝一） この方につきましては、2か月に1度程度でなんですが、書面もしくは電話等あるいは訪問等を繰り返しております。本人が定職に就いておらなかったもんですから、ここの営業のみの収入だけしかなかったということで、今年度の9月から定職にお就きになったということで、10月分からまた未納分について納入いただくように先般の面談で行ってまいりました。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 杉野沢財産区の全体的な問題ですけども、委員の皆さんと時たま話しすることもあるんですが、今の財産区の所有地の境界、隣地との境界、どの辺がどうかというと、だんだん若い人が多くなるにつれて、その辺の知識といいますか、状況があやふやになってきているというようなお話を聞くわけですけども、その辺は現状どうでしょうか。

○委員長（八木清美） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（松岡孝一） 境界につきましては、年に1遍財産区の役員の者と支所の者で、財産区の現地確認をさせていただいております。財産区の役員につきましては今6名いらっしゃいますが、その方々できちんと現況を確認させていただいているという状況であります。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第64号 令和元年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了しました。

陳情第7号 「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情

○委員長（八木清美） 引き続き全員協議会において、当委員会に付託されました陳情の審査を行います。

今定例会における当委員会所管の陳情は、陳情第7号 「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情の1件であります。

陳情第7号 「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情を議題とします。

事前に陳情書等が配付されておりますので、各委員の意見を順に聞きたいと思います。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） この本陳情であります、令和2年度から国の就学支援金制度が拡充されたんですけども、公教育の一端を担う私立高等学校の教育振興及び私立高等学校の保護者の負担軽減のため、私学助成の増額と学費軽減制度の充実はさらに必要だと考えております。

よって、本陳情に賛成です。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 大分改善されてきたとはいえ、まだ格差がありますので、これについては賛成でございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私も賛成です。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 国も一生懸命やったださって、私立の場合授業料免除ということではありますが、590万円以内という、そういう制限もある中でまだまだ厳しいと思います。賛成です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 賛成です。

○委員長（八木清美） これより起立により採決します。

陳情第7号 「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情については、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔 賛 成 者 起 立 〕

○委員長（八木清美） 賛成委員着席願います。

賛成委員全員であります。

よって、陳情第7号は採択されました。

陳情第7号は採択となりましたので、意見書を提出する発議の提案に当たり、提出者及び賛成者及び提出する意見書を決定する必要があります。

まず、提出者及び賛成者を決定したいと思います。この決定について何か御意見ありませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 提出者は委員長、賛成者は委員全員でお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） ただいま佐藤委員より、提出者は私委員長、賛成者は委員全員という意見が出されました。

お諮りします。ただいまの提案のとおり、提出者は委員長、賛成者は委員全員とすることに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、意見書案文について、精査について何か御意見ありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○委員長（八木清美） 特にないようですので、本案文を意見書としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

お諮りします。本意見書につきましては、その字句等の整理を会議規則109条の規定により、委員長に委任されたと思います。これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は委員長に委任することに決定されました。

閉会中の継続審査（調査）の申出について

○委員長（八木清美） 引き続き閉会中の継続審査（調査）の申出についてを議題とします。

閉会中の所管事務調査については、委員、執行部側のいずれからも申出はありませんでした。
お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申出がないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出がないことに決定されました。

○委員長（八木清美） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。

これをもちまして総務文教委員会を散会します。どうも御苦労さまでした。

散会 午後 6時56分